

子どもの最善の利益を実現する共生社会

未来を支える 江戸川こどもプラン

江戸川区こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

はじめに

本区では、令和3年6月に「ともに生きるまちを目指す条例」を制定し、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」の実現に向けた取り組みを進めています。その理念に紐づく個別条例として「江戸川区子どもの権利条例」を制定し、全ての子どもの最善の利益を図るまちづくりを目指しています。

また、過去に発生した痛ましい虐待死事件の教訓を踏まえ、「江戸川区の子どもは江戸川区で守る」という強い信念のもと、児童相談所を核に地域全体で児童虐待の未然防止や早期対応に取り組んでまいりました。この「子どもの権利条例」の制定により、行政・保護者・区民・施設関係者が協力して、権利の主体である子どもたちの育ちを区全体で支える環境や仕組みづくりをさらに充実させています。

このたび策定した「未来を支える江戸川こどもプラン～江戸川区こども計画～」は、これらの理念を具体化するための実行計画です。当計画では、喫緊の課題である少子化対策を重要な柱として加え、望む方が安心して出産や子育てができる環境整備を進める方針を掲げています。さらに、子育ての孤立化や貧困、虐待など、子どもと家庭を取り巻く環境の複雑化・多様化にも対応するため、当事者である子ども・若者や保護者、子育て支援に関わる団体など幅広い方々の意見を聞いて計画を策定しました。成長段階に応じた切れ目のない支援を行い、社会全体で子どもの育ちを支える仕組みを充実させていきます。生まれ育った環境に左右されることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせる「共生社会」の実現に向けた取り組みを加速していきます。

計画策定にあたり、江戸川区子ども・子育て応援会議の委員をはじめ、多くの関係団体や区民の皆様から貴重なご意見・ご提言をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

次代を担う子どもたちは地域の宝です。子どもたちが希望を持ち、健やかに成長できる環境を整えることで、その未来がより輝かしいものとなることを願っております。

令和7年3月

江戸川区長 齊藤 猛

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	8
第3節 計画の期間.....	9
第4節 計画の策定体制.....	9

第2章 江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況

第1節 人口・世帯・人口動態・保護者の就労等.....	11
第2節 教育・保育施設等の状況.....	21
第3節 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	23
第4節 未来を担う子どものための区民基礎調査結果概要.....	27
第5節 子どもに関わる団体への意見聴取結果概要.....	43
第6節 こどもプラン概要版についての子どもの意見聴取結果概要.....	48
第7節 声が聴かれにくい子ども・若者の意見聴取の結果概要.....	50
第8節 子どもの数(将来人口推計).....	54
第9節 子どもと家庭を取り巻く状況等にみる課題.....	56

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念.....	60
第2節 基本方針.....	62
第3節 施策の体系.....	64

第4章 妊娠期から就学前の幼児期までの支援

第1節 安心できる出産・子育て.....	67
第2節 乳幼児期の豊かな発達.....	78

第5章 就学後から18歳までの子どもに対する支援

第1節 生きる力を育む取り組み.....	83
第2節 全ての子どもの幸せな成長.....	89

第6章 18歳以降の若者に対する支援

第1節 若者が活躍できる社会.....	93
第2節 希望するライフプランの支援.....	95

第7章 困難な状況にある子どもや家庭への支援

第1節 様々な課題やニーズへの対応.....	97
第2節 子育てに係る負担の軽減.....	103

第8章 子どもの命・安全を守る取り組み

第1節 良好な成育環境の確保.....	106
---------------------	-----

第2節 安全・安心なまち	110
第9章 子ども・若者、子育て当事者に やさしい社会づくり	
第1節 子どもや若者の最善の利益の実現.....	112
第2節 子育てにやさしい社会・環境	114
第10章 子ども・子育て支援事業計画	
第1節 子ども・子育て支援に関わる制度等の改正	120
第2節 教育・保育提供区域の設定	122
第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策.....	124
第4節 地域子ども・子育て支援事業	138
第5節 その他の基本的な取り組み.....	150
第11章 計画実現の体制づくり	
第1節 計画実現のための体制整備	151
第2節 本計画の指標	153
第3節 本計画におけるライフステージごとの主な取り組み.....	154
資料編	
江戸川区子ども・子育て応援会議 委員名簿	156
用語解説	157

第1章 計画策定にあたって

本区は令和2年3月に「未来を支える 江戸川こどもプラン(令和2～6年度)」を策定し、全ての子どもが健やかに成長でき、子どもの最善の利益が実現されるまちとなるための取り組みを進めてきました。その計画が令和6年度で終了となるため、引き続き本区の子どもに関する取り組みを総合的に推進するための計画として、この「未来を支える 江戸川こどもプラン～江戸川区こども計画～(令和7～11年度)」(以下「本計画」)を策定します。

第1節 計画策定の背景

1 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援の始まり

平成元年
全国の合計
特殊出生率
1.57に

平成15年7月、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」¹が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

平成17年
江戸川区
次世代育成
支援行動計画

江戸川区においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度に「江戸川区次世代育成支援行動計画」を策定し、「子どもを共に育て 子どもと共に育つまち えどがわ」の基本理念のもと、次世代を担う子どもたちが豊かに育つまちづくりを推進しました。

2 「子ども・子育て支援新制度」と「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」

平成24年
子ども・子育て
関連3法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

平成27年
江戸川区子ども・子育て
支援事業計画

江戸川区においては、平成27年3月、5年間を計画期間とする「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「江戸川区次世代育成支援行動計画」に掲げた基本理念「子どもを共に育て 子どもと共に育つまち えどがわ」を継承しつつ、子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めました。

1 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

3 子どもや若者を取り巻く動向

平成 22 年
子ども・若者
育成支援推進
法

子ども・若者の支援を充実させるため、国・社会における動向にも様々な変化があります。

平成 22 年 4 月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取り組みが進められることになりました。

平成 26 年
子どもの貧困
対策の推進に
関する法律

子どもの貧困対策については、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」）が施行され、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年 9 月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、区市町村計画策定の努力義務化を経て、令和 6 年 6 月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成 28 年
改正障害者総
合支援法・改
正児童福祉法

障害のある子どもへの対応については、平成 28 年 6 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障害児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

平成 12 年
児童虐待の防
止等に関する
法律

児童虐待については、平成 12 年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成 23 年 5 月の民法・児童福祉法等の改正後、平成 28 年 6 月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られるとともに、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるものとされました。江戸川区では令和 2 年 4 月、江戸川区児童相談所「はあとポート」を開設しています。

令和 2 年
江戸川区児童
相談所「はあ
とポート」

令和 2 年
新子育て安心
プラン

待機児童対策では、平成 29 年成立の「子育て安心プラン」が令和 2 年 12 月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取り組み強化策が打ち出されています。

令和 3 年
江戸川区
子どもの権利
条例

全ての子どもが権利の主体であり、その権利が大切に守られることを地域の共通理解とするため、江戸川区は令和 3 年 7 月に「江戸川区子どもの権利条例」を施行しました。条例では、児童の権利に関する条約を基に、子どもの最善の利益の実現ができるまちづくりを進めるなどの区の考えを示しています。

4 深刻な少子化の進行

令和5年
出生数が過去
最低に

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善の妨げになるなど、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和5年
東京都の合計
特殊出生率は
0.99

令和6年6月の厚生労働省の発表によると、令和5年の全国の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4年の1.26からさらに低下しました。昭和22(1947)年に統計をとり始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。東京都の合計特殊出生率は0.99と、ついに1を下回りました。

令和6年
少子化対策関
連法案が成立

令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増、親の就労に関係なく子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

5 子ども施策の新たな推進

令和5年4月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

令和5年
12月
こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策法」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

令和6年
4月
改正
児童福祉法

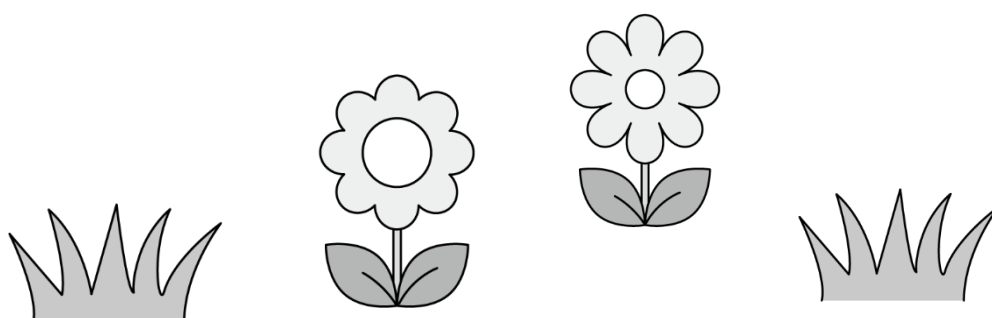
令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

令和6年5月
こどもまんなか
実行計画
2024

令和6年度
～
放課後児童
対策

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進める子ども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画 2024」が決定しました。

放課後児童対策では、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月通知）による取り組みが進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日通知）により、継続的な取り組みを推進していくとしています。



6 こども基本法の概要

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」の目的及び基本理念の概要は以下のとおりです。

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

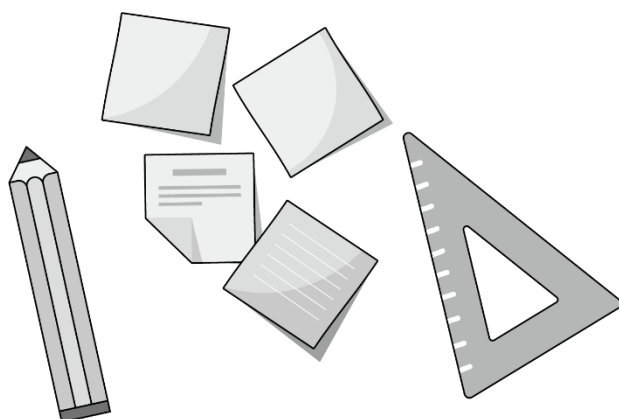
- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

7 こども大綱における基本的な方針

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

こども施策
に関する基
本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



8 こども大綱におけるこども施策に関する重要事項

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を以下のように示しています。

1
ライフ
ステージを
通した
重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困の解消に向けた対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2
ライフ
ステージ別の
重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保／
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等／
居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこ
ころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報
提供や教育／いじめ防止／不登校のこどもへの支援／校則の見直し／
体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の
安定／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや
不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3
子育て当事者
への支援に
関する
重要事項

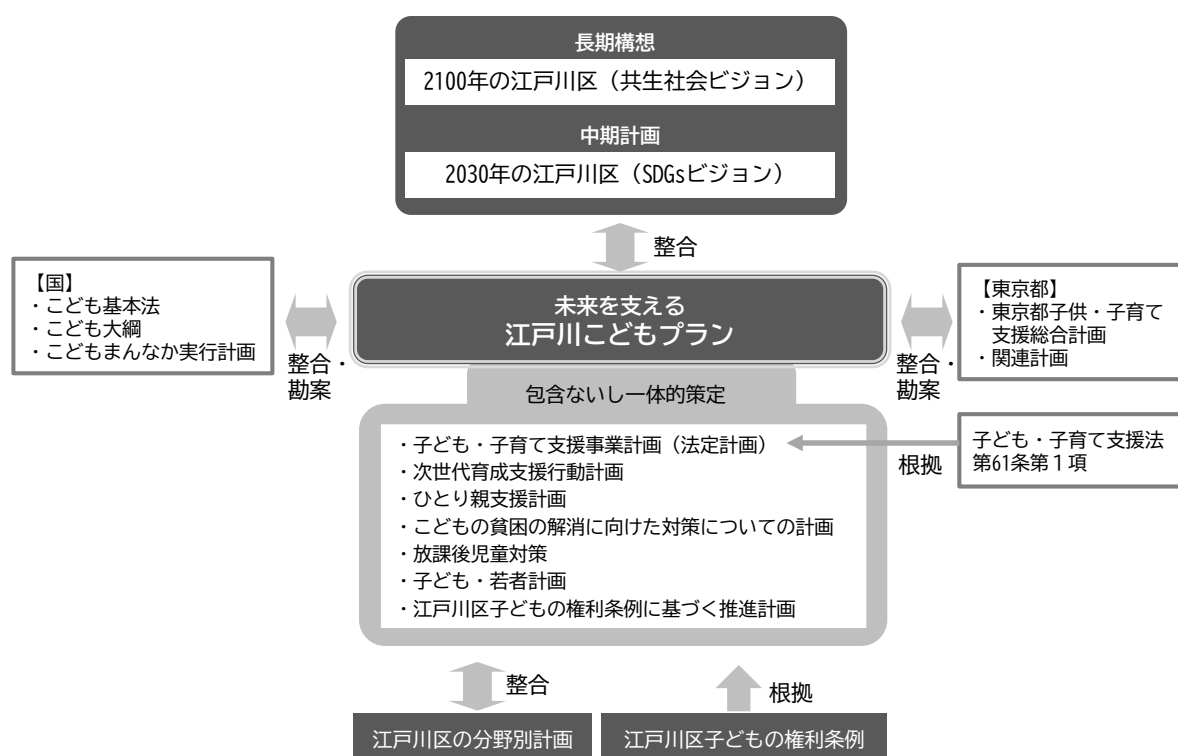
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画
促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども大綱等を勘案するとともに、江戸川区における以下の計画・取り組みを包含するものとします。

- 子ども・子育て支援事業計画（第三期「市町村子ども・子育て支援事業計画」）
- 次世代育成支援行動計画
- ひとり親支援計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- 放課後児童対策
- 子ども・若者計画
- 江戸川区子どもの権利条例に基づく推進計画

江戸川区の長期構想「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」、中期計画にあたる「2030年の江戸川区（SDGs ビジョン）」及び「江戸川区子どもの権利条例」の考え方や方向性をともにし、国・東京都が策定した関連の計画や、区の各種計画等との整合を図り策定しています。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

令和 2年度	～	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(前計画) (令和2～6年度)			(本計画) 未来を支える 江戸川こどもプラン (令和7年度～令和11年度)				
		▲ 見直し					▲ 見直し

第4節 計画の策定体制

1 区民基礎調査の実施

本計画において推進する施策の検討にあたり、様々な世代の区民の子育てや少子化に関する意識等を把握するため「未来を担う子どものための区民基礎調査」を実施しました。

○調査対象者：江戸川区在住の「就学前の子ども保護者」「就学後の子ども保護者」「18歳未満の子ども」「若者世代」「中高年世代」

○調査期間：令和5年11月20日～12月6日

※結果の概要は第2章第4節に掲載しています。

2 子どもに関わる団体への意見聴取

子どもや子育て家庭と直接的な接点のある支援団体に対し、活動の中で感じている子どもや子育て家庭の課題、支援のあり方などについてのアンケート調査を行いました。

○実施時期：令和6年8月5日～9月1日

※結果の概要は第2章第5節に掲載しています。

3 こどもプラン概要版についての子どもの意見聴取

本計画の子ども向けの概要版を公開し、これから江戸川区が子ども・若者への取り組みを進めるために大事だと思うことや必要だと思うこと、まわりの大人や区への要望などを聞くために実施しました。

○実施時期：令和6年9月17日～10月19日

※結果の概要は第2章第6節に掲載しています。

4 声が聴かれにくい子ども・若者の意見聴取

声が聴かれにくい子ども・若者に対し、現在抱えている課題や解決のために望むことなどを聞くために支援者の協力を得ながらヒアリングを実施しました。

○実施時期：令和6年9月～10月

※結果の概要は第2章第7節に掲載しています。

5 江戸川区子ども・子育て応援会議

本計画策定にあたっては、学識経験者、教育・保育に関する事業従事者、子どもの保護者、関係行政機関、公募区民、区議会議員等により構成される「江戸川区子ども・子育て応援会議」で意見聴取を行いました。

6 パブリック・コメントの実施

区の公式サイト等における意見募集（パブリック・コメント）を行い、区民や関係団体等の意見を踏まえて計画策定を行いました。

○実施時期：令和7年2月1日～3月2日



第2章

江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況

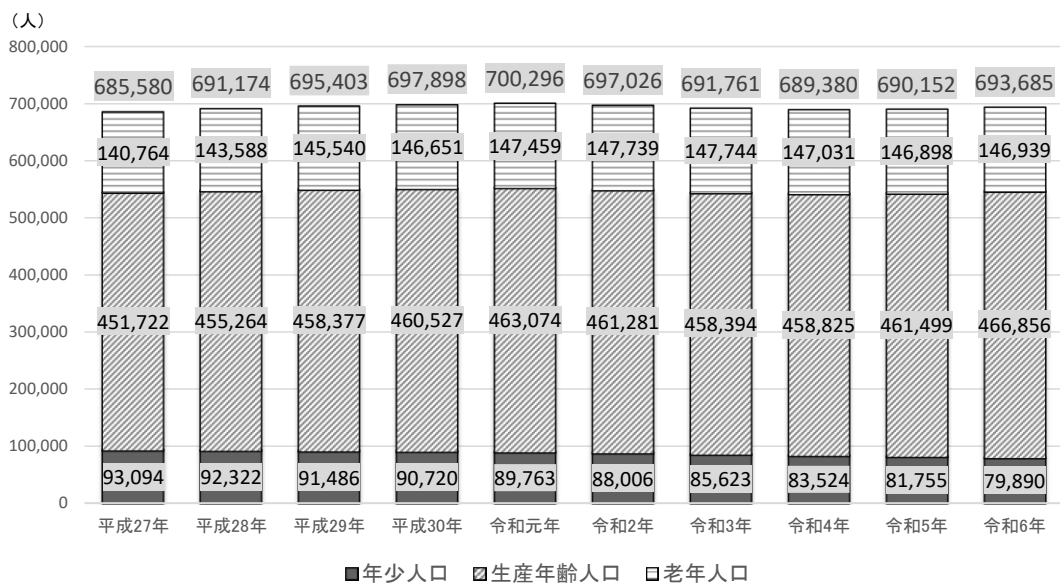
第1節 人口・世帯・人口動態・保護者の就労等

1 人口、世帯

(1) 年齢3区分別人口

平成27年から令和6年にかけて、総人口は8,105人増加(101.2%)しています。生産年齢人口(15～64歳)は15,134人増加(103.4%)、老年人口(65歳以上)は6,175人増加(104.4%)となっているのに対し、年少人口(0～14歳)は13,204人減少(85.8%)となっており、少子化が進行しています。

▼ 年齢3区分別人口の推移

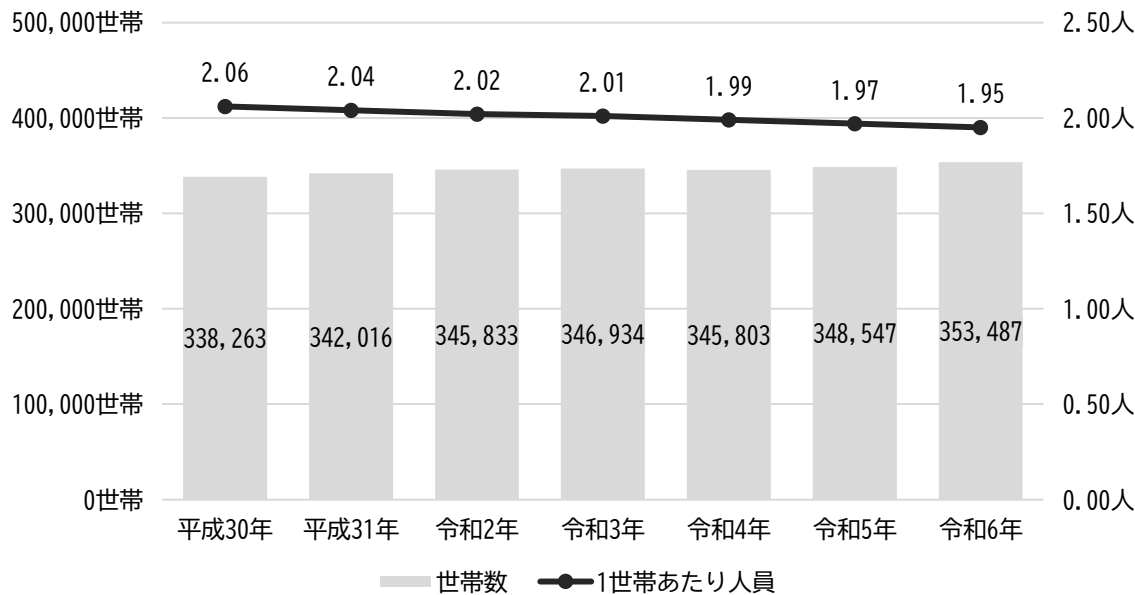


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 世帯数と1世帯あたり人員

世帯数は平成30年から令和3年まで増加し、令和4年には減少しましたが令和5年には再び増加に転じています。1世帯あたりの人員は平成30年の2.06人から令和6年の1.95人まで継続的に減少しています。

▼ 世帯数と平均世帯人員の推移



資料：令和5年版統計江戸川（住民基本台帳各年1月1日現在）
資料：令和6年は町丁目別世帯と人口・年齢別人口報告（2024年1月1日現在）

(3) 18歳未満の世帯員のいる世帯数（江東5区比較）

18歳未満の世帯員のいる一般世帯数は、江東5区の中で江戸川区が最も多く64,756世帯となっています。

▼ 18歳未満の世帯員のいる世帯数

	18歳未満の世帯員のいる一般世帯数	うち 6歳未満の世帯員のいる一般世帯数	うち 6～14歳の世帯員のいる一般世帯数	うち 15～17歳の世帯員のいる一般世帯数
江戸川区	64,756世帯	26,484世帯	37,789世帯	16,682世帯
墨田区	21,406世帯	10,037世帯	11,412世帯	4,600世帯
江東区	50,165世帯	22,306世帯	28,611世帯	10,542世帯
足立区	56,333世帯	22,449世帯	33,488世帯	14,751世帯
葛飾区	38,335世帯	16,052世帯	22,238世帯	9,502世帯

資料：東京都の統計（令和2年国勢調査 東京都区市町村町丁目別報告）

(4) 18歳未満の世帯員に占める割合（江東5区比較）

18歳未満の世帯員に占める割合をみると、6歳未満の世帯員の割合は足立区に次いで低くなっています。6～14歳の世帯員及び15～17歳の世帯員の割合は足立区に次いで高くなっています。

▼ 18歳未満の世帯員に占める割合

	6歳未満世帯員	6～14歳世帯員	15～17歳世帯員
江戸川区	32.1%	50.7%	17.3%
墨田区	37.8%	47.2%	15.0%
江東区	35.7%	49.8%	14.5%
足立区	31.1%	51.4%	17.4%
葛飾区	32.8%	50.6%	16.6%

資料：東京都の統計（令和2年国勢調査 東京都区市町村町丁別報告）

(5) 区内12地区別・18歳未満の世帯員のいる世帯数と割合

区内12地区別に18歳未満の世帯員のいる世帯のうち6歳未満、6～14歳、15～17歳の世帯員のいる一般世帯数をみると、6歳未満の世帯員のいる世帯の割合が43.0%を超えている（区全体は40.9%）のは葛西駅圏内、平井駅圏内、京成小岩駅・江戸川駅圏内となっています。

	6歳未満の世帯員のいる一般世帯数		6～14歳の世帯員のいる一般世帯数		15～17歳の世帯員のいる一般世帯数		18歳未満の世帯員のいる一般世帯数
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数
江戸川区全体	26,484	40.9%	37,789	58.4%	16,682	25.8%	64,756
京成小岩駅・江戸川駅圏内	1,062	43.1%	1,413	57.4%	628	25.5%	2,463
小岩駅圏内	2,995	39.6%	4,362	57.7%	2,079	27.5%	7,557
篠崎駅圏内	2,006	40.5%	2,876	58.1%	1,294	26.1%	4,954
瑞江駅圏内	2,438	38.9%	3,662	58.4%	1,800	28.7%	6,269
一之江駅圏内	2,173	41.5%	3,039	58.1%	1,350	25.8%	5,232
葛西駅圏内	3,943	46.1%	4,635	54.2%	1,958	22.9%	8,548
西葛西駅圏内	3,076	40.2%	4,738	61.9%	1,726	22.5%	7,657
葛西臨海公園駅圏内	1,405	39.7%	2,170	61.2%	966	27.3%	3,543
船堀駅圏内	2,990	41.2%	4,160	57.4%	1,851	25.5%	7,249
新小岩駅圏内	2,441	38.3%	3,795	59.6%	1,786	28.1%	6,367
平井駅圏内	1,485	43.6%	1,990	58.4%	767	22.5%	3,406
東大島駅圏内	470	31.1%	949	62.8%	477	31.6%	1,511

資料：東京都の統計（令和2年国勢調査 東京都区市町村町丁別報告）

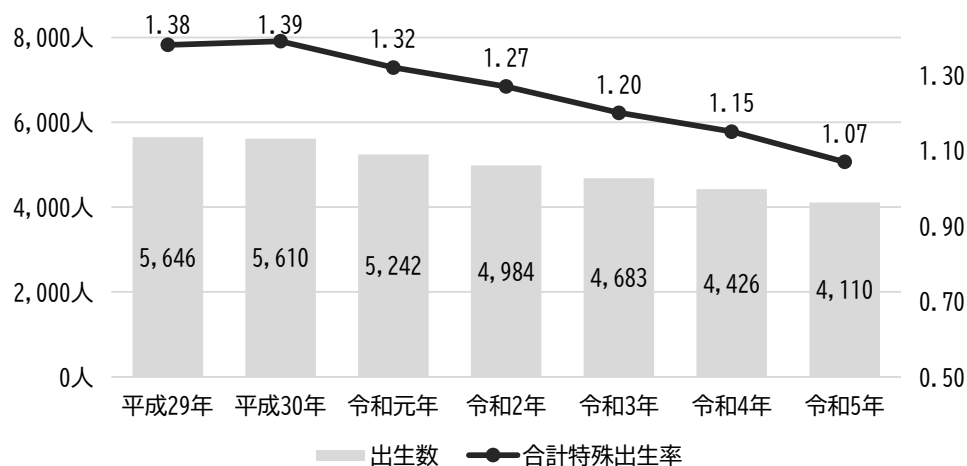
2 出生・出産

(1) 出生数・合計特殊出生率

出生数は、平成 29 年から令和 5 年まで継続的に減少しています。平成 29 年から平成 30 年は 36 人の減少だったものが、平成 30 年から令和元年は 368 人と大きく減少し、その後も同様の減少が続いています。

合計特殊出生率は、平成 30 年の 1.39 から令和 5 年の 1.07 まで継続的に下降しています。

▼ 出生数・合計特殊出生率の推移

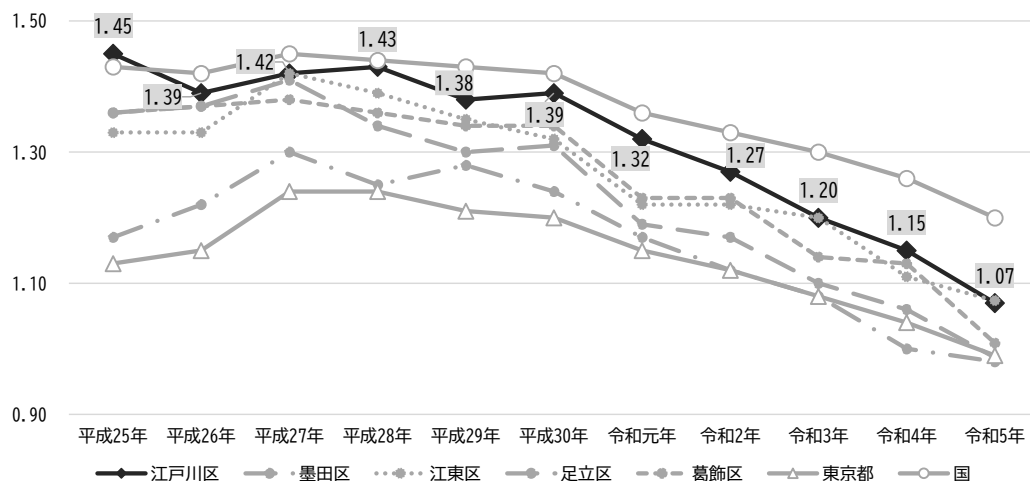


資料：東京都統計（人口動態統計）

(2) 合計特殊出生率（国・東京都・江東5区比較）

国も東京都も合計特殊出生率の減少が続いています。江戸川区では平成 25 年の 1.45 から平成 26 年に一旦減少し、平成 27 年は上昇に転じましたが、平成 28 年の 1.43 を境に以降は継続的な減少となっています。この傾向は他区でもほぼ同様です。

▼ 合計特殊出生率の推移（国・東京都・江東5区比較）

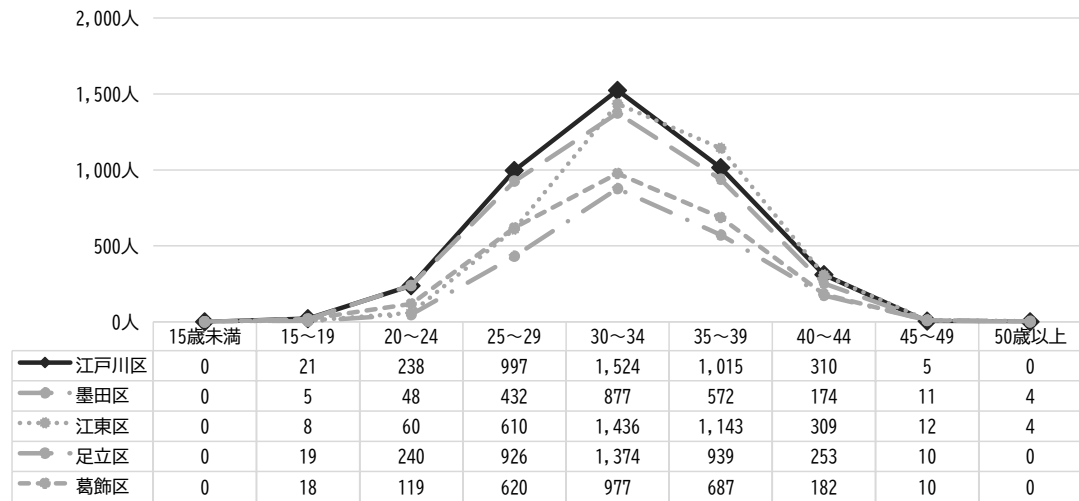


資料：東京都統計（人口動態統計）

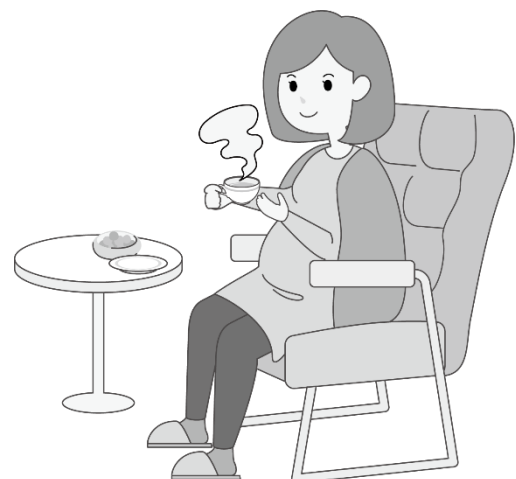
(3) 母の年齢階級別出生数（江東5区比較）

令和5年の母の年齢階級別出生数は、30～34歳での出生数が最も多くなっています。この傾向は江東5区の全てにおいてみられます。

▼ 母の年齢階級別出生数（令和5年）



資料：東京都統計（令和5年人口動態統計）

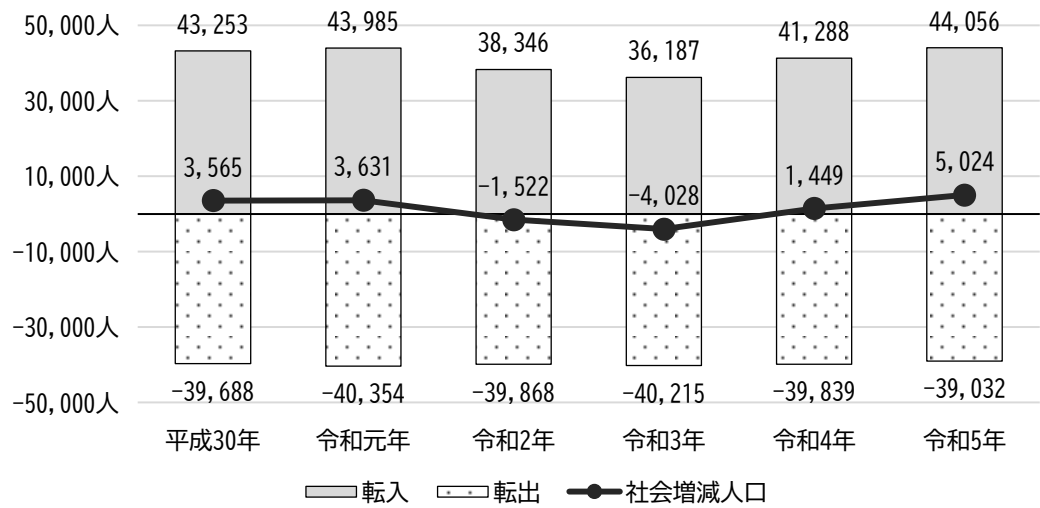


3 人口動態、有配偶者、女性の就労、その他

(1) 社会増減人口

社会増減人口は、平成30年、令和元年は転入超過でしたが、令和2年、令和3年は転出超過で社会増減はマイナスとなっています。令和4年、令和5年は再び転入超過となっています。

▼ 社会増減人口の推移

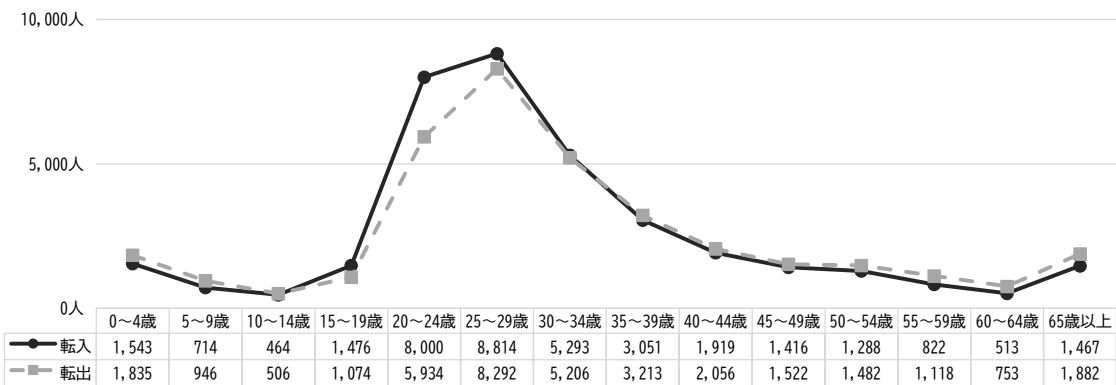


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日～12月31日)

(2) 5歳階級別転入・転出数

令和5年の転入数・転出数は、15～34歳では転入超過となっていますが、0～14歳及び35歳以降は転出超過となっています。

▼ 5歳階級別転入・転出数（令和5年）

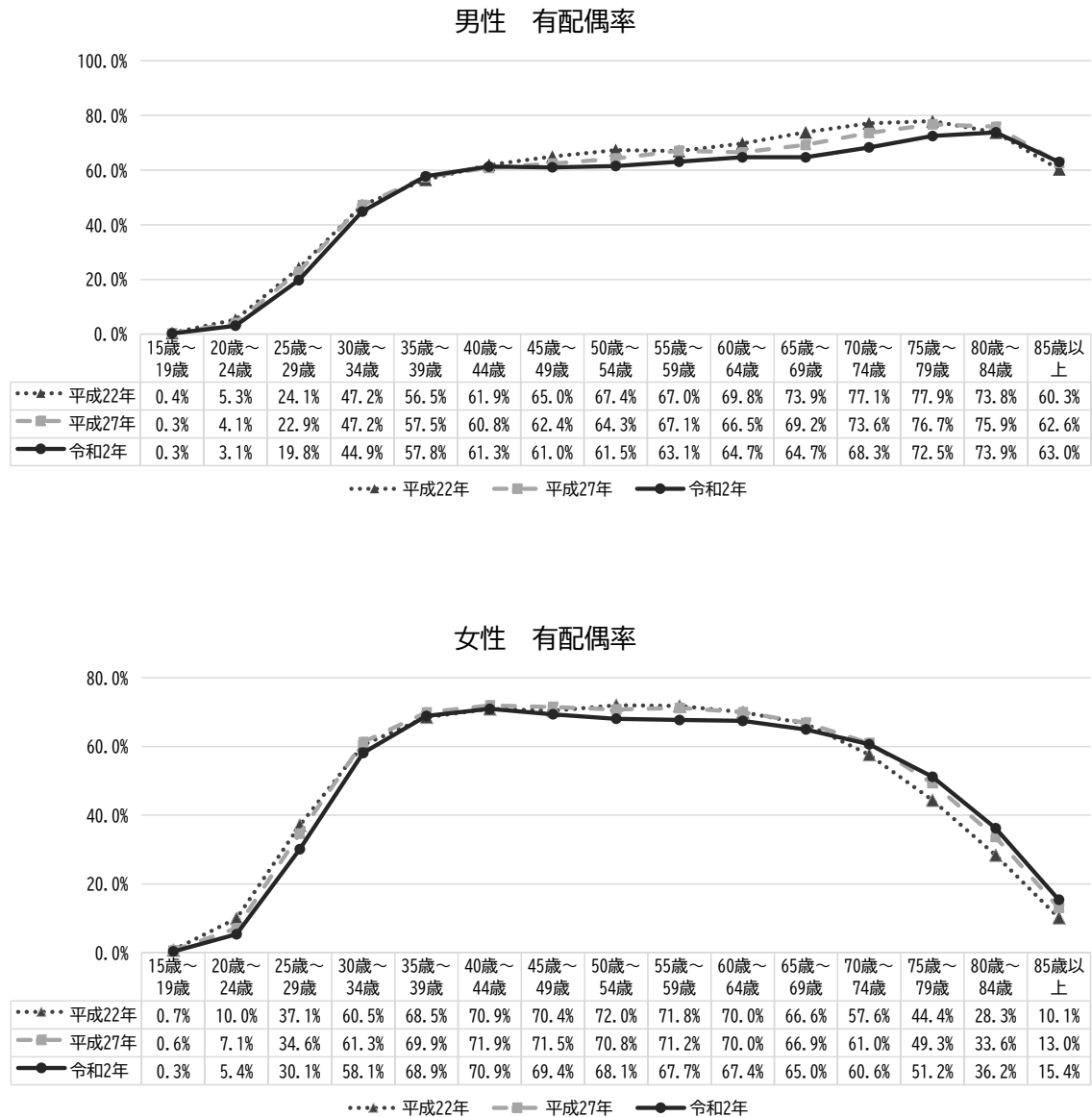


資料：住民基本台帳人口移動報告 令和5年 年報

(3) 有配偶率

20歳から34歳までの年齢層で有配偶率の推移をみると、男女ともに下降の傾向となっています。

▼ 性別・有配偶率の推移



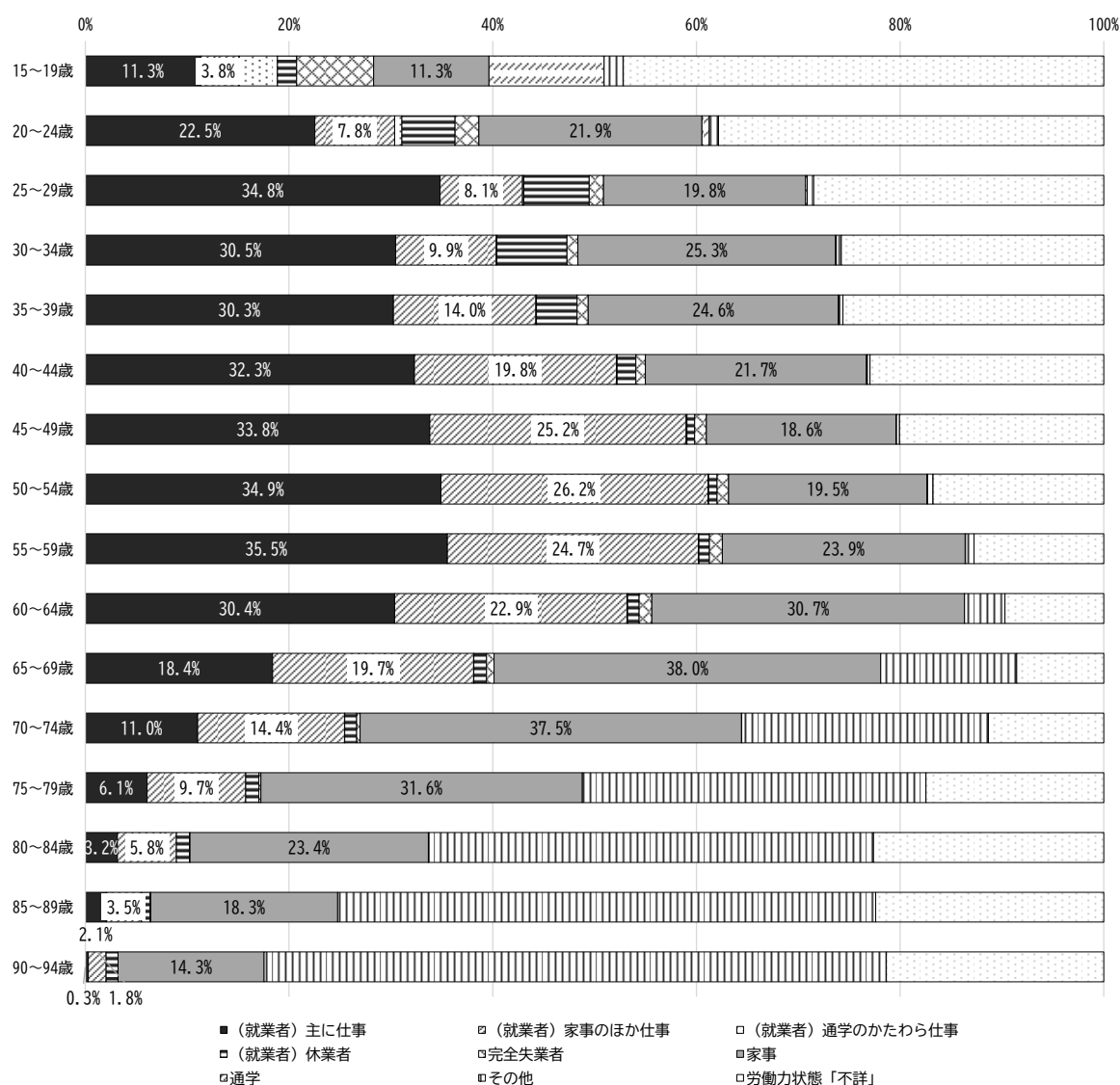
資料：平成22・27年、令和2年国勢調査

(4) 女性有配偶者の5歳階級別労働力状態

令和2年の配偶者のいる女性の労働力状態で、「(就業者) 主に仕事」と「(就業者) 家事のほか仕事」を加えた就業者の割合は、25～29歳で42.9%、30～34歳で40.4%、35～39歳で44.3%、40～44歳で52.1%となっています。

「(就業者) 主に仕事」と「(就業者) 家事のほか仕事」の割合が30歳代前半で一旦低くなるのは、母の年齢階級別出生数が30～34歳で最も多くなっていたこととも合致していると考えられます。

▼ 女性有配偶者の5歳階級別労働力状態（令和2年）

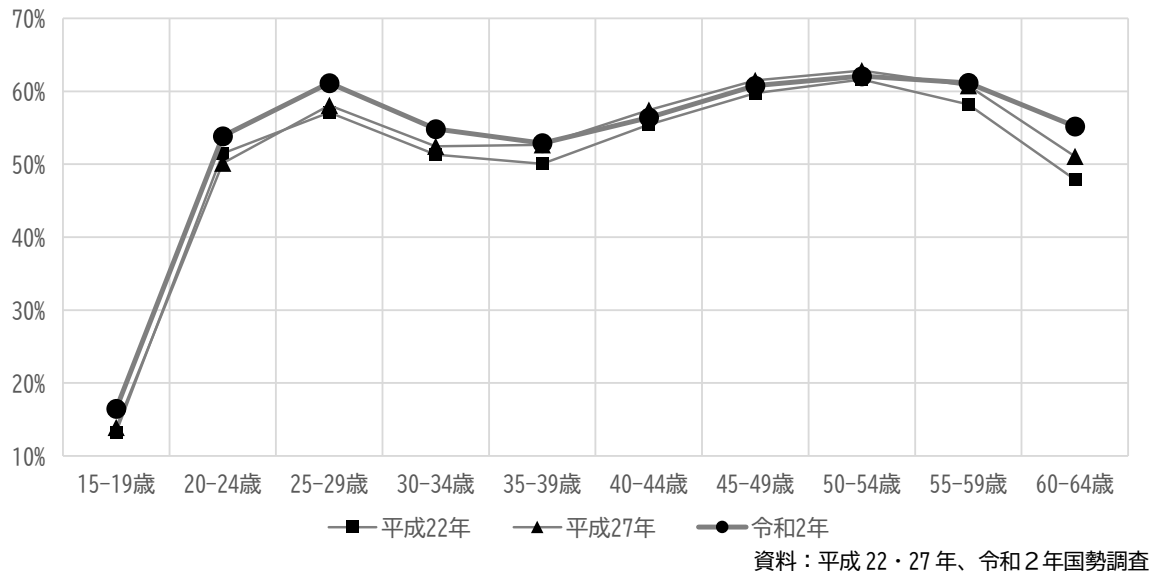


資料：令和2年国勢調査

(5) 女性の就労状況

女性の就労状況では、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字曲線」がみられます。20歳代から30歳代前半をみると働いている女性の増加がありますが、妊娠、出産、子育て期と考えられる30歳代で仕事を離れる傾向は続いていることがわかります。

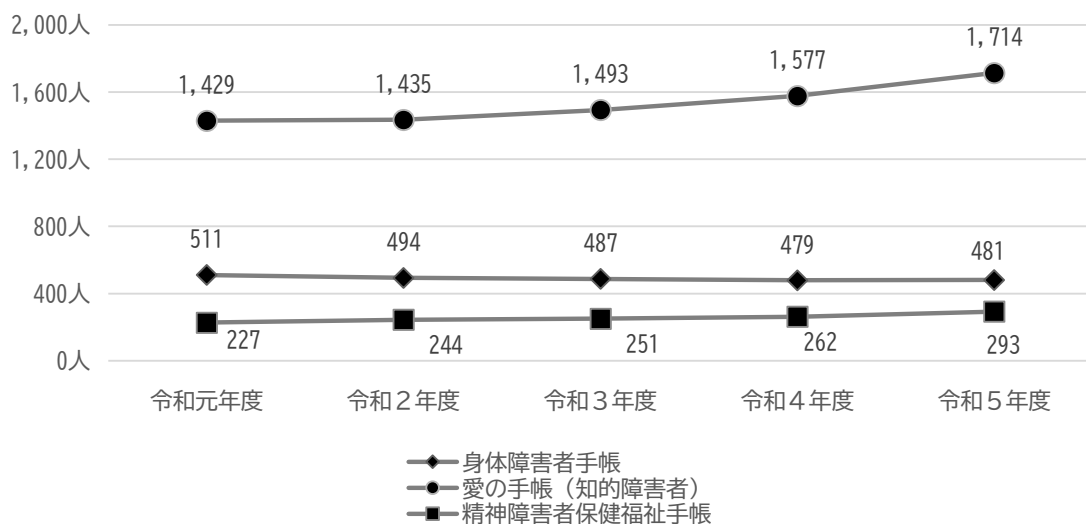
▼ 女性の就業率の推移



(6) 18歳未満の障害者手帳所持者

18歳未満の障害者手帳の所持者数の推移では、愛の手帳（知的障害者）及び精神障害者保健福祉手帳は継続的に増加の傾向にあり、身体障害者手帳は令和元年度から令和4年度にかけては減少が続き、令和5年度には増加しています。

▼ 18歳未満の障害者手帳所持者数（3障害）の推移



(7) 生活保護世帯に属する子どもの進学率

生活保護世帯に属する子どもの進学率では、令和3年度時点で、高等学校等進学率、大学等進学率は全国より高く、高等学校等中退率は全国より低くなっています。

▼ 生活保護世帯に属する子どもの進学率等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国
高等学校等進学率	94.9%	96.6%	94.8%	92.8%	96.3%	93.8%
高等学校等中退率	3.0%	2.5%	1.4%	2.7%	3.5%	3.3%
大学等進学率	39.0%	45.2%	46.8%	54.5%	47.3%	42.4%

資料：各年度末、全国は厚生労働省社会・援護局保護課調べ（令和4年4月1日現在）

(8) 就学援助者の認定率

公立小中学校の児童生徒数に対する就学援助者の認定率の推移では、小学校、中学校ともに減少傾向が続いています。

▼ 就学援助者の認定率

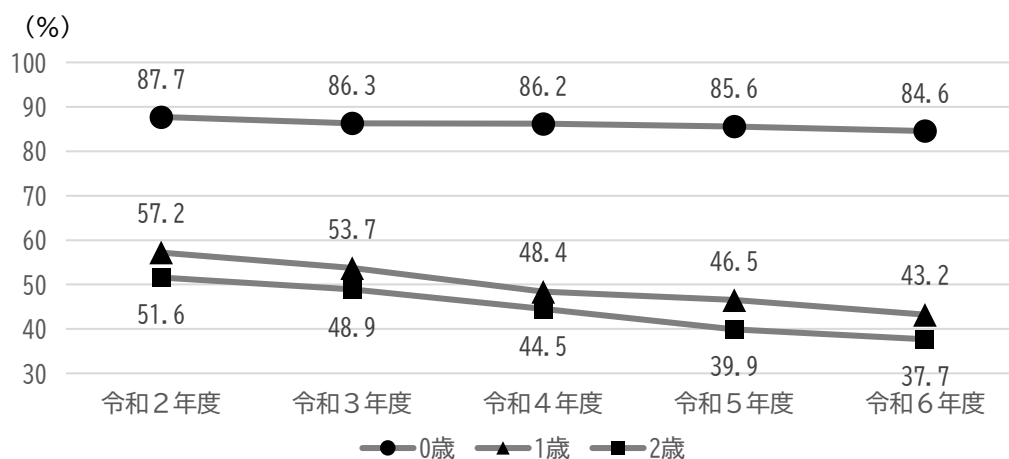
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	18.8%	18.7%	17.3%	16.7%	16.1%
中学校	25.6%	24.3%	23.4%	22.0%	20.5%

※分母：公立小中学校生徒数 分子：認定者の数

(9) 家庭保育の状況

0歳・1歳・2歳の家庭保育率（子どもを預けず、家庭で保育を行っている割合）の推移では、各年齢とも減少の傾向にありますが、令和2年度と令和6年度を比較した場合、0歳が3.1ポイントの減少であるのに対し、1歳では14.0ポイント、2歳では13.9ポイントの減少となり、1歳、2歳での減少幅が大きくなっています。

▼ 0歳～2歳の家庭保育率の推移



第2節 教育・保育施設等の状況

第二期計画期間中（令和2～6年度）の教育・保育施設等の状況は次のとおりです。

1 保育ママ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育ママ数（人）	154	141	135	126	119
受託児数（人）	66	48	57	51	60

※各年4月1日現在

2 認可保育園

区立保育園

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	33	33	33	33	33
定員（人）	3,627	3,627	3,647	3,647	3,647

※各年4月1日現在

私立保育園

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	99	104	112	114	115
定員（人）	10,027	10,329	11,050	11,075	11,089

※各年4月1日現在

3 認定こども園

1号認定

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	3	3	4	6	9
定員（人）	321	321	431	727	1,099

※各年4月1日現在

2・3号認定

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	3	3	4	6	9
定員（人）	280	280	330	545	817

※各年4月1日現在

4 地域型保育事業

小規模保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	14	14	14	15	15
定員（人）	251	251	251	270	270

※各年4月1日現在

事業所内保育事業（地域枠）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	3	3	3	3	3
定員（人）	38	38	38	38	38

※各年4月1日現在

5 認証保育所（A型・B型合計）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	16	15	15	13	12
定員（人）	438	426	486	428	391

※各年4月1日現在

6 区立幼稚園

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	1	1	1	1	1
在籍（4-5歳） （人）	138	89	77	55	47

※各年5月1日現在

7 私立幼稚園

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
園数	37	37	37	36	36
定員（満3-5歳） （人）	9,359	9,359	9,359	8,989	8,884

※各年5月1日現在

※幼稚園型認定こども園との重複含む

第3節 地域子ども・子育て支援事業の状況

地域子ども・子育て支援事業の第二期計画値に対する実績は次のとおりです。

1 利用者支援事業

子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などの支援を行う事業。

特定型（共育プラザの子育てひろば及び船堀子育てひろば）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	か所	7	7	7	7	7
実績	か所	7	7	7	7	7

母子保健型

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	か所	8	8	8	8	8
実績	か所	8	8	8	8	8

2 延長保育事業

保育利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	人	2,688	2,663	2,633	2,611	2,598
実績	人	2,165	2,188	2,740	2,451	

※人(延べ利用数/月)

※実績値は認可保育園・地域型保育事業のみ

3 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

身近な場所で、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	か所	20	20	20	20	20
	人回/年	293,975	293,478	288,533	284,877	280,675
実績	か所	20	20	20	20	20
	人回/年	154,076	174,991	202,021	245,485	

4 一時預かり事業（認可保育園等）

教育時間外の預かり保育を一定以上実施する幼稚園型と保育園その他の場所において不定期に一時的に預かる事業。

幼稚園型

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	人	179,383	183,868	188,464	193,176	198,005
実績	人	105,459	162,119	183,931	180,456	

※人(延べ利用数)

幼稚園型を除く

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	人	12,911	12,730	12,561	12,424	12,327
認可保育園等						
実績	人	870	882	1,592	2,832	
ファミリー・サポート・センター（就学前）						
実績	人	2,593	2,438	1,624	1,129	

※人(延べ利用数)

5 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

預かり等の援助について利用会員と協力会員の相互援助活動を調整する事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	就学前児童 人	7,300	7,198	7,102	7,025	6,970
	就学後児童 人	3,249	3,237	3,233	3,215	3,175
実績	就学前児童 人	2,593	2,438	1,624	1,129	
	就学後児童 人	953	330	330	305	

※人(延べ利用数)

※送迎のみの利用数は含まない。

6 子育て短期支援事業（ショートステイ）

養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し宿泊を伴う保育を行う事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	か所	2	2	2	2	2
	人	429	429	429	429	429
実績	か所	2	3	3	3	3
	人	383	369	553	1134	

※人(延べ利用数)

※平成30年度から協力家庭での預かりを開始。

7 病児保育事業

病気の治療・回復期の子どもを医療機関等で看護師等が一時的に保育する事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	か所	5	6	6	6	6
	人	2,420	2,398	2,370	2,344	2,312
実績	か所	5	4	5	5	6
	人	577	1,520	1,955	2,984	

※人(延べ利用数)

8 学童クラブ事業

放課後や学校休業日に遊びや学びを通じて豊かな心を育む健全育成事業。本区では全ての区立小学校で実施されている「すくすくスクール」において、放課後子ども教室と学童クラブの一体的な運用を実施。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	か所	全区立小学校				
	人	4,609	4,599	4,573	4,521	4,404
実績	か所	全区立小学校				
	人	9,745	15,803	15,315	16,773	

※人(4月1日時点、登録者数)

9 妊婦健康診査

妊婦に対する定期的な健康診査費用の一部を助成する事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	人	61,854	61,101	60,390	59,436	59,362
実績	人	65,549	58,768	54,893	53,513	

※人(延べ受診回数)

10 新生児訪問・地域子育て見守り事業

助産師や保健師、地域の子育て見守り員が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	(新生児訪問)人	2,973	2,916	2,880	2,847	2,802
	(赤ちゃん訪問事業)人	2,972	2,916	2,881	2,847	2,802
実績	(新生児訪問)人	2,643	2,680	2,833	4,272	
	(赤ちゃん訪問事業)人	2,423	2,151	1,877	351	

※人(延べ利用数)

11 養育支援訪問事業

不適切な養育状況にある等、虐待のリスクを抱える家庭に対して、保健師等を派遣し、専門的な相談支援を行い、養育状況の改善や養育力の向上を図る事業。

特に、出産直後等で育児ストレスにより安定した養育が行えない家庭へは、育児支援ヘルパーを派遣。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	件	17	17	17	17	17
実績	件	3	3	2	5	

※件(年延べ利用数)

※計画・実績数は、育児支援ヘルパー派遣の利用世帯数。



第4節 未来を担う子どものための区民基礎調査結果概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

江戸川区在住の様々な世代の方の子育てや少子化に関する意識等を把握し、今後の少子化対策や子育て施策の充実を図るための参考とすることを目的に実施したものです。

(2) 調査対象

調査名	調査対象
就学前の子どもの保護者調査	江戸川区在住の就学前の子ども(0～6歳)がいる保護者の方から無作為に抽出した3,500人
就学後の子どもの保護者調査	江戸川区在住の就学後の子ども(7～18歳)がいる保護者の方から無作為に抽出した2,500人
18歳未満の子ども調査	江戸川区在住の小学5年生～18歳の方から無作為に抽出した2,500人
若者世代調査	江戸川区在住の18歳～45歳の方から無作為に抽出した2,500人
中高年世代調査	江戸川区在住の55歳～74歳の方から無作為に抽出した2,500人

(3) 抽出方法

住民基本台帳（令和5年10月1日現在）より無作為抽出

(4) 調査期間

令和5年11月20日から令和5年12月6日まで

(5) 調査方法

郵送による配布・回収及びWEB回答を併用

(6) 配布・回収状況

調査名	配布数	有効回答数	有効回答率	うちWEB回答数	WEB回答率
就学前保護者	3,500 票	1,805 票	51.6%	1,005 票	28.7%
就学後保護者	2,500 票	1,286 票	51.4%	685 票	27.4%
18歳未満の子ども	2,500 票	1,060 票	42.4%	432 票	17.3%
若者世代	2,500 票	706 票	28.2%	393 票	15.7%
中高年世代	2,500 票	1,196 票	47.8%	248 票	9.9%

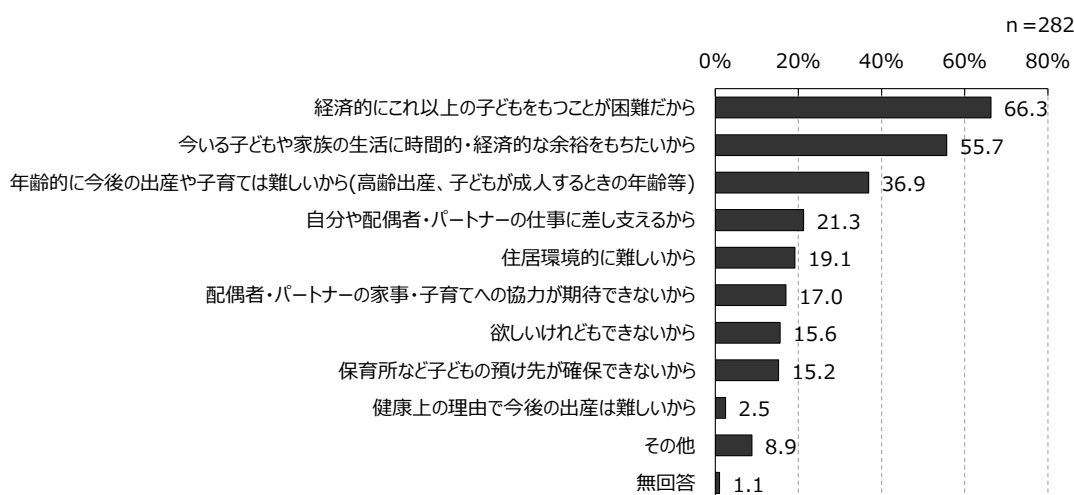
2 調査結果

(1) 子どもの誕生前から幼児期

理想の子どもの数をもてないと思う理由（複数回答）

就学前保護者

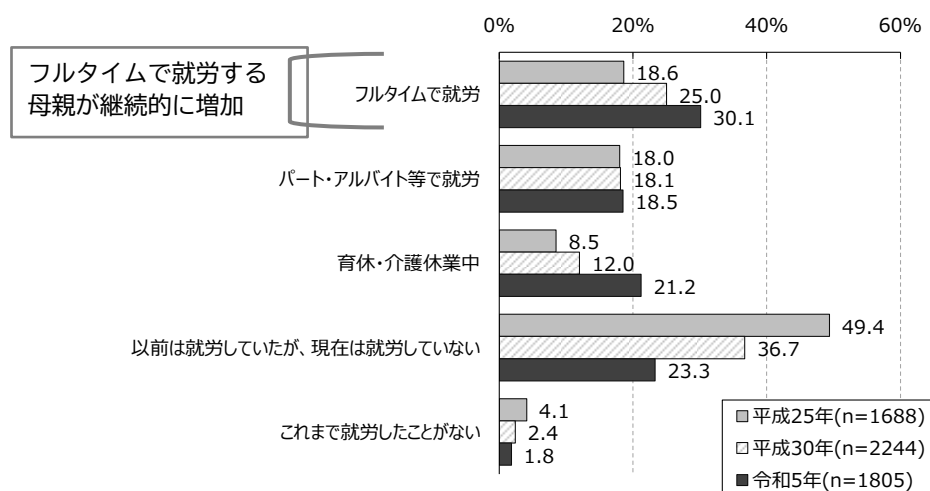
「現実にもつと思う子どもの数」と「理想の子どもの数」の設問で前者の方が少なかった方に理由を聞きました。「経済的にこれ以上の子どもをもつことが困難だから」が66.3%と最も多く、「今いる子どもや家族の生活に時間的・経済的な余裕をもちたいから」が55.7%、「年齢的に今後の出産や子育ては難しいから（高齢出産、子どもが成人するときの年齢等）」が36.9%、「自分や配偶者・パートナーの仕事に差し支えるから」が21.3%、「住居環境的に難しいから」が19.1%となっています。



母親の就労状況

就学前保護者

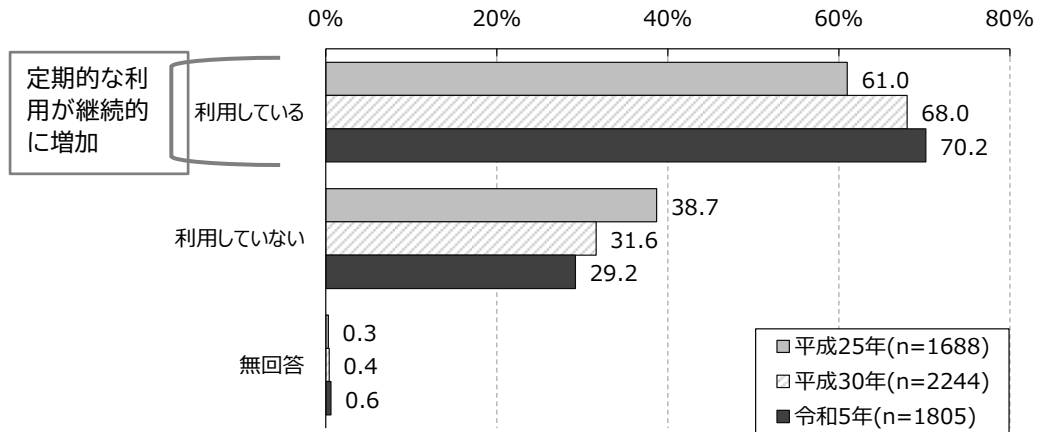
就学前の子どもの母親における就労状況を前回、前々回の調査と比較すると、「フルタイムで就労」、「育休・介護休業中」の割合が増加傾向、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少傾向で推移しています。



平日の定期的な教育・保育サービスの利用

就学前保護者

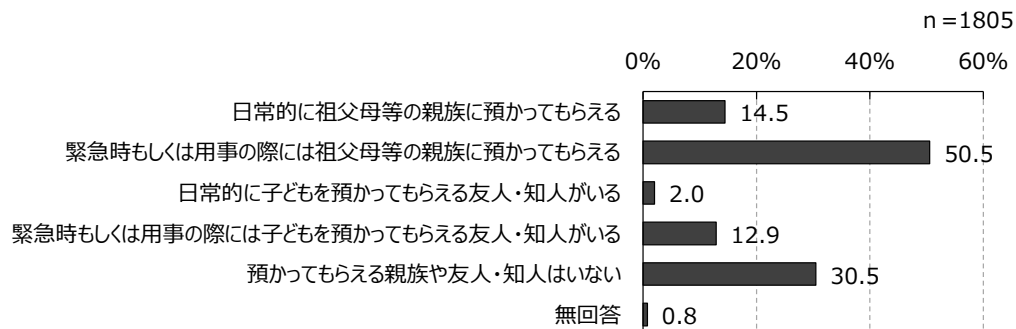
「利用している」が70.2%、「利用していない」が29.2%となっています。前回、前々回の調査と比較すると、利用している割合が継続的に増加しています。



子どもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前保護者

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が50.5%、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が14.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを預かってもらえる友人・知人がいる」が12.9%となっています。「預かってもらえる親族や友人・知人はいない」は30.5%となっています。

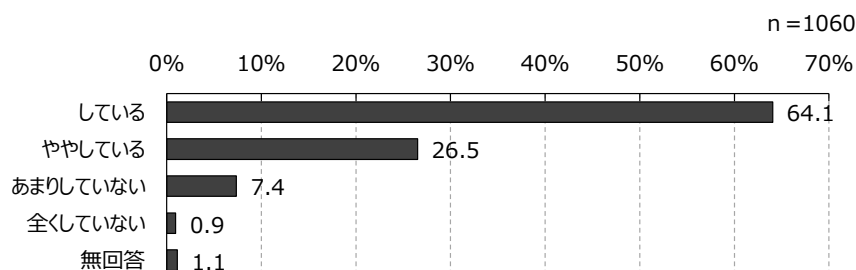


(2) 就学後から18歳未満の子ども

今の生活に満足しているか

18歳未満の子ども

「している」が64.1%と最も多く、「ややしている」が26.5%、「あまりしていない」が7.4%、「全くしていない」が0.9%となっています。

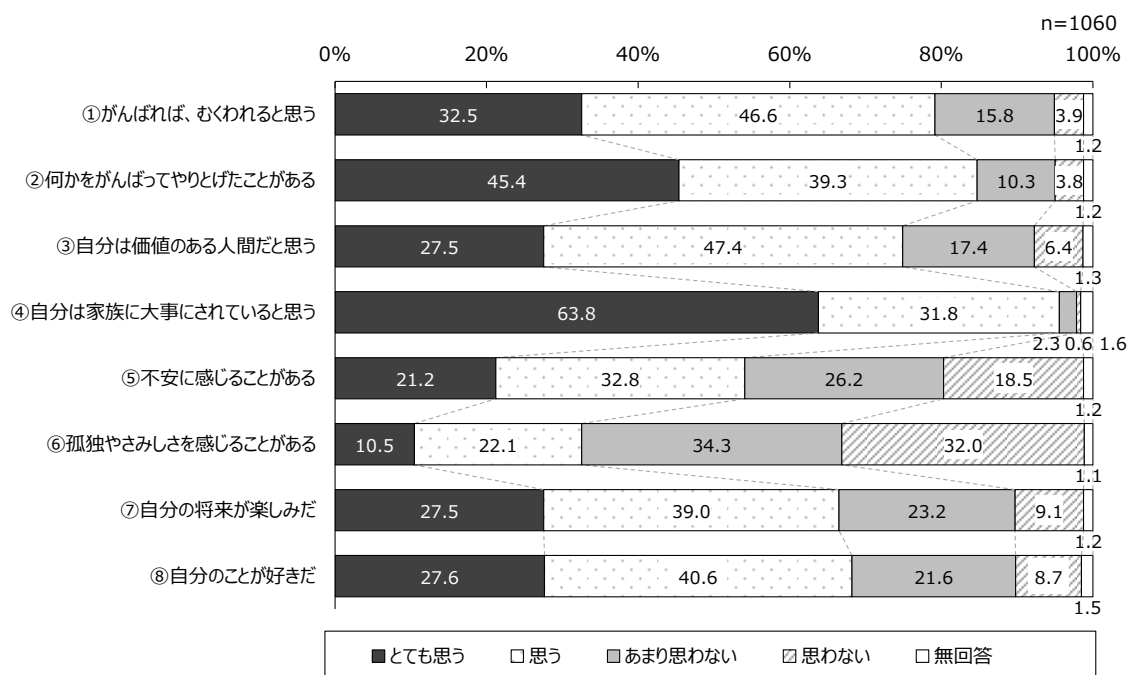


子どもの思いや気持ち

18歳未満の子ども

「とても思う」と「思う」を合わせた割合は「④自分は家族に大事にされていると思う」が95.6%、「②何かをがんばってやりとげたことがある」が84.7%、「①がんばれば、むくわれると思う」が79.1%となっています。自己肯定感を示す「⑧自分のことが好きだ」は68.2%となっています。

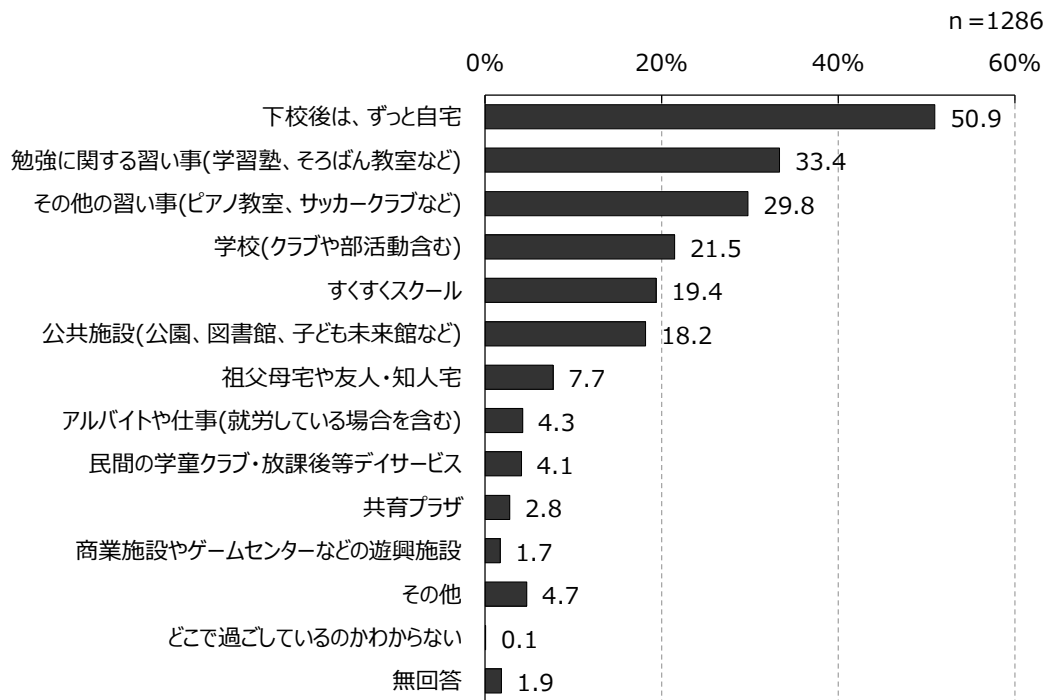
また、「⑥孤独やさみしさを感じることもある」が32.6%、「⑤不安に感じることもある」が54.0%となっており、不安やさみしさを感じている子どもが一定数いることがうかがえます。



子どもが放課後(平日の学校終了後)を過ごしている場所(複数回答)

就学後保護者

「下校後は、ずっと自宅」が50.9%と最も多く、「勉強に関する習い事(学習塾、そろばん教室など)」が33.4%、「その他の習い事(ピアノ教室、サッカークラブなど)」が29.8%、「学校(クラブや部活動含む)」が21.5%、「すくすくスクール」が19.4%となっています。



区にあるといいと思う子どもの過ごし場所(主な意見)

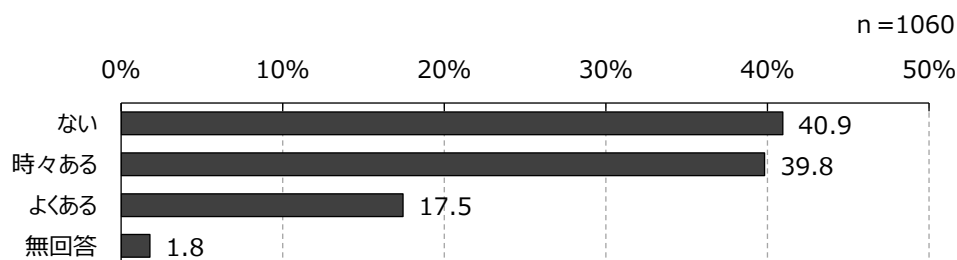
就学後保護者

- ・バスケットボールやサッカーなどボール遊びができる公園
- ・スポーツができる広場、スポーツを教えてくれる施設
- ・屋内のスポーツ施設
- ・雨の日や暑い日、寒い日も快適に安全に室内で遊べる場所
- ・児童館(江戸川区には少ないと思う)
- ・すくすくスクールで、指導者のもとの勉強タイムがあるとよい
- ・安全に過ごせる施設(常に大人・スタッフがいて見守ってくれる)
- ・共育プラザ、児童館のような場所を増やしてほしい
- ・高・大学生が勉強のサポートをしてくれる場所
- ・自習室のような勉強ができる場所
- ・中学生や高校生が安心して集まり、勉強や好きなことができる安全な公共施設
- ・無料で学習をみてくれる場所
- ・障害児の放課後等デイサービスがもっと増えるといい

学校や仕事に行きたくないと思ったこと

18歳未満の子ども

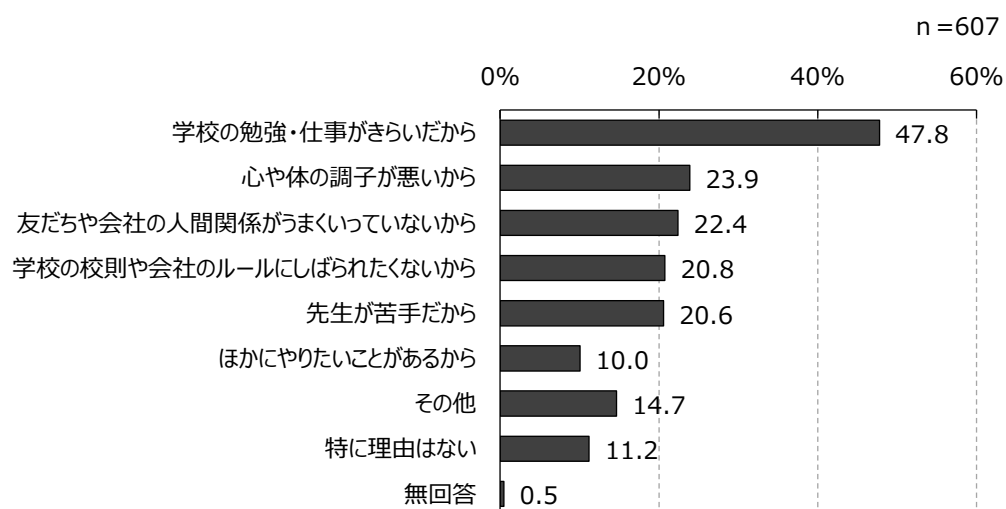
「ない」が40.9%、「時々ある」が39.8%、「よくある」が17.5%となっています。



学校や仕事に行きたくないと思う理由（複数回答）

18歳未満の子ども

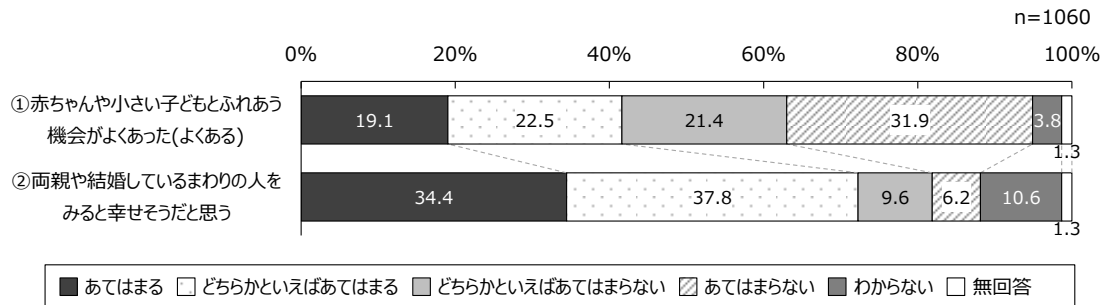
上の設問で「時々ある」「よくある」と答えた方に聞きました。「学校の勉強・仕事が好きだから」が47.8%と最も多く、「心や体の調子が悪いから」が23.9%、「友だちや会社の人間関係がうまくいっていないから」が22.4%、「学校の校則や会社のルールにじばられたくないから」が20.8%、「先生が苦手だから」が20.6%となっています。



乳幼児とのふれあい・周囲から感じる結婚観

18歳未満の子ども

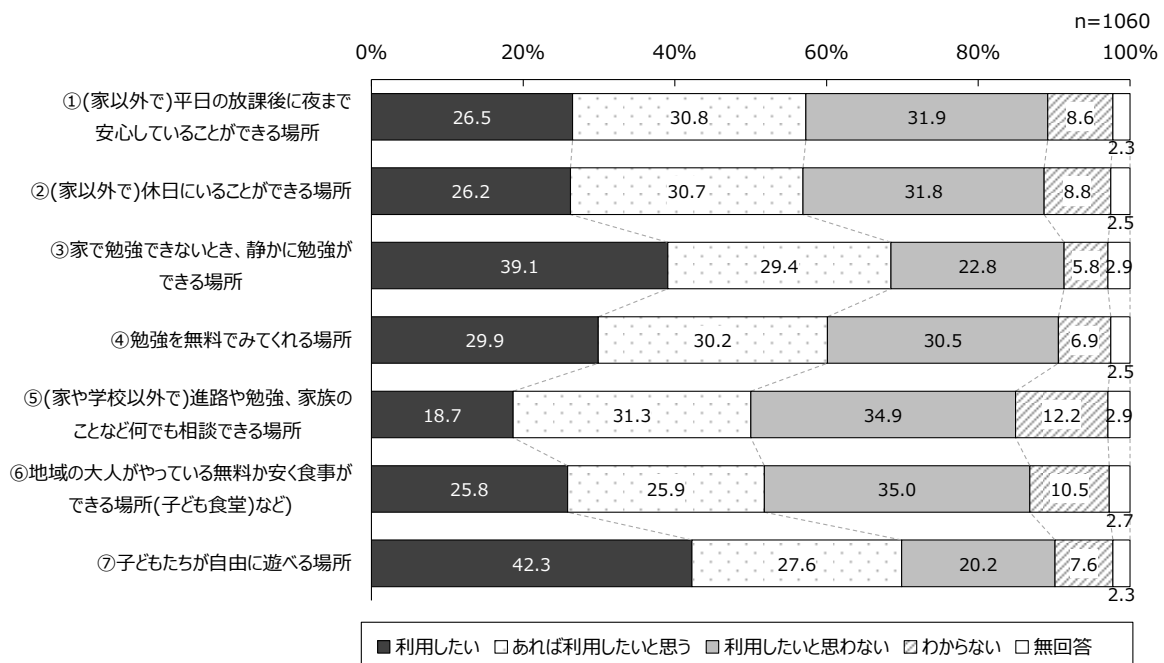
「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は「①赤ちゃんや小さい子どもとふれあう機会がよくあった(よくある)」が41.6%、「②両親や結婚しているまわりの人を見ると幸せそうだと思う」が72.2%となっています。



利用したいと思う場所

18歳未満の子ども

「利用したい」と回答した割合が高い順に「⑦子どもたちが自由に遊べる場所」が42.3%、「③家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」が39.1%、「④勉強を無料でみてくれる場所」が29.9%となっています。「あれば利用したいと思う」を合わせた割合も同様の傾向となっています。

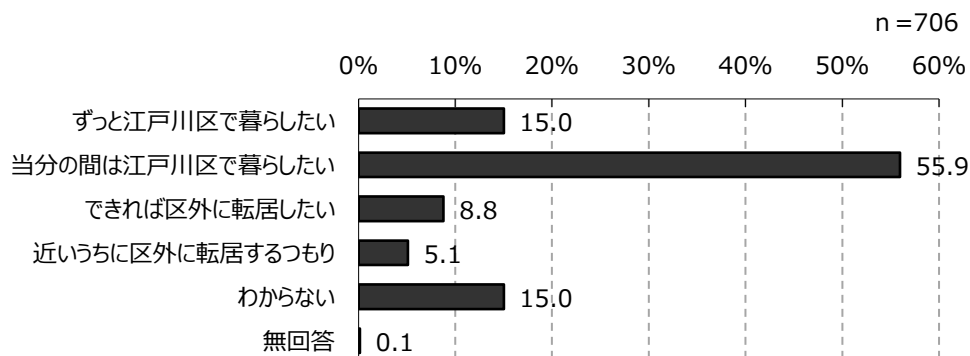


(3) 18歳以降の若者

江戸川区での居住意向

若者世代

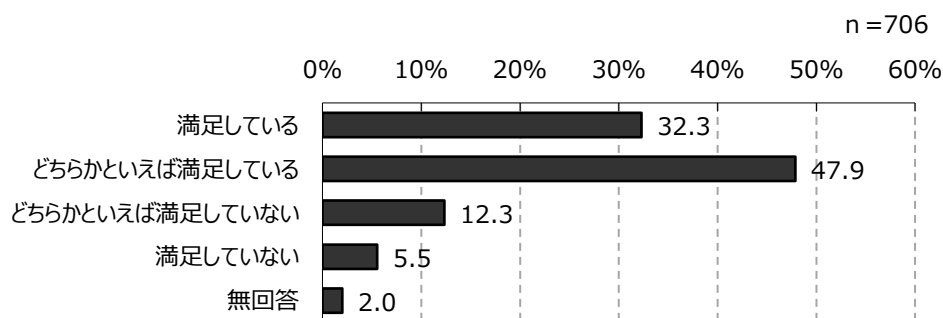
「当分の間は江戸川区で暮らしたい」が55.9%と最も多く、「ずっと江戸川区で暮らしたい」、「わからない」が15.0%、「できれば区外に転居したい」が8.8%、「近いうちに区外に転居するつもり」が5.1%となっています。



今の暮らしの満足度

若者世代

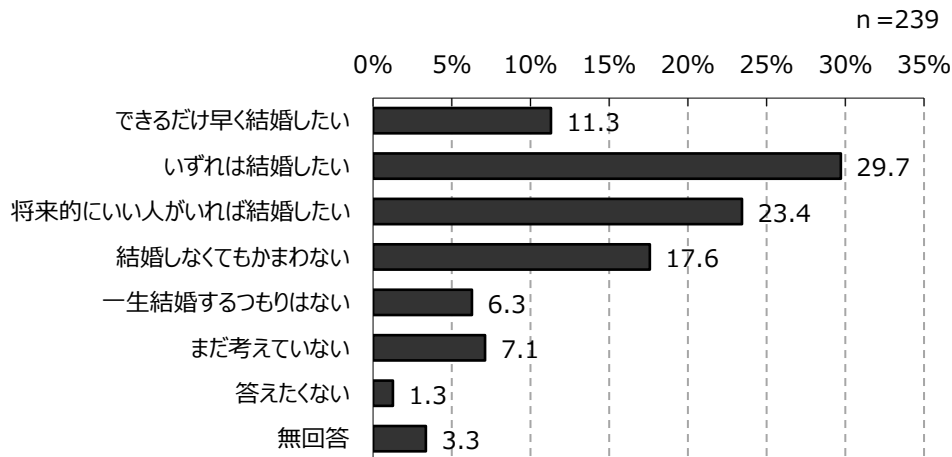
「どちらかといえば満足している」が47.9%と最も多く、「満足している」が32.3%、「どちらかといえば満足していない」が12.3%、「満足していない」が5.5%となっています。



結婚についての考え

若者世代

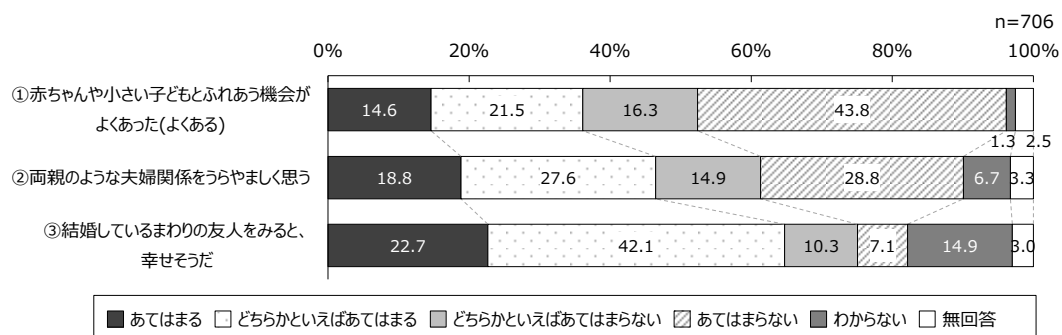
「いずれは結婚したい」が29.7%と最も多く、「将来的にいい人がいれば結婚したい」が23.4%、「結婚しなくてもかまわない」が17.6%、「できるだけ早く結婚したい」が11.3%、「まだ考えていない」が7.1%となっています。



身近な状況について

若者世代

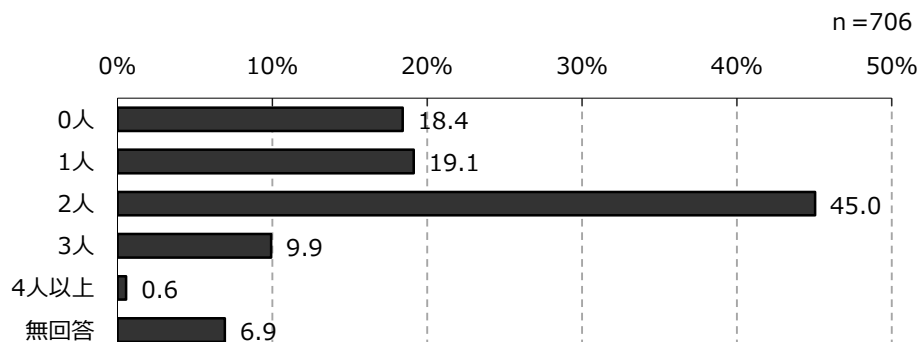
身近な状況について、「③結婚しているまわりの友人をみると、幸せそうだ」では、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合が64.8%となっています。



将来的にもちたい子どもの数

若者世代

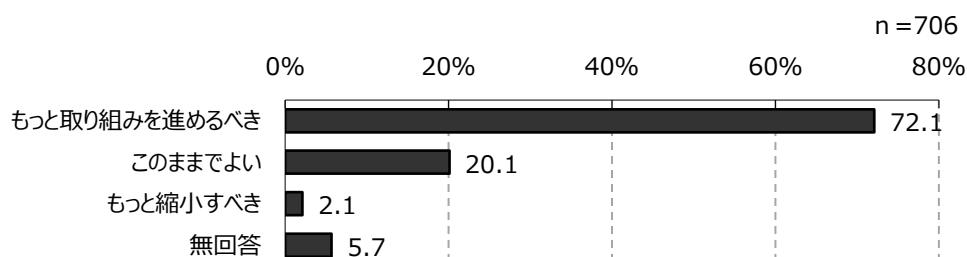
「2人」が45.0%と最も多く、「1人」が19.1%、「0人」が18.4%、「3人」が9.9%、「4人以上」が0.6%となっています。



子育て支援策についての考え方

若者世代

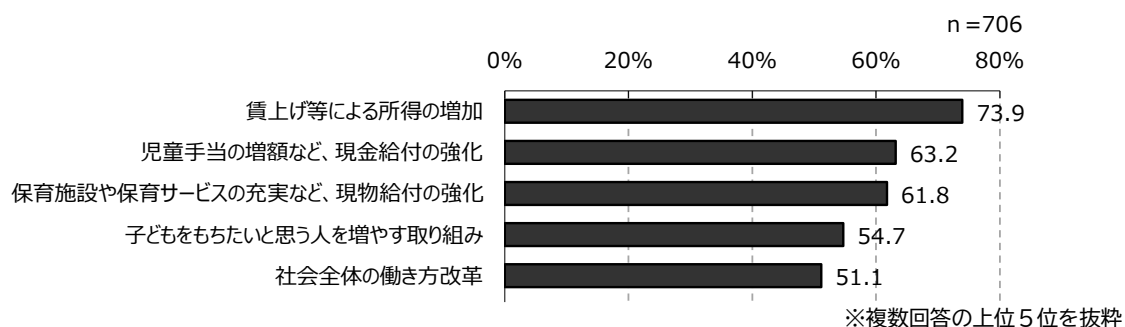
「もっと取り組みを進めるべき」が72.1%と最も多くなっています。



少子化対策のために必要だと思うこと

若者世代

「賃上げ等による所得の増加」が73.9%と最も多く、「児童手当の増額など、現金給付の強化」が63.2%、「保育施設や保育サービスの充実など、現物給付の強化」が61.8%、「子どもをもちたいと思う人を増やす取り組み」が54.7%、「社会全体の働き方改革」が51.1%となっています。

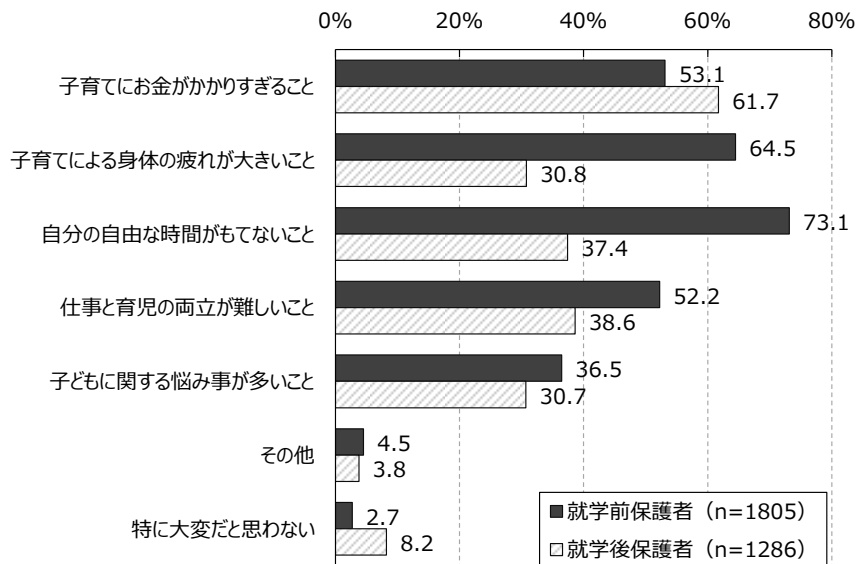


(4) 子育て世帯の様々な状況

子育てをされていて大変だと思うこと

就学前保護者・就学後保護者

就学前の子ども保護者では「自分の自由な時間がもてないこと」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」の割合が高く、就学後の子ども保護者では「子育てにお金がかかりすぎること」の割合が高くなっています。

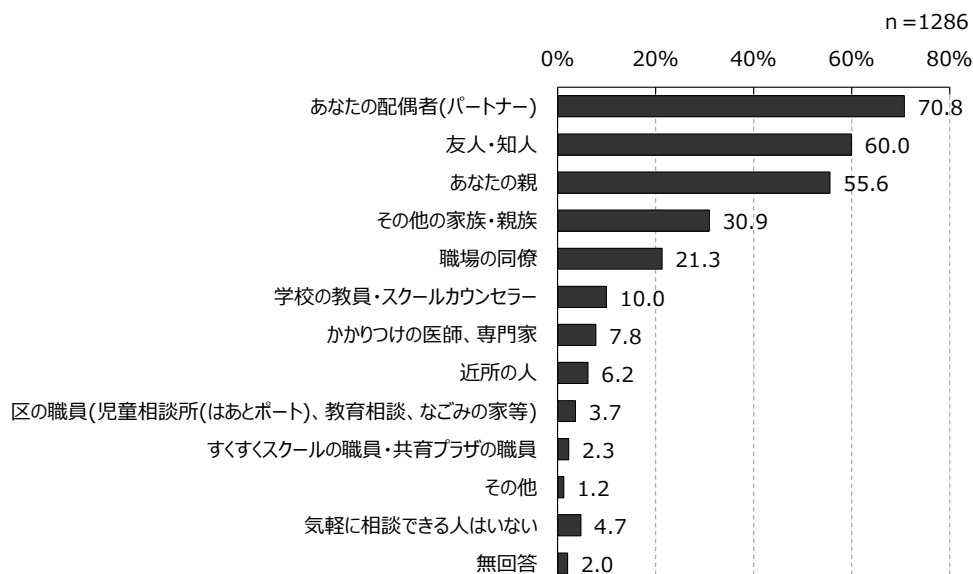


※各調査の共通する項目、無回答を除いた比較。

就学後の子ども保護者が子育てについて気軽に相談できる人

就学後保護者

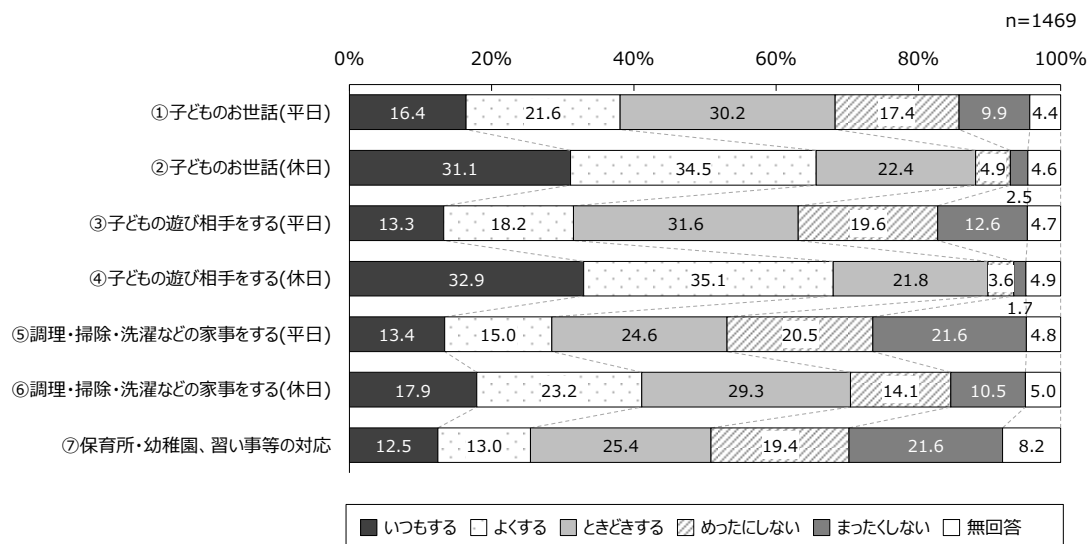
「あなたの配偶者(パートナー)」が70.8%と最も多く、「友人・知人」が60.0%、「あなたの親」が55.6%、「その他の家族・親族」が30.9%、「職場の同僚」が21.3%となっています。家族、親族、知人が多く、公的な相談先は少なくなっています。



父親の家事・育児参加

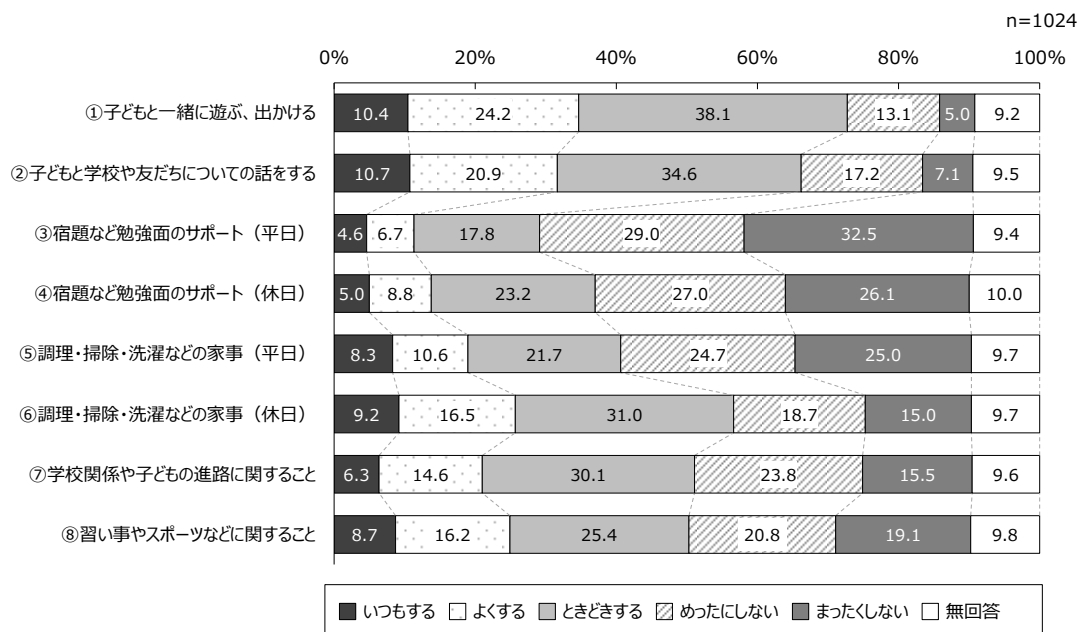
就学前保護者

「配偶者・パートナーは家事や子育てにどの程度関わっているか」の質問で、以下は回答者が母親のものです。母親にとっての配偶者・パートナーは父親と考えることができ、父親は休日に子どもの世話や遊び相手をする割合が高くなっています。



就学後保護者

上記同様の就学後保護者の結果です。父親は家事や子育てを「いつもする」割合は低く、子どもと一緒に遊ぶ、出かける、子どもと学校や友だちについての話をする、は「ときどきする」の割合が高くなっています。

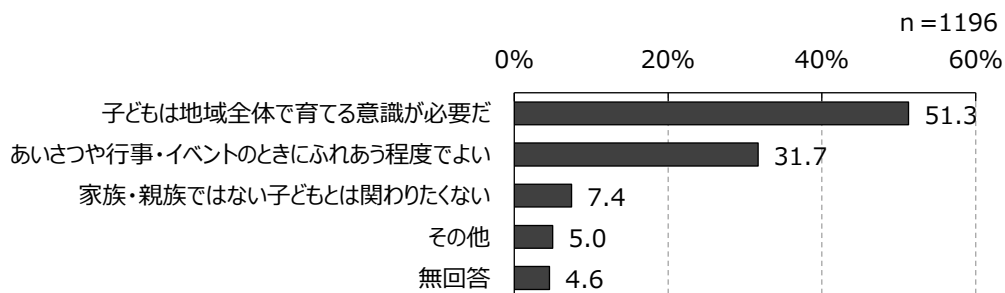


(5) 子ども・子育てにやさしい社会づくり

地域の子どもとの関係

中高年世代

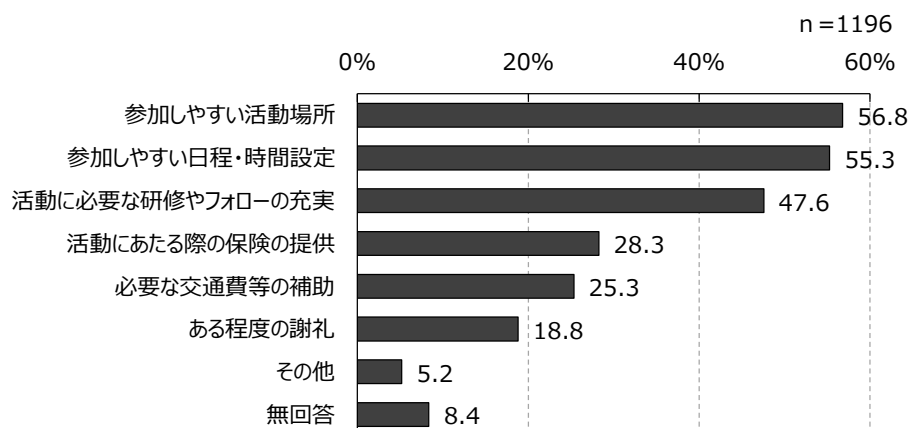
中高年世代の、家族・親族ではない地域の子どもとの関係についての考えは、「子どもは地域全体で育てる意識が必要だ」が51.3%と最も多く、「あいさつや行事・イベントのときにふれあう程度でよい」が31.7%、「家族・親族ではない子どもとは関わりたくない」が7.4%となっています。



地域の子どもに関わる活動に参加しやすくするために必要なこと（複数回答）

中高年世代

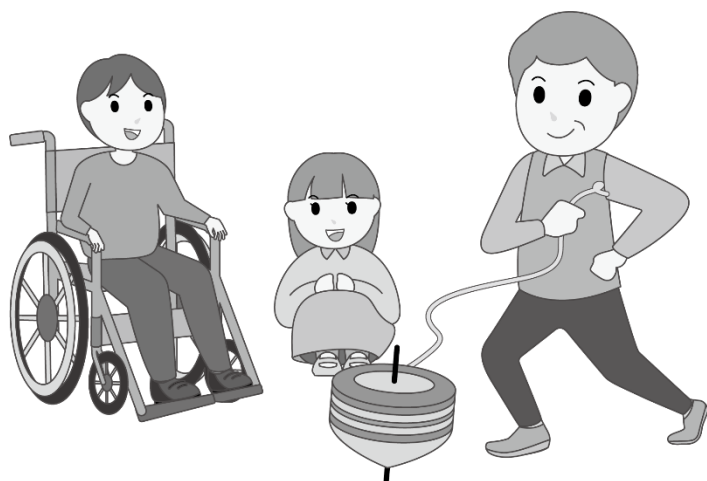
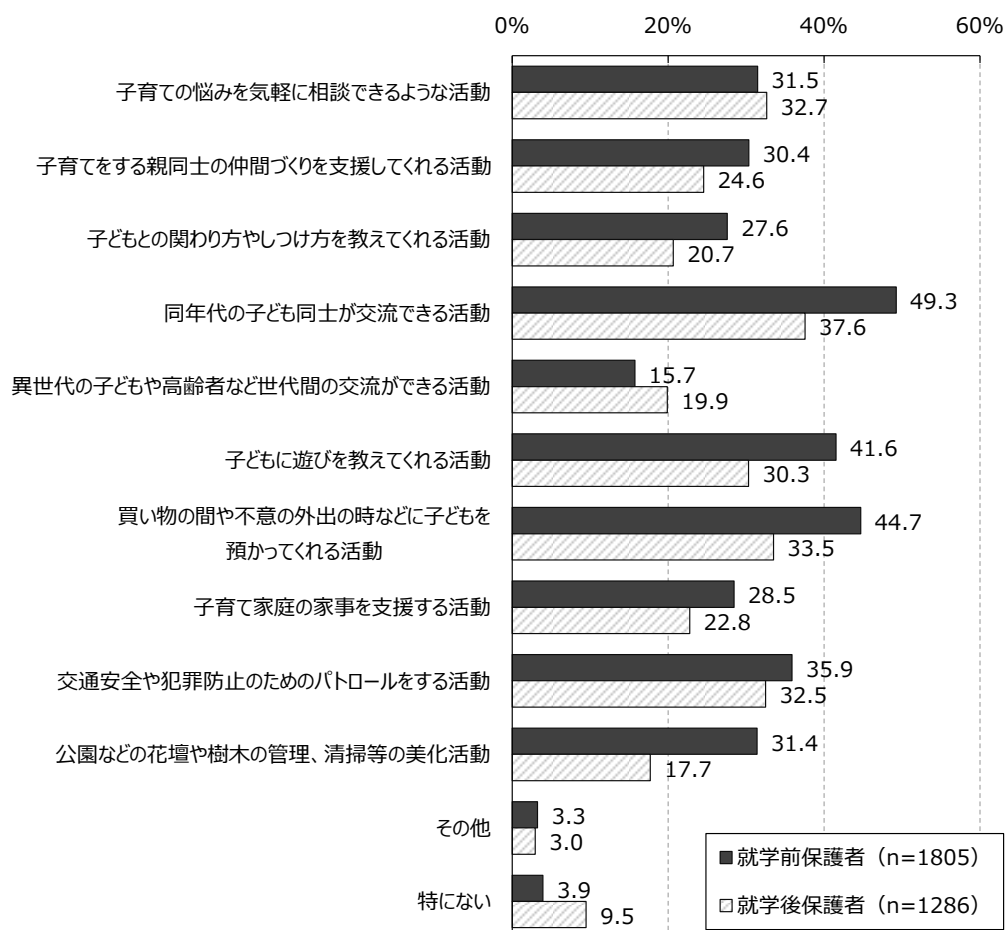
自身に限らず、中高年世代が地域の子どもに関わる活動に参加しやすくするために必要だと思うことを聞きました。「参加しやすい活動場所」が56.8%と最も多く、「参加しやすい日程・時間設定」が55.3%、「活動に必要な研修やフォローの充実」が47.6%、「活動にあたる際の保険の提供」が28.3%、「必要な交通費等の補助」が25.3%となっています。



身近な地域にあるといいと思う活動

就学前保護者・就学後保護者

就学前の子どもの保護者では、「同年代の子ども同士が交流できる活動」「子どもに遊びを教えてくれる活動」「買い物の間や不意の外出の時などに子どもを預かってくれる活動」が、就学後の子どもの保護者に比べ10ポイント以上高くなっています。

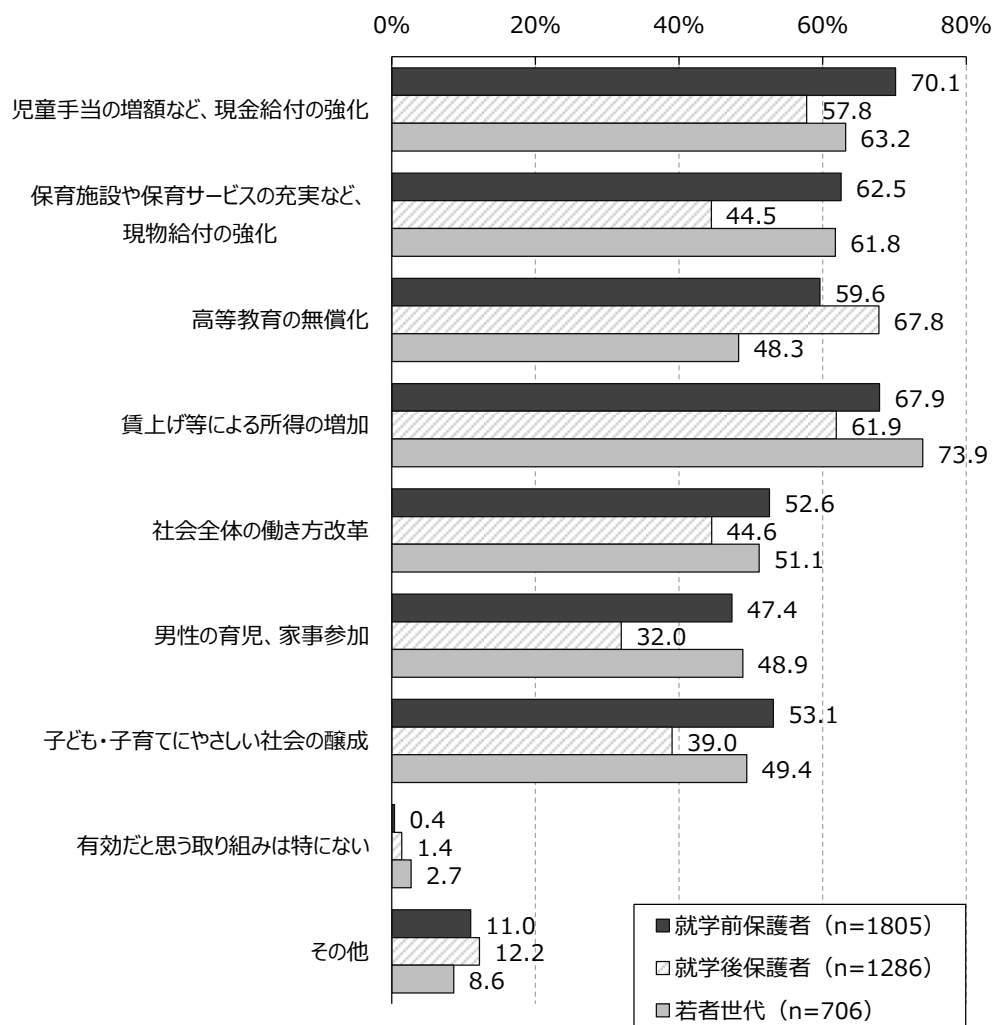


少子化対策のために必要だと思うこと

就学前保護者・就学後保護者・若者世代

最も割合の高い回答は、就学前の子どもの保護者で「児童手当の増額など、現金給付の強化」が70.1%、就学後の子どもの保護者で「高等教育の無償化」が67.8%、若者世代で「賃上げ等による所得の増加」が73.9%となっています。

就学前の子どもの保護者と若者世代では「高等教育の無償化」を除き、同様の傾向がみられます。

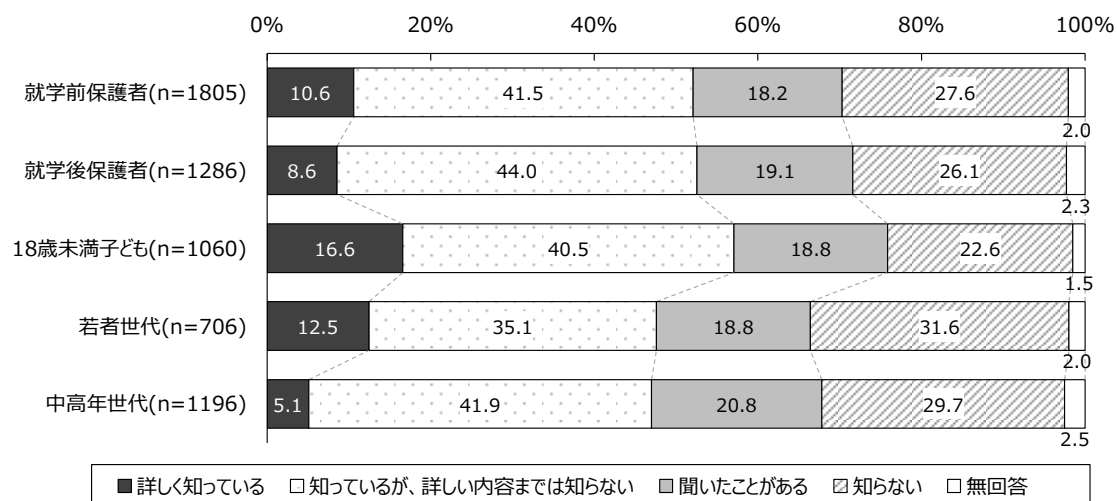


※各調査の共通する項目、無回答を除いた比較。

子どもに権利があることの認知度

全調査

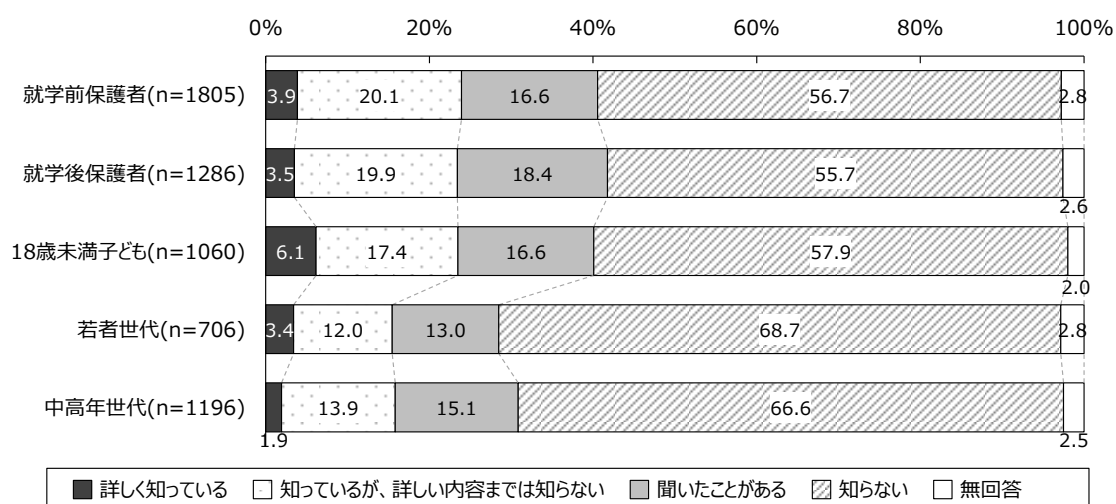
「詳しく知っている」は18歳未満の子どもが最も高く16.6%、中高年世代では5.1%となっています。「知っているが、詳しい内容までは知らない」、「聞いたことがある」を合わせた認知している割合は、全ての年代で約6～7割となっています。



江戸川区に「子どもの権利条例」があることの認知度

全調査

「詳しく知っている」、「知っているが、詳しい内容までは知らない」、「聞いたことがある」を合わせた認知している割合は、全ての年代で約3～4割となっており、引き続き、周知に努めていく必要があります。



第5節 子どもに関わる団体への意見聴取結果概要

1 調査の目的

子どもや子育て家庭と直接的な接点のある支援団体の視点から、活動の中で感じている子どもや子育て家庭の課題、支援のあり方などについてうかがうために実施しました。

2 調査の方法

- 調査対象：区内の子どもや子育て世帯に関わる活動を行っている団体等
- 調査方法：アンケート調査
- 調査期間：令和6年8月5日～9月1日

3 調査実施団体の概要

1	公益社団法人 東京都助産師会 江戸川地区分会	
	活動の分野	妊婦・出産支援
2	江戸川区放課後等デイサービス連絡会	
	活動の分野	障害児通所施設
3	江戸川区児童発達支援連絡会	
	活動の分野	障害児通所施設
4	東京都立鹿本学園 PTA	
	活動の分野	特別支援学校
5	えどがわっ子食堂ネットワーク	
	活動の分野	子ども食堂、子どもの居場所
6	外国語ボランティア江戸川	
	活動の分野	外国人の子ども支援
7	江戸川区子ども会連合会	
	活動の分野	子どもの遊び
8	特定非営利活動法人起点（自立援助ホーム レスポワール）	
	活動の分野	社会的養護施設（自立援助ホーム）
9	株式会社 じどう（自立援助ホーム えどがわ）	
	活動の分野	社会的養護施設（自立援助ホーム）
10	社会福祉法人春和会（わんぱく乳児院）	
	活動の分野	社会的養護施設（乳児院）
11	社会福祉法人共生会（江戸川つむぎの家）	
	活動の分野	社会的養護施設（児童養護施設）
12	一般社団法人 COCO PORTA（ファミリーホーム goen）	
	活動の分野	社会的養護施設（ファミリーホーム）
13	江戸川子どもおんぶず	
	活動の分野	子育て支援、子どもの権利の普及

14	NPO 法人アビリティクラブたすけあい江戸川たすけあいワーカーズもも	
	活動の分野	子育て支援、地域の居場所づくり
15	株式会社 ホワイトビード（駄菓子屋居場所よりみち屋受託事業者）	
	活動の分野	ひきこもり支援、不登校支援
16	一般社団法人 ケアラパートナー木の根っこ	
	活動の分野	ヤングケアラー支援
17	日本労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	
	活動の分野	ヤングケアラー支援
18	学校法人 東京シュレ学園（東京シュレ江戸川小学校）	
	活動の分野	不登校支援

4 結果の概要

困りごとや課題のある子どもや家庭の状況が団体の活動により改善に向かったケースで
決め手となった理由

- サポートセンターの保健師から、仲間づくりができればよいと活動を紹介してもらった。積極的に参加し、情報交換できている。（妊婦・出産支援）
- 子どもとの信頼関係を深め、学校での状況（いじめ等）や本当の気持ちを聞き取り一緒に対策を考えた。安心できる居場所を確保でき、情緒が安定した。（障害児通所施設）
- 障害のある子どもが気兼ねなく参加できる地域のイベントも多くなり、地域への移行も進んでいる。区のparasports課の学校とコラボしたイベントも交流の場になっている。（特別支援学校）
- 活動を通じて普段から信頼関係を築いていたため、困りごとを相談してくれた。社会福祉協議会とも連携ができていた。（子ども食堂）
- 文化を押し付けず、会話を重視し、相手の国への関心・理解を持って接することで、日本語学校の生徒や参加外国人の方に「日本が好きになった」など日本への関心・理解を深めてもらえた。（外国人の子ども支援）
- 団体活動の中で危ないことは指導しながら見守り、子どもの自立を促した。（子どもの遊び関係）
- 子どもの特性により学校生活・友人関係に不応適があったが、希望を聴いて転校への支援を行った。行動を受容したことや、施設・大人への不信感が強かった子どもの話をよく聴き、見捨てない姿勢を職員全員で示してきた。（社会的養護施設）
- 定時制高校に入学しその状況をみて、難しいようであれば特別支援校の入学を検討するという話で入居。入学後、定期考査では上位で、単純な経験不足と自信のなさでの問題であり、現在も学校に通えている。（社会的養護施設）

- 保護者の面会時、保護者の思いを聞く時間を設定した。保護者が自分の悩みを話せる場所だと認識すると、定期的に交流に足を運ぶようになり、家庭復帰後も相談ができている。保護者の気持ちに寄り添うことが大事である。(社会的養護施設)
- 児童養護施設での安心安全な生活で成長・発達が促された。ショートステイ・トワイライトステイの定期利用で家庭生活を継続させているケースもある。(社会的養護施設)
- 里親同士のおしゃべり会を開催。同じ悩みや困りごとを経験した先輩里親の話で解決策を見つけ気持ちが楽になり余裕を持って養育できる。里子にとってもいい環境が生まれ改善へと向かったと思われる。(社会的養護施設)
- 子どもが困難にぶつかる時にいかにせる関係を日頃からつくっておく。小さな出会いも大切に、解決後も長く関わり、相手の話をまるごと聞く。リファーマを紹介する場合もチームで対応する。(子どもの権利普及団体)
- 訪問ケアでは、解決を急がず一緒に家事をしながら話を聞いて、長いスパンで寄り添った。広場利用では、親同士が関わりの中で悩みを共有したり支え合ったりすることで前向きになっている。スタッフのさり気ない促しも重要。(妊婦・出産支援)
- 小学生から不登校の子がよりみち屋の居場所で生活習慣を整えながら就労体験を行い、家族以外とコミュニケーションをとれるようになった。本人の希望を丁寧に聞き、必要な情報を提供して本人に選択してもらった結果だと思う。(ひきこもり支援)
- 居場所を利用しているヤングケアラー同士の関係性が深まり、互いを気遣う間柄になっている。「ケーキづくり」や「餅つき」といった共同作業が、お互い有効な場となった。(ヤングケアラー支援)
- 誰もが大切にされる居場所であることを子どもに話し、クールダウンをする場をつくった。支援が必要な児童には声がけを多く実施、必要な支援が届くように配慮した。スタッフ間の情報を拾い上げるよう心がけた。(子ども食堂)
- 教室を抜け出すような子どもだったが、スタッフが根気よく話し相手になったことで授業にほぼ参加できるまでになった。自分らしくやっていける家庭・学校・社会環境を用意し、気持ちを尊重してくれる見守りのもとで時間をかければよい結果につながる。(不登校支援)

地域や区民に対しての期待・要望

- 特に祖父母世代の方に助産師会の存在に気づいてほしい。幼保園等での出前講座の実現や小グループでの出前講座などができるといい。もっと女性の健康に関するこの活動に助産師を活用してほしい。(妊婦・出産支援ほか)
- 塾ではなく療育であることをよく理解して保護者・利用児童そして事業所の二人三脚で療育を提供したい。公園遊びなど野外活動のときに、温かい目で見守ってほしい。(障害児通所施設)
- 障害のある子どもたちのがんばっている姿、楽しんでいる姿に接してもらい、お互いを尊重し合える地域を期待する。(特別支援学校)
- 「子ども食堂」のことを地域にもっと知ってもらいたい。子どもの孤食や料理をつくる時間がない家庭環境などがある中、どんな子どもたちでも利用できることを知ってもらいたい。(子ども食堂)
- 日本人と外国人のコミュニティが分断されていると思う。日本人と外国人とがお互い精神的に身近に感じられるようになることを望む。(外国人の子ども支援)
- 子ども会活動は町会、行政の協力なくしては成り立たないので理解と協力が不可欠。(子どもの遊び関係)
- 地域、区民だけではなく、行政や警察、病院、金融機関等社会全体に、「社会的養護」についての理解と認識を深めてもらいたい。(社会的養護施設)
- 江戸川区の近隣住民は好意的に理解を持って接してくれている。その上で、過度な負担を地域の方々にかけないようにしていきたい。(社会的養護施設)
- 地域に乳児院のこと、社会的養護下で育つ子どもについて知ってほしい。災害時に孤立しないよう、地域行事や防災訓練に参加し、地域連携を強化したい。乳児院は子育て家庭の相談相手として開かれていることを知ってほしい。(社会的養護施設)
- 里子・里親・養子縁組等が特別ではなく、一つの家族の形として認知されることを期待する。(社会的養護施設)
- 地域にどんな支援団体があるかわからない。区民側にヨコのつながりが少ない。顔合わせの場があったらいいと思う。(子どもの権利普及団体)
- 活動をしっかり理解して、運営面での補助金等支援があればうれしい。地域や近所で、助け合える関係性が育ってほしい。(妊婦・出産支援)
- 子どもたちに、家族以外・家庭以外でも心配事を発信し、SOSを出してよいと教えること。(ひきこもり支援)
- ヤングケアラーの抱えている問題への理解がさらに深まってほしい。特に教育現場、医療福祉の専門職にヤングケアラーをみつけ、支援につなげる目を持ってほしい。地域で大人が、常に子どもに関心を持ち見守ることも大切。(ヤングケアラー支援)
- 「学びの多様化学校」として、不登校関係の相談や情報提供を行っている。保護者・教員・SSWやSCも気楽に相談してほしい。不登校支援をやっている区内の公的機関・民間機関のネットワークがあるといい。(不登校支援)

子どもたちの健やかな成長や、子どもの最善の利益につながる環境・取り組み施策について、江戸川区に不足していると思うこと、課題と思うこと

- 民間・医療・教育団体等との公私複合イベントを望む。赤ちゃんからの性教育やプレコンセプションケアの大事さの理解に助産師を活用してほしい。(妊婦・出産支援)
- 行政窓口である区の職員は現場見学などで区民の相談にリアリティを持って対応できるようにしてほしい。(障害児通所施設)
- 障害をもつ子が参加できる余暇活動がまだ少なく、近隣、地域との関わりが不足している。障害がある子を知ってもらいたい機会にもつながると考える。(特別支援学校)
- 「子ども食堂」を正しく理解してもらい、区内50か所以上ある情報を広げてほしい。特に学校には、地域に「子ども食堂」があることを知ってもらいたい。(子ども食堂)
- 外国人の子どもと接点を持った団体等のネットワークをつくってほしい。外国人の子どもとの活動機会を増やすことが健全な成長・利益につながる。(外国人の子ども支援)
- 義務教育後から20歳代くらいまでの相談先、事業、支援が不足している。支援がある就職や子育て期になる前の若い世代の居場所や相談先が必要。(社会的養護施設)
- 発達障害・軽度知的能力障害が見過ごされ、虐待に至ったと見受けられるケースを多くみてきた。早期発見し、本人と家族を支援する仕組みが必要。(社会的養護施設)
- 社会的養護の子どもたちは一定程度生活を保障されるが、支援につながらない子どもたちをどうやって支援につなげていくか、部署を超えた連携、区内団体や地域組織を含め全体的に支援をしなくてはならないのではないかと。(社会的養護施設)
- 子ども食堂は増えたが、日常的な子どもの居場所が圧倒的に少ない。冒険遊び場や子育てひろばなど、地域にいくつもあってほしい。(子どもの権利普及団体)
- 障害や発達特性、配慮が必要な子、学校に行きづらい子どもたちの居場所がない。障害のある家族をもつ子へのケアが不足している。(子どもの権利普及団体)
- 学校生活を相談できる人がいない。学校で対応に差がある。(子どもの権利普及団体)
- 子どもが利用する機関や子どもに関わる機関は、子どもの権利条約について知り、子どもの声を大切にすることを基盤にしてほしい。(子どもの権利の普及団体)
- 産後ケアの場を増やすため、小さな団体にも補助をしてほしい。支援を調べることや手続きが難しいので、利用をサポートする人がいるとよい。(子育て支援団体)
- 子どもたちが家族以外でもSOSを発信できる環境をつくる。(ひきこもり支援)
- 学校でのアンケートや面談を有効に活用してほしい。(ヤングケアラー支援)
- 学校現場で子どもの声をよく聞いて、子どもが「安心」と思える学校を増やしてほしい。教職員や保護者が、「教育機会確保法」をあまり知らない現実があるので、この法律をもっと多くの人に周知してほしい。(不登校支援)
- 在宅で育っている子が増えている時代、多様な学びの一つとして、在宅の学びに支援をし、自己肯定感を持って育つ方向性を事業化してほしい。(不登校支援)

第6節 こどもプラン概要版についての子どもの意見聴取結果概要

1 目的

本計画の子ども版の概要版を公開し、これから江戸川区が子ども・若者への取り組みを進めるために大事だと思うことや必要だと思うこと、まわりの大人や区への要望などを聞くために実施しました。

2 方法

- 調査対象：公立学校に通う小学生及び中学生、高校生世代の子ども
- 調査方法：公立学校を通じて江戸川区こどもプラン子ども版の案内及び意見の募集を行い、WEB フォームにて回答
- 調査期間：令和6年9月17日～10月19日

3 結果の概要

計画の内容について、よかったところ、よくなかったところ

- これから江戸川区で暮らしていく中でこのような計画があると、今江戸川区で起きている問題に区民が向き合うことができるのはとてもいいと思う。(小学6年生)
- ほんとに計画していることをしてくれるのかと疑ってしまう。思いが伝わらない。結局何がしたいのかあまりよくわからなかった。(中学1年生)
- 「みんなが幸せを感じながら生活できるようになるといいですね」と、無理に「みんなが幸せを感じられる生活にしましょう」ではないところ。(小学6年生)
- 江戸川区の子どものことを考えてやっているのはわかったが、本当に全部できるのかが心配。(小学6年生)
- 公園で遊べる場所が限られていたので、改善しようとしてくれるのがよかった。(小学6年生)
- 私たちの願いや要望をかなえようと動いてくれていること。(中学1年生)

計画の内容が大事・必要だと思った理由

- 将来の江戸川区を背負っていくのは今の子どもたちだから、江戸川区で生活するときに悩みがあるのは本人もまわりの人も幸せにならないから。(小学6年生)
- 最近、国内で虐待や自殺などが増えていて、子どもが安心して過ごせる場所がほしいなと思ったから。(中学1年生)
- 子どもたちが江戸川区で安全に暮らせるようにするため。(小学6年生)
- 自分やほかの子どもが幸せに安全に暮らせるほうが自分のため、江戸川区のためにもなると思ったから。(小学6年生)
- モチベーションがあがらないと勉強にもやる気がおきない。(中学1年生)

計画を読んだ感想

- 子どものことを考えて計画してくれてよかった。(小学6年生)
- これからこの町で生活していく中で様々な問題は必ず出てくるので、このように対処していくための計画が立っているのはとてもいいと思いますが、子どもたちに目を向けすぎるのは少しどうかと思います。(小学6年生)
- 子どもに対していろいろな配慮がされていてとてもいいと思った。(中学1年生)
- こういう取り組みがあるのは初めて知ったが、子育ての支援などはとてもいいと思った。(中学1年生)
- 不便に思っていたことを改善しようとしてくれたのでうれしかった。(小学6年生)
- いいと思います。みんなが安心して暮らせるような区になってほしい。(小学6年生)
- ほんとに実現するなら、少し楽しみ。(中学1年生)

計画の中に入れてほしいこと

- 平和なまち、平和な世界。(多数)
- 野球やサッカー、バスケなどができるところが少ないから、もうちょっと用具とかを増やしてほしい。(小学6年生)
- 自然との共存。(小学6年生)
- 夏祭りなどのイベントをいつも楽しませてもらっているので、これからも力を入れてほしい。(中学1年生)
- どこまでが子ども対象かわからないので年齢制限などを書いてほしい。(小学6年生)
- 保育所と老人ホームと無料で入れる施設やイベント、体験、お祭りなどを増やしてほしい。(小学6年生)

まわりの大人や江戸川区にしてもらいたいことやお願いしたいこと

- この計画を知ったらほかの人にも伝えて、自分も率先してやってほしい。(小学6年生)
- こちらの考えなどを聞いてもらって話したい。(中学1年生)
- 花火大会や大きなお祭りをもっと増やしてほしい。(中学1年生)
- 安全な町のため、線路下の整備をお願いしたい。(小学6年生)
- 教科書をデジタル化してほしい。(小学3年生)
- 公園にサッカーゴールやバスケのゴールなどを増やしてほしい。(小学6年生)
- 災害に備えて、地震や津波などの安全にも力を入れてほしい。(中学1年生)
- 小学校・中学校(高校)に、教室や学校がつらい子が安心して過ごせる部屋をつくらしてほしい。(中学1年生)

第7節 声が聴かれにくい子ども・若者の意見聴取の結果概要

1 目的

声が聴かれにくい子ども・若者に対し、現在抱えている課題や解決のために望むことなどを聞くために支援者の協力を得ながらヒアリングを実施しました。

2 方法

- 調査対象：声が聴かれにくい子ども・若者
- 調査方法：支援者によるヒアリング調査
- 調査期間：令和6年9月～10月

3 結果の概要

学校や日常生活の中で困ったこと、いやな思いをしたことや大変だった経験

- 小学生の頃は男のくせにとかいわれ、筆箱を隠されたこともあった。以前フィギュアスケートをやっていたが、衣装が性差を強調するような面もあったのでやめた。(LGBT)
- 勉強と進学先について不安なことがある。(ひきこもり)
- 週に2日家事支援ヘルパーが来ているがまかない切れておらず、バイトも忙しく時間がない。学校の課題なども出ると、睡眠時間が3時間程度しかなく、寝ない日もある。(ヤングケアラー)
- 母の体調もあり、買い物に付き合うと夜遅くなり勉強できないことがある。断ると「勉強と母とどちらが大切か」といわれ、口論になりつらかった。受験なのでつらい。(ヤングケアラー)
- タブレット1時間だけとか、できるゲームに年齢制限があって全部のゲームができない。「ルールを守れ」としつこくいわれるのがいやだ。(措置児童)
- 入所中の子が共有部分に物を置いたり、食事中に騒いだり、夜食はダメというルールを守らないのがいや。職員が注意してもまた騒ぎ出してうるさい。(措置児童)
- 親のサインがないとスマートフォンの契約ができない。親のサインがなくても契約ができるような制度があるといい。部活のSNSグループに入れないから情報が遅れてしまうのも困る。(措置児童)
- 路地裏とかのポイ捨て。町が汚れるのがいやだ。(措置児童)
- 日本語でもっとみんなと話したいが話す時間がない。班の人ともっと話したい。(日本語学級)
- 歩道がせまい、少ない。学校の昼休みの時間が遅い。銭湯がない。学校の時間が長い。(不登校(ユースサポート))

普段から自分の思っていることを伝えたり、相談ができているか

- 親との関係はよい。基本的にはやりたいことはやらせてくれる。高校での友だちも結構多い。小学校・中学校からの友だちも多く、様々な相談をいろいろな人にできる。(LGBT)
- 学校の担任の先生が何でも聞いてくれる。入学前から相談していた先生だったので話しやすい。また、LGBT 関係も相談すると学校全体で対応を考えてくれる。(LGBT)
- 友だち、お母さん、支援者の人に相談できている。(ひきこもり)
- 少しできている。相手は江戸川区にある子どもの居場所事業の職員。区役所の窓口はハードルが高い。ふとしたところにあるアットホームな環境のほうが訪れやすくて相談しやすい。相談できない内容もある。(ヤングケアラー)
- あまりできていない。理由は言葉で思いをうまく伝えることが難しいから。心の中の全部は話せず一部の話だけになってしまう。(ヤングケアラー)
- 職員にたまに相談する。まずは自分で解決できないかいろいろ考えて、そのまま誰にも相談しないことが多い。相談できないというより、あえて相談しない。相談しにくいことはない。自分でよく考えれば解決できることもある。(措置児童)
- まあまあできる。家に女性がいらないから同性の友だちとか、ファミリーホームのボランティアの女性に話す。いつでも話せる。(措置児童)
- 里親や学校の先生には伝えられる。学校の友だちには遠慮してしまう。(措置児童)
- いつでも相談できるから江戸川区のアプリでホットラインを活用している。そのほかに児相職員、友だちに相談している。児童相談所は、連絡して職員の人に相談したり、友だちには遊んでいるときに相談する。(措置児童)
- 区役所の窓口。中学校選択のときに相談にのってくれた。(日本語学級)
- インターネットを利用している。会ったことはないが、ゲームで知り合った同郷の18歳の女性にチャットで相談する。頻度は内容や程度によると思うので何ともいえない。(日本語学級)
- 大好きなぬいぐるみ、飼っている魚、共育プラザの職員。(不登校(ユースサポート))
- 親に話すのは気まずい。自分から相談しに行くのは相手が誰であろうと難しい。(不登校(ユースサポート))

子どもの権利があることを知っているか。まわりの子どもたちの権利が守られていると思うか

- 知らなかった。親・兄弟ともに虐待・ネグレクトの状態、電話など持たせてもらえず、そもそも相談する手段や相手がいない子もいる。小さいときから、大人への信頼がない子にとっては相談先があっても相談する気にはならないと思う。(LGBT)
- 条例があることは知っている。出前授業がある前から知っていた。席を必ず男女隣り合わせにしているのは差別といえば差別にあたると感じた。(LGBT)
- 知らないが、守られていると感じる。自分がやりたいことはやらせてもらっていると思うので。(ヤングケアラー)
- 知っているが守られていないと感じる。(ヤングケアラー)
- 守られていない。自分たちの意見は聞いてもらえず大人のいいなりだと感じる。(措置児童)
- 前の施設にいたときと比べてよく守られていると感じる。前の施設は何かいうと否定されるし、自分の意見を聞いてもらえなかったように感じた。(措置児童)
- 職員は相談したら解決策を出してくれる。汚い言葉も使わない。入ったときは洗濯も掃除もできなかったけど、職員と一緒にやってくれて少しできるようになった。(措置児童)
- 守られている。理由は安心して生活していくことができる。日常的に不自由がなく生活できるから。里親に感謝している。(措置児童)
- 守られている。間違った行動をしたときに、先生が自分のためを思ってしっかりと正しいことを教えてくれているから。(日本語学級)
- 家族から権利があることを聞いたことがあった。守られている。自分が外国人だからという理由でクラスメイトから差別を受けたことがないから。(日本語学級)
- 守られている。みんなお互いを尊重していると思う。障害をもっている人への偏見がまだあると思う。(不登校(ユースサポート))

大人や区役所にしてもらいたいこと

- 校則はほとんど知らない。やりたいことをやらせてもいいと思っている。中高生ならある程度判断できると思う。(LGBT)
- 各々が安心して過ごせる居場所があったほうがいいと思う。家に居場所がない子どもは多くいる。今は SNS などもあり外に出なくてもそれなりに生活できるが、その子を引っ張りだすような仕組みを区でやってもらえればいいと思う。(LGBT)
- 公共施設の男子トイレを個室化や仕切りを付けるなど、もう少しプライバシーに配慮してもらいたい。部活などで帰宅が遅くなるので街灯をもう少し設置してほしい。室内で遊ぶ場を増やしてほしい。(LGBT)
- 相談に行ったときなど、たらい回しにせずにまずはちゃんと向き合って話を聞いてほしい。(ヤングケアラー)
- 奨学資金などの窓口や規定等を広げてほしい。貧困ではないけれど大学進学などはかなり厳しい状況である。ヤングケアラーの相談窓口を充実してほしい。(ヤングケアラー)
- AI の街になってほしい。配達する人が少ないから AI が発展して人ではないドローンとかが配達すればいい。役に立つことを AI がどんどんやってほしい。(措置児童)
- バスや電車がわかりやすくなってほしい。どれに乗ってどこで降りればいいのか、運賃をいくら払えばいいかわかりにくい。(措置児童)
- 治安がもっとよくなってほしい。不良が減ってほしい。(措置児童)
- 人が親切でやさしい、あいさつし合えるようなまち。最近あいさつしても無視する人が多い。(措置児童)
- 災害対策をしっかりとやってほしい。(特別支援学級)
- もっといろいろな外国人が住めるように、外国人の案内をする人を増やしてほしい。自分が日本に来たときは何もわからなかった。(日本語学級)
- 江戸川区は今のままでよい。(日本語学級)
- 外国の本をもっと増やしてほしい。中央図書館のような大きいところにしかないの
で、外国の有名な本でいいので対応してほしい。できれば中国語がよい。
(日本語学級)

第8節 子どもの数（将来人口推計）

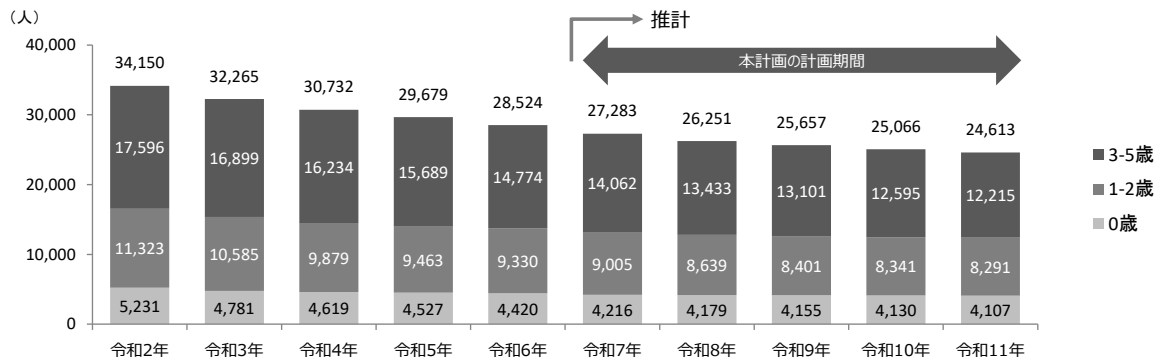
0～17歳の人口は令和2年から令和6年にかけて減少傾向となっています。今後
も減少が続く見込みで、本計画の最終年度である令和11年度には86,466人となる
予測です。

年齢						本計画の計画期間				
	実績					推計				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
0歳	5,231	4,781	4,619	4,527	4,420	4,216	4,179	4,155	4,130	4,107
1歳	5,588	5,190	4,782	4,766	4,637	4,474	4,267	4,231	4,206	4,181
2歳	5,735	5,395	5,097	4,697	4,693	4,531	4,372	4,170	4,135	4,110
3歳	5,755	5,551	5,254	5,054	4,621	4,599	4,440	4,285	4,086	4,052
4歳	5,911	5,564	5,448	5,213	4,989	4,536	4,514	4,358	4,205	4,010
5歳	5,930	5,784	5,532	5,422	5,164	4,927	4,479	4,458	4,304	4,153
6歳	5,893	5,801	5,699	5,458	5,368	5,088	4,855	4,413	4,392	4,240
7歳	6,031	5,742	5,728	5,649	5,395	5,295	5,019	4,789	4,354	4,333
8歳	5,863	5,977	5,716	5,719	5,666	5,371	5,273	4,997	4,769	4,335
9歳	5,935	5,831	5,944	5,721	5,706	5,649	5,355	5,256	4,982	4,753
10歳	5,885	5,921	5,813	5,929	5,714	5,688	5,631	5,338	5,240	4,965
11歳	6,025	5,880	5,906	5,810	5,933	5,709	5,683	5,626	5,333	5,235
12歳	6,131	6,015	5,886	5,910	5,796	5,928	5,704	5,678	5,621	5,329
13歳	6,088	6,108	5,993	5,875	5,901	5,774	5,906	5,683	5,657	5,600
14歳	6,005	6,083	6,107	6,005	5,887	5,900	5,773	5,905	5,682	5,656
15歳	5,913	6,009	6,076	6,131	6,049	5,897	5,910	5,783	5,915	5,692
16歳	6,157	5,898	5,989	6,086	6,193	6,051	5,899	5,913	5,786	5,917
17歳	6,282	6,169	5,917	6,009	6,129	6,207	6,064	5,912	5,925	5,798
合 計	106,358	103,699	101,506	99,981	98,261	95,840	93,323	90,950	88,722	86,466

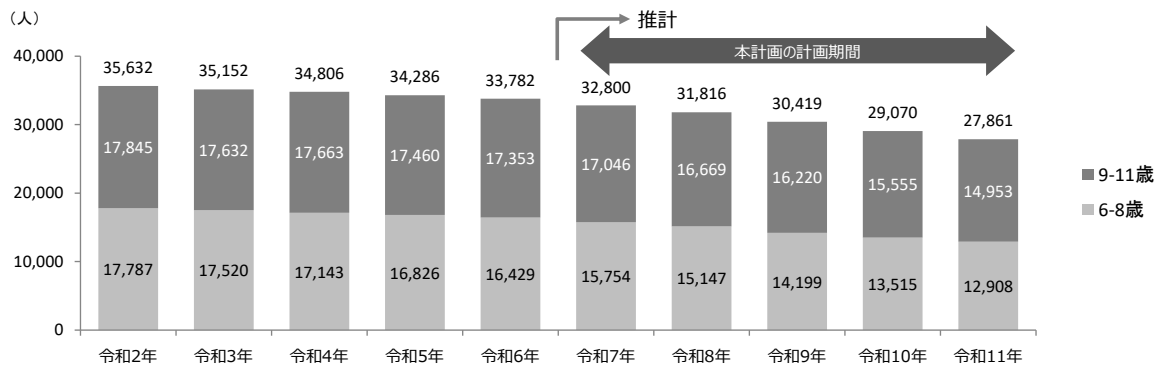
(単位：人)

※令和2～6年実績：住民基本台帳（各年10月1日）

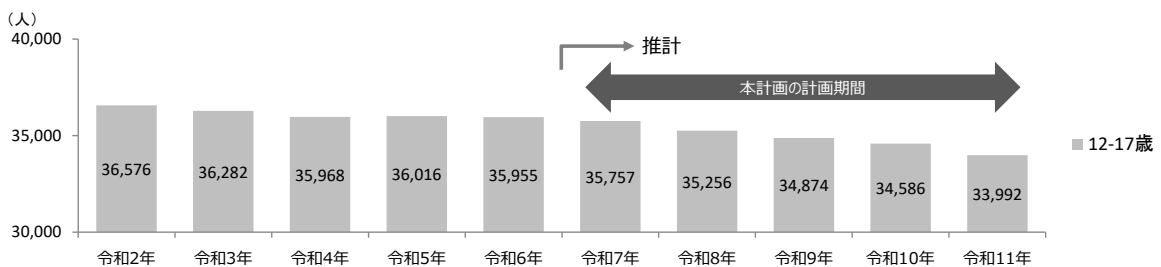
▼ 0歳～5歳の子ども数（将来人口推計）



▼ 6歳～11歳の子ども数（将来人口推計）



▼ 12歳～17歳の子ども数（将来人口推計）



第9節 子どもと家庭を取り巻く状況等に見る課題

1 誕生前から幼児期

0～17歳の人口は令和2年から令和6年まで減少が続き、今後も減少の予測(p54)です。

転入・転出は、結婚・出産を迎える世代や子育て世代が多い年齢層が中心となっています(p16)。自然増の要因である出生数は平成29年の5,646人から断続的に減少して令和5年には4,110人となっており、合計特殊出生率は平成28年の1.43から令和5年の1.07までおおむね継続的な下降となっています(p14)。

母親の年齢階級別出生数では、30～34歳での出生数が最も多く、近隣区でも同様の傾向がみられます(p15)。

本区において少子化の進行を食い止めることは重要な課題であり、解決を図るためには、本区で子どもを産み、育てようという気持ちを持てるようにする必要があります。

就学前保護者が理想の子どもの数をもてないと思う理由では、「経済的にこれ以上の子どもをもつことが困難だから」が66.3%と最も多く(p28)、少子化対策のために必要だと思うことでは、就学前保護者・就学後保護者・若者世代とも「児童手当の増額など、現金給付の強化」の回答割合が多く(就学前保護者では最多)(p41)なっていました。

女性の就労状況ではいわゆる「M字曲線」がみられますが、そのカーブは徐々にゆるやかになっており、以前に比べて子育て期を含む女性の就労が進んでいます(p19)。

また、フルタイムで就労する就学前児童の母親は継続的に増加し(p28)、平日の定期的な教育・保育サービスの利用も継続的に増加しています(p29)。そして、就学前保護者の約30%は子どもを預かってもらえる親族や友人・知人はいないと回答しています(p29)。

一方、割合が次第に少なくなっているとはいえ、家庭で保育する家庭は一定数存在し(p20)、就学前保護者の約30%は身近な地域で子育ての悩みを気軽に相談できるような活動を要望しています(p40)。

江戸川区で子どもを産み、育てようという気持ちを持てるようになるためには、誕生前から幼児期まで、直接的な経済的支援のみにとどまらず、仕事と子育てを両立するための保育等サービスの充実、家庭での保育を支える環境づくりなど多方面からの対応が求められます。

また、乳幼児と保護者の愛着形成や豊かな遊びと体験の機会を支援することは、保護者が安心感を持って子育てできる環境づくりになることはもちろん、子どもが幸せに成長する根本につながることであり、子どもを中心に据えた観点からも重要です。

2 学童期・思春期

就学後から18歳までの子どもの90.6%は、今の生活に満足しており（p30）、「自分のことが好きだ」と思う子どもは68.2%となっています（p30）。子どものアンケート回答からみた生活の満足度や自己肯定感は、こども大綱に記載された国の現状（生活に満足している60.8%、今の自分が好き60.0%、いずれも2022年）と比べると高く、「自分は家族に大事にされていると思う」95.6%との回答（p30）が、それらの高さの背景になっているとも考えられます。

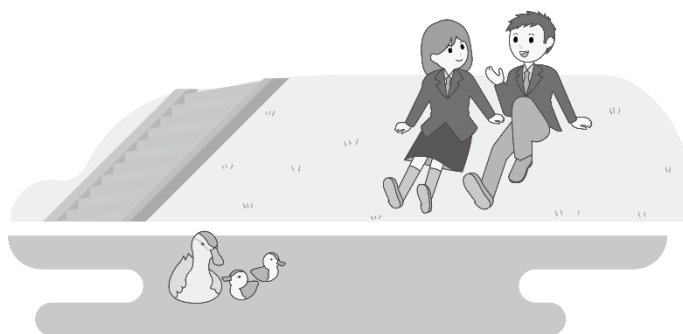
また、「何かをがんばってやりとげたことがある」子どもは84.7%、「がんばれば、むくわれると思う」子どもは79.1%となっています（p30）。

学童期・思春期は、身体も心も大きく成長する時期、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。そこでは、時には課題に直面したり失敗しながら、自らの力で何かを成し遂げていく体験が大きな力となります。子どもたちが学びたい、挑戦してみたいと思う気持ちを大切に、様々な体験の機会を提供していくことが重要です。

学童期・思春期には、他者との接点や社会的活動が急激に増え、行動の範囲も広がることから、学業、進路、家族・友人との関係などについて悩みや葛藤が生まれることも少なくありません。

子どもアンケートで、学校や仕事に行きたくないと思ったことは、「ない」が40.9%、「時々ある」が39.8%でほぼ同じ割合、「よくある」は17.5%となっています（p32）。ここで「よくある」「時々ある」と答えた子どもの理由では「学校の勉強・仕事が好きだから」が47.8%と最も多く、「心や体の調子が悪いから」が23.9%、「友だちや会社の人間関係がうまくいっていないから」が22.4%となっています（p32）。例えば、学校や仕事に行きたくないという気持ちを持っていたとしても、その理由や背景は一人一人で異なります。また、生まれ育った家庭の環境がそこに影響を及ぼしている可能性もあります。

同アンケートでは「不安に感じることもある」と答えた割合は54.0%と半数を超えています（p30）。事情によらず、またどのような成育環境にあっても、それぞれの子どもの思いや願いに寄り添い、子どもとともに悩みや不安の軽減・解決に取り組めるような支援のあり方が重要です。



3 青年期

青年期は大学等への進学や、就職、結婚といった様々なライフイベントが続く時期であり、それぞれの場面で自分の選択・希望がかなえられるかどうかは、その先まで本区で暮らしていくかどうかに関わります。

若者世代のアンケートで、今の暮らしに満足しているかどうかについては、「どちらかといえば満足している」が47.9%と最も多く、「満足している」が32.3%で、両者を合わせた「満足している」は80.2%と、現在の暮らしの満足度は高くなっています（p34）。今後の居住意向については、「当分の間は江戸川区で暮らしたい」が55.9%と最も多く、「ずっと江戸川区で暮らしたい」が15.0%で続き、両者を合わせた今後の居住継続の意向は70.9%と7割を超えています（p34）。この、居住継続意向の内訳における「当分の間」が「ずっと」に変わるためには、結婚や、その後の子育て環境で、若者の希望がかなうよう支援することが重要と考えられます。

結婚については、同アンケートで「いずれは結婚したい」29.7%（最多）、「将来的にいい人がいれば結婚したい」23.4%（2位）、「できるだけ早く結婚したい」11.3%（4位）と、合わせて64.4%に結婚の意向があり、身近な状況を聞いた質問で「結婚しているまわりの友人をみると、幸せそうだ」と感じている人が64.8%と、結婚に対する肯定的な意見も6割以上となっています（p35）。

本区の20～34歳までの有配偶率は、男女ともに下降の傾向にあり（p17）、結婚を希望する人への支援は、将来的な出生数の増加から少子化抑制につなげるという観点からも重要です。

子どもをもつことなどについては、若者世代のアンケートで、将来的にもちたい子どもの数が「2人」45.0%（最多）、「1人」19.1%（2位）（p36）となっています。

区の子育て支援策についての考え方では、「もっと取り組みを進めるべき」が72.1%と最も多く（p36）、少子化対策のために必要だと思うことでは、「賃上げ等による所得の増加」が73.9%、「児童手当の増額など、現金給付の強化」が63.2%、「保育施設や保育サービスの充実など、現物給付の強化」が61.8%などとなっています（p36）。

もちたい子どもの数などの希望がかなえられるようにするためには、経済的側面やサービスの充実など多方面からの支援とともに、それらが用意されているということが若者に伝わることも重要です。

4 子ども・若者・子育て世代を地域全体で支える江戸川区らしい取り組み

18歳未満の障害者手帳所持者では、愛の手帳（知的障害者）及び精神障害者保健福祉手帳が継続的に増加の傾向にあります（p19）。生活保護世帯に属する子どもの進学率は、令和3年度時点で高等学校等進学率、大学等進学率ともに全国より高い水準となっており（p20）、就学援助者の認定率は、小学校、中学校ともに減少傾向が続いています（p20）。

全ての子どもは、一人の人間として大切にされる存在であり、その成育環境、障害や病気の有無などにかかわらず、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていく権利を持っています。保護者のみならず地域社会の全ての人はその権利を守らなければなりません。

江戸川区としてのこの考え方は「江戸川区子どもの権利条例」の前文にも示されていますが、区に「子どもの権利条例」があることの認知度で、詳しい内容まで知っている割合は、就学前保護者で3.9%、就学後保護者で3.5%、18歳未満の子どもで6.1%、若者世代で3.4%、中高年世代で1.9%と高くありません（p42）。子どもに権利があることを知っているのは全世代で6～7割を超えるものの、条例については、全ての年代・層で「知らない」が半数を超えており、区の理念を実現して全ての子どもが自分らしく健康で幸せに育つ社会をつくるためには、引き続き条例の周知に努め、その理念が区民全体で共有されるよう図っていく必要があります。

0歳から2歳の間、教育・保育等のサービスを使わずに家庭で保育を行っている割合は減少の傾向にありますが、それでも令和6年度の時点で0歳は84.6%、1歳は43.2%、2歳は37.7%が家庭保育です（p20）。家庭での教育や保育では、子育ての当事者たる保護者が地域で孤立することなく、子育てに関する悩みや不安が生じて、それを抱え込まずに他者との対話等の中で不安感の軽減が図られることが望ましく、子育て家庭を取り巻く身近な地域の人々が子どもに関心を持ち、見守り、時には積極的に関わりを持ってくれることも重要です。

中高年世代のアンケートで聞いた地域の子どもの関係についての考えでは、「子どもは地域全体で育てる意識が必要だ」が51.3%と最も多くなっていました（p39）。

子育て当事者ではない中高年世代でも、まち全体で子どもの育ちを支える意識の大切さが現れていることこそが「江戸川区らしさ」であり本区の強みです。

逆に、子育て当事者である就学前保護者・就学後保護者による、身近な地域にあるというと思う活動の回答では、子どもへの直接的な働きかけから子育て家庭への支援といえるものまで様々な希望、期待がみられます（p40）。

様々な課題を抱える子どもや家庭を支援し、子どもの安全を守り、子ども・若者や子育て当事者にやさしい社会をつくることに江戸川区らしい地域の力を最大限にいかすためには、これまで取り組んできた地域共生社会の構築をさらに進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

目指すべき姿

子どもの最善の利益を実現する共生社会

全ての子どもは、成長・発達し、その子どもにとって最も良いことを考えてもらうことができる権利を持っています。子育ては親に第一義的な責任がありますが、加速化する少子化や核家族化の進行、新型コロナウイルス感染症の流行等により、子育て家庭の孤立化が顕在化しています。さらに、物価の上昇に伴う家庭の消費支出の増加などにより、子育て期の家庭に様々な負担が生じています。また、進学、就職、結婚といったライフイベントが重なる若者が、社会経済の状況や他者との関わりの中で様々な悩みや不安を抱えることもあります。そのため、地域・社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていく環境が必要になります。

複雑な社会的背景や多様な家庭事情がある中で、子どもたちが健やかに生まれ育ち、若者が将来に希望を持って暮らしていくためには、親や家族だけでなく、ライフステージの段階に応じた様々な地域の見守りや支援が必要です。また、個人の価値観が多様化する中、個人の価値観や考え方を尊重しながら、結婚や妊娠・出産、子育てなど、自らが望んだときにそれぞれの希望に応じた選択ができるような環境も必要になります。

本区ではこれまで、「共生社会」の実現に取り組み、子どもや若者、高齢者、障害のある方、外国籍の方など様々な状況に置かれた方々の誰もが、「自分らしく暮らせるまち」を目指してきました。令和3年7月に誕生した「江戸川区子どもの権利条例」は、まさにこの共生社会のあり方をもって、子どもの権利を大切に守っていくための条例です。

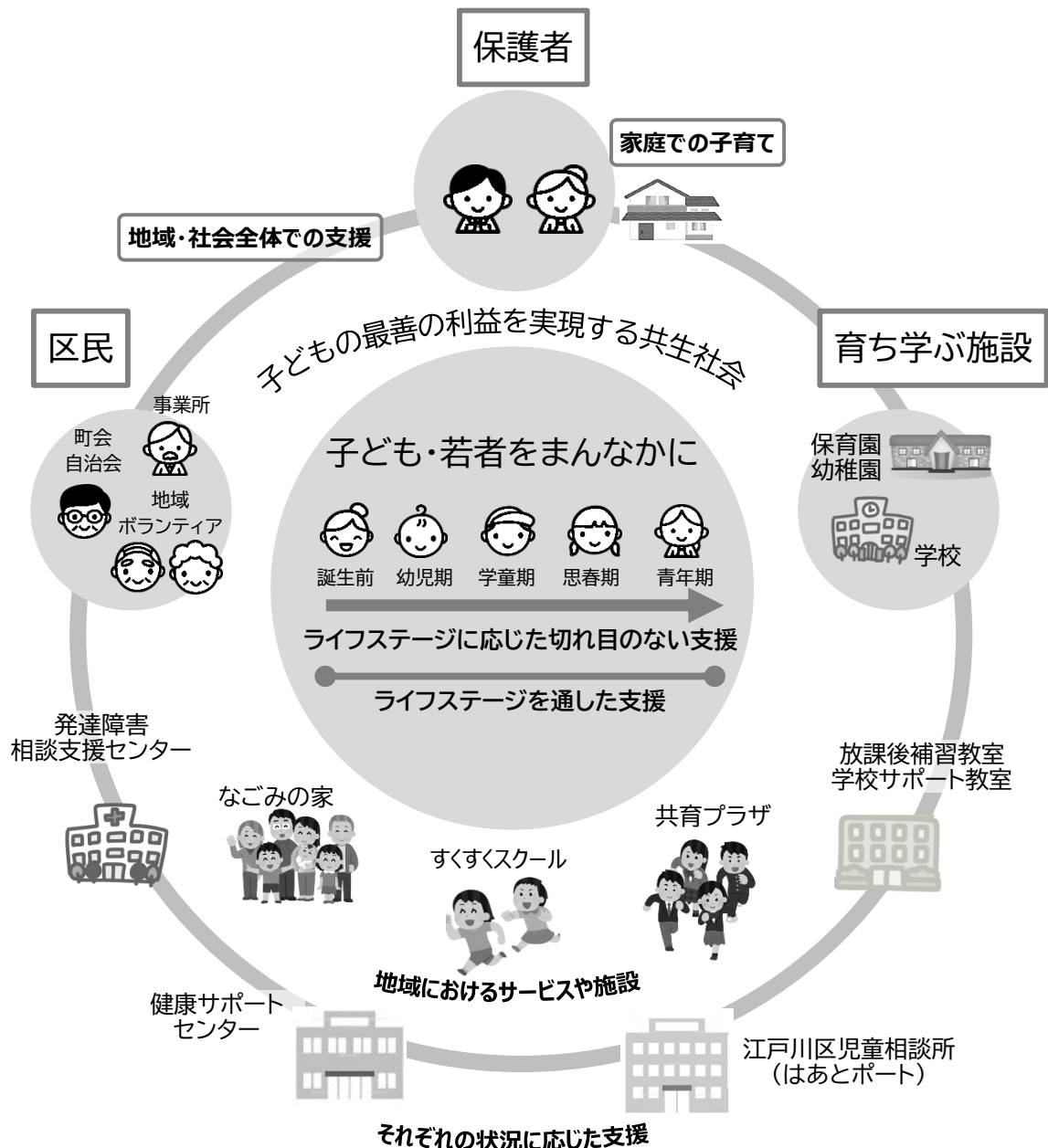
本計画「未来を支える江戸川こどもプラン」は、全ての子どもが健やかに成長できる社会をつくり、子どもたちの最善の利益を実現し、その先の若者世代までの輝かしい未来を支えていくための計画です。子どもや若者たちは本区の未来を拓いてくれる地域の宝であり、その意味で本計画は全ての区民の未来が託される計画であるともいえます。

子どもたちの最善の利益を実現することは、区の未来をつくることに通じます。区、子どもの育ちや子育てに関わる団体・事業所を含む区民、子どもが育ち学ぶ施設、さらには長年にわたる活発なコミュニティ活動によりつくられた本区の「地域力」を結集して取り組む計画であることから、本計画の基本理念、すなわち目指すべき姿を「子どもの最善の利益を実現する共生社会」とします。

本計画における共生社会構築と支援のイメージは以下のとおりです。

子どもの生まれ育つ基本的な環境である家庭での子育てを重視し、教育・保育サービスや学校と地域ボランティアなど、身近な地域活動も含めた区民の力で子どもの育ちを支えます。なごみの家をはじめとする多様な参加・体験の場で交流と支え合いをつくり、江戸川区児童相談所「はあとポート」をはじめとする専門的機関が、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、また、様々な課題を持つ子どもや子育て家庭が支援の手から漏れることのないよう、社会全体で支えます。

全ての施策・支援は、子ども・若者の意見を大切にし、子ども・若者をまんなかに据えた視点で展開されます。



第2節 基本方針

基本理念に示す「目指すべき姿」を実現するため、次の7つの基本方針を掲げ、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

この基本方針では、前期計画「未来を支える江戸川こどもプラン（令和2～6年度）」で示した基本方針の施策の方向、「子どもへの支援」「親への支援」「地域全体での支援」の概念は継承しつつ、喫緊の課題である「少子化対策」や子どもの権利条例の制定を踏まえた「子どもの権利」の視点を加えて新たに整理しています。

基本方針 1 子どもの幸せを目指し、子どもを中心とした取り組みの充実

【子ども支援】

子どもや若者は、一人一人が様々な個性や能力を持ち、未来への可能性が開かれています。全ての子どもや若者の最善の利益を第一に考え、誰一人取り残さず健やかな成長につなげていくための子どもを中心に捉えた施策を充実していきます。

そのため、子どもが心身ともに豊かな人間として育つよう、乳幼児期の親子の愛着形成や幼児期の教育・保育施設における教育（生活や遊びの中での学び）を通じて「生きる力」の基礎を培い、大人になるための大切な時期である小学生から中学生、中学卒業後までの子どもの人間形成を支える取り組みを進めます。

また、障害、生活上の困難、いじめ、児童虐待、社会的養育の必要性など、様々な悩みや困難を抱える子どもやその家庭が、支援の手から漏れることのないよう取り組みます。

基本方針 2 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援

【子ども・親支援】

乳幼児期、就学期、青年期など、それぞれのライフステージで環境が大きく変わる中であっても、子どもが自分らしく生活できるよう、支える取り組みを進めます。

子どもの誕生前の出産希望がある家庭への支援を進め、妊娠期・出生後の幼児期、学童期など切れ目なく保護者と子どもへの支援を行い、それぞれが望むような子育てができるよう、様々な取り組みを進めます。

基本方針 3 子育て家庭を社会全体で支え、安心して子育てできる環境づくり

【親支援】

価値観や働き方の変化等により、子育て家庭を巡る環境が多様化しています。各家庭を支援していくための取り組みを社会全体で進め、地域の中で安心して子育てができる環境づくりを進めます。また、ひとり親など家庭環境によって子どもが将来の希望や可能性が奪われないよう、全ての子育て家庭を支える取り組みを進めます。

基本方針 4 当事者である子ども・若者の話を聞き、子どもにやさしい社会づくり 【社会での支援】

子どもや若者が自らの意見を表明でき、社会全体がその意見を尊重しながらまち全体で子どもの育ちを支える社会づくりを進めます。

本区は今までも区民のボランティアや地域活動による「地域力」に支えられながら様々な取り組みを進めてきました。子どもにやさしい社会づくりを進めるため、引き続きこの区の特徴である良き地域性をいかしながら、さらに力強いものとするための人材育成や地域での子育てに関わる人々を支援する仕組みづくりを推進します。

基本方針 5 希望するライフプランがかなえられるよう、希望の実現を阻む障壁の打破 【少子化対策の拡充】

本区の少子化対策として、一人一人が望むライフプランが実現できるよう、取り組みを進めます。個人の価値観を尊重した上で、出会い・結婚から出産・子育てまでライフステージに合わせた幅広い支援を行います。

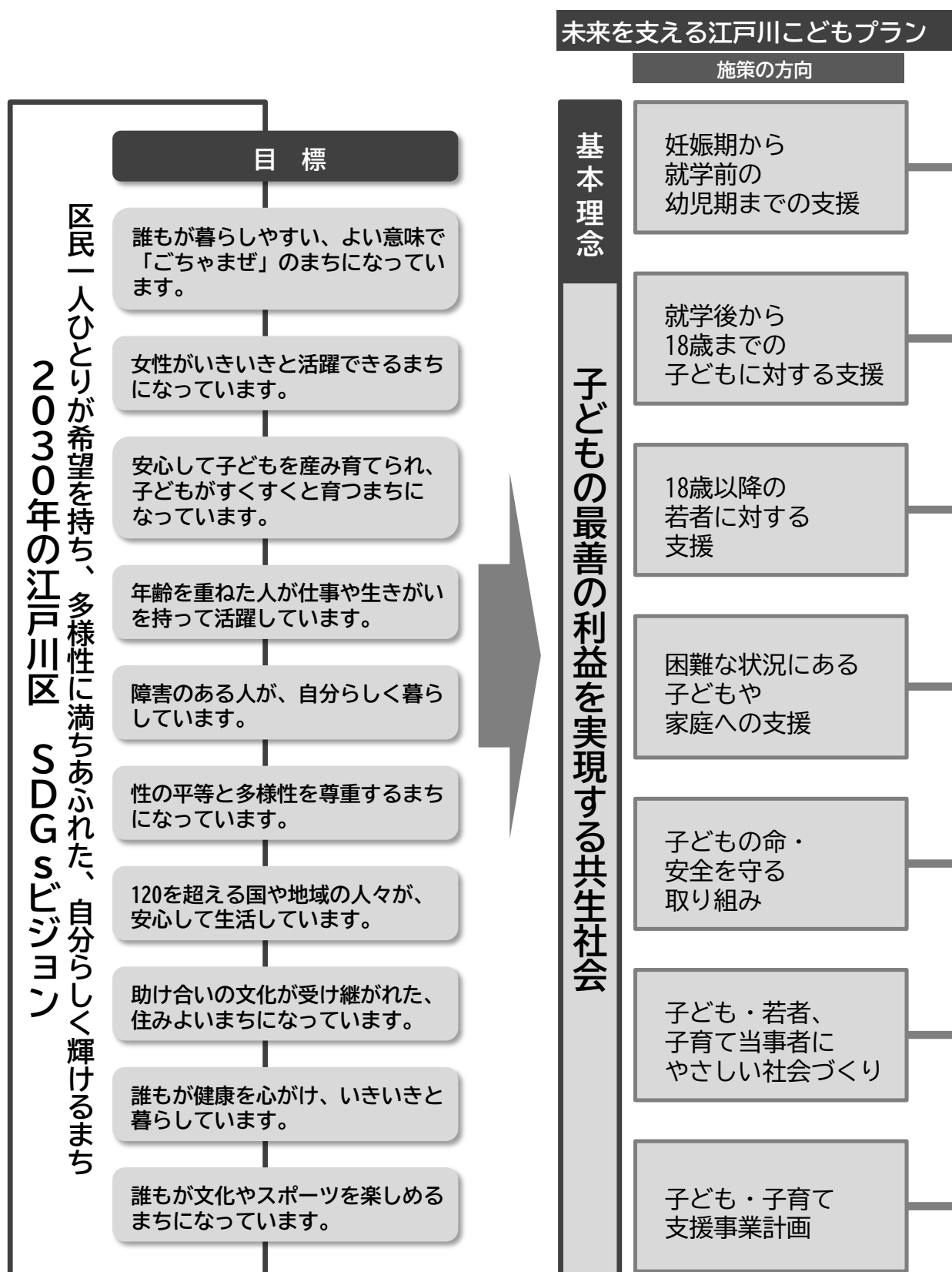
基本方針 6 社会全体で子どもの権利を守る【子どもの権利の尊重】

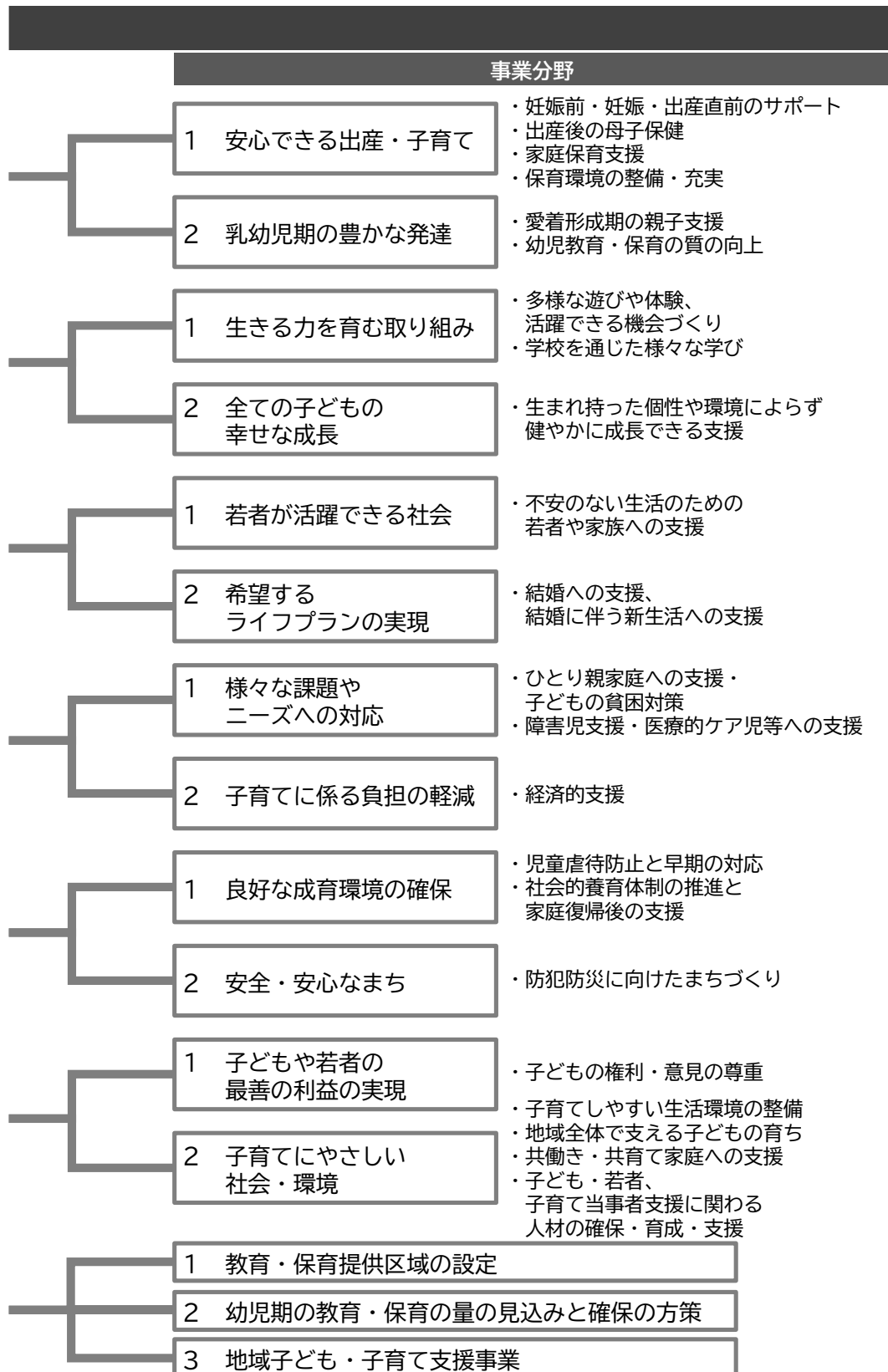
まち全体で子どもの育ちを支え、全ての子どもの最善の利益が実現できるよう、江戸川区子どもの権利条例に謳われる理念に基づいた取り組みを進めます。子どもの意見を尊重し、子どもが健やかに育つ生活環境の整備や、地域における支援の担い手を育てながらその力をいかす取り組みにより、地域ぐるみで子ども・若者、子育て当事者を支える社会づくりを推進します。

基本方針 7 全ての子どもの育ちを支える環境づくり 【第三期江戸川区子ども・子育て支援事業計画】

子どもや子育て家庭の状況、生活様式の多様化を踏まえ、幼児期の教育・保育と、地域における多様な子ども・子育て支援の量的確保や質的改善を図り、家庭での保育を支援することで、江戸川区において安心して子育てできる環境と「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

第3節 施策の体系





第4章

妊娠期から就学前の幼児期までの支援

妊娠期から幼児期までは、将来にわたり身体的、精神的、社会的に幸せに成長していくための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。

施設利用の有無、家庭や地域の環境などは様々ですが、その多様性を尊重するとともに、愛着形成や非認知能力の育成など、全ての子どもが等しく健やかに成長し、幸福な生活を送ることができるよう取り組みます。

4-1 安心できる出産・子育て

4-1-1 妊娠前・妊娠・出産直前のサポート

妊娠の希望をかなえるための支援や妊婦の不安軽減、母子の健康管理に資する取り組みなど。

4-1-2 出産後の母子保健

出生後の母子や家庭への支援となる健診や講習、相談事業など。

4-1-3 家庭保育支援

保育園や幼稚園に通っていない子ども・家庭の孤立化を防ぐための他者との関わりや支援を行う事業、リフレッシュのための事業など。

4-1-4 保育環境の整備・充実

安心して子育てする環境をつくるための保育施設の整備、共働き世帯の増加働き方等を踏まえた保育の多様化に対応するための様々な保育施策など。

4-2 乳幼児期の豊かな発達

4-2-1 愛着形成期の親子支援

将来にわたる成長に重要な役割を持つといわれる「愛着形成」に関する子育て世帯への周知や保育施設等における取り組み。

4-2-2 幼児教育・保育の質の向上

乳幼児期に家庭以外で大半を過ごす場である幼児教育・保育施設の質の向上や、将来の生きる力を育むために「非認知能力」を育てる取り組み、保育園・幼稚園への巡回・指導、人材確保の取り組みなど。

第1節 安心できる出産・子育て

4-1-1 妊娠前・妊娠・出産直前のサポート

妊娠・出産の希望をかなえるため、子どもが生まれる前からサポートを行います。将来の妊娠に備える健康管理や妊娠・出産に関わる不安の軽減を図り、母子ともに健康で、安心して出産を迎えられるよう支援します。

1 プレコンセプションケア支援事業

- 将来の妊娠に備えた健康意識の向上を促すことを目的として、プレコンセプションケア（将来の妊娠のための健康管理を促す取り組み）の一環として、未婚者を対象としたヘルスチェック及び専門相談を行います。

健康サービス課

2 親子健康手帳（母子健康手帳）

- 父親の育児参画を促進するとともに、家族で、妊娠期から18歳まで活用できるように母子健康手帳の内容を刷新し「親子健康手帳」としています。
- 手帳配布時に様々な保健サービスの案内が入った「母と子の保健バック」をお渡しし、制度周知を行います。
- 電子手帳の導入を検討していきます。

健康サービス課

3 妊婦全数面接（びよママ相談）

- 妊娠期から子育て期にわたる支援として、妊娠届出時や転入時に妊娠中の不安や心配事に対して保健師等の専門職が面接することで、不安を軽減し、安心して出産を迎えられるよう支援しています。支援が必要な妊婦に対しては、支援プランを作成し継続的に支援を実施しています。
- 生活困難や虐待のリスクなど様々な課題の早期把握・早期対応に結びつけるため、全数面接を実施しており、今後も継続していきます。

健康サービス課

4 妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施します。
- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談を行うことで、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児に必要な支援の推進を図ります。

健康サービス課

5 母子保健の充実

- 妊婦健診、乳幼児健診の体制を確保し、妊娠期から乳幼児期の健康づくりの充実、母子保健の向上に努めています。個別健診・集団健診を通じて妊婦及び乳幼児の健康づくりを行うとともに、超音波検査及び多胎妊婦への助成回数を拡大し、事業内容の充実を図ってきました。
- 健診未受診者の状況を把握し、案内等の徹底や受診しやすい環境の整備により受診率の向上を図ります。

健康サービス課

6 子育て応援アプリ「ぴよナビ えどがわ」

- 妊娠期からの健康状態や子どもの成長の記録、予防接種のスケジュール管理ができ、それを家族で共有できるアプリです。江戸川区からの最新情報がリアルタイムで届くプッシュ機能もあります。
- 親子健康手帳（母子健康手帳）と合わせての活用を勧奨していきます。

健康サービス課

7 ハローベビー教室

- 妊娠・出産の知識や子育ての具体的なイメージ化を進めて育児力の向上を図るよう、プログラム等を工夫して実施しています。
- 休日コースの開催回数を増やすほか、平日コースの「時間帯」「曜日」の選択肢を増やすなど、より参加しやすい形となるよう努めており、今後も妊婦全数面接で初妊婦とそのパートナーの参加を促しながら参加者の拡大を図ります。

健康サービス課

8 入院助産

- 保健上必要があるにもかかわらず、経済的に困窮しており病院等施設における出産費用を負担できない方について、安心安全に出産していただくために、本人から申請があった場合に出産にかかる費用を公費で負担します。
- 対象となる方には情報を提供し、申請を勧奨していきます。

健康サービス課

9 転入世帯における要支援家庭の早期発見の強化

- 妊娠期から本区に在住し、継続的に支援を行っている世帯と比べて、他自治体から転入してくる世帯は実態把握に時間がかかります。
- 他自治体からの転入家庭ではそれぞれの関係機関と連携しながら支援体制を構築しており、それ以外の家庭については未就園児家庭訪問事業で状況を把握しています。
- 転入妊婦を把握した際には妊娠届出時と同様に全数面接を実施しており、今後も継続していきます。

相談課／健康サービス課

10 特定妊婦や飛び込み出産の妊産婦対応

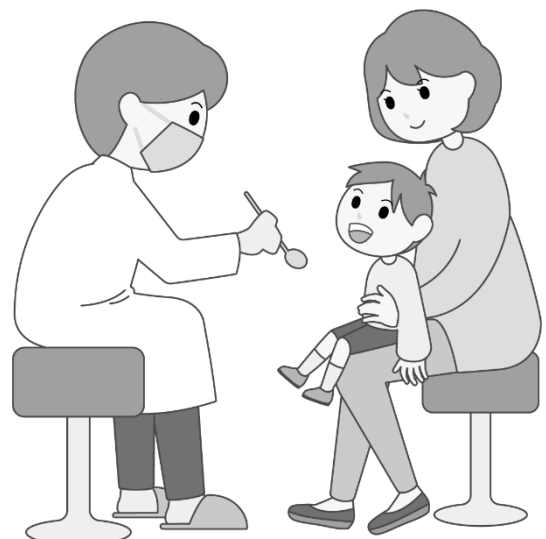
- 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）や妊婦健診未受診等の医学的リスクが高い飛び込み出産の妊産婦は、予期しない妊娠、知的・精神的な問題、社会からの孤立感など様々な課題が複雑に絡みあい、家族の支援が期待できない状況にあります。
- 未受診妊婦や飛び込み出産を把握した時点から保健師が関わり、関係機関と連携をとりながら継続支援しており、今後も関係機関と連携して支援を行っていきます。

相談課／健康サービス課

11 歯科健診・歯科相談の充実

- 妊婦歯科健診、乳幼児歯科健診の体制を確保し、妊娠期から乳幼児期の歯科疾患の予防と口腔機能の育成支援を行い、歯科口腔保健の向上に努めています。歯科健診及び歯科保健指導を通じて妊産婦及び乳幼児の歯と口の健康づくりを行います。
- 歯科健診未受診者及び歯科健診結果に応じたフォローを行います。

健康サービス課



4-1-2 出産後の母子保健

出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のための取り組み、相談体制の充実、各種健康診査を着実に実施します。出産直後から母子に対する健診や相談対応、情報提供、講習等の実施により心身のケア・育児のサポートを行います。

1 母子保健の充実【再掲】

- 妊婦健診、乳幼児健診の体制を確保し、妊娠期から乳幼児期の健康づくりの充実、母子保健の向上に努めています。個別健診・集団健診を通じて妊婦及び乳幼児の健康づくりを行うとともに、超音波検査及び多胎妊婦への助成回数を拡大し、事業内容の充実を図ってきました。
- 健診未受診者の状況を把握し、案内等の徹底や受診しやすい環境の整備により受診率の向上を図ります。

健康サービス課

2 産後ケア事業

- 産後ケア（宿泊型）と（デイサービス型）は、産後の不安定な時期に、助産師等の専門職による母乳指導や育児指導、休養をとることができます。産後ケア（訪問型）は、自宅で助産師による授乳指導や乳房ケア、育児相談が受けられます。これらを通して、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう取り組んでいきます。
- 利用負担金の見直しや利用できる病院数の拡充等、支援の拡大に努めています。今後も利用のしやすさを追求しつつ支援を継続します。

健康サービス課

3 新生児訪問

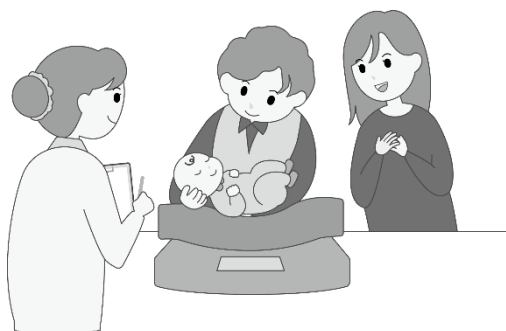
- 出生後、助産師又は保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定・授乳などの育児相談やお母さんの健康相談を受け、子育て支援情報を案内します。
- 産婦の孤立化を防ぐ意味でも重要性は増しており、引き続き取り組んでいきます。

健康サービス課

4 子育ておむつ定期便

- 0歳児を養育する家庭を対象に、見守り配達員が定期的に訪問し、見守り支援を行います。
- 訪問時、お会いできた際におむつ等のベビー用品を渡します。

健康サービス課



5	ファーストバースデーサポート・2nd バースデーサポート事業
	○公的な健診機会の少ない1歳・2歳を迎える子どもを養育している家庭を対象にアンケートを実施し、回答のあった家庭に「ギフトカード」を配布します。 ○アンケートで家庭状況の把握を図り、必要に応じて適切な支援につなげていきます。
	健康サービス課
6	歯科健診・歯科相談の充実【再掲】
	○妊婦歯科健診、乳幼児歯科健診の体制を確保し、妊娠期から乳幼児期の歯科疾患の予防と口腔機能の育成支援を行い、歯科口腔保健の向上に努めています。歯科健診及び歯科保健指導を通じて妊産婦及び乳幼児の歯と口の健康づくりを行います。 ○歯科健診未受診者及び歯科健診結果に応じたフォローを行います。
	健康サービス課
7	こんにちは歯医者さん事業
	○全ての子どもがかかりつけ歯科医を持ち、定期的に予防のための歯科受診をするために、乳児期から歯科医院を受診する機会をつくります。
	健康サービス課
8	園児の歯と口の健康づくりの推進
	○保育園・幼稚園と連携し、子ども自身が歯と口に関心を持ち、自分の歯を自分で守る習慣が身につくための歯科保健活動の支援と、むし歯予防・健康格差対策としてフッ化物洗口を実施します。
	健康サービス課
9	発達障害の早期発見のための乳幼児健診を活用したスクリーニング
	○早期発見のため、1歳6か月児歯科健診におけるM-CHAT（乳幼児自閉症チェックリスト修正版）の実施により、保護者の発達障害への理解と気づきを促すとともに早期療育につなげていきます。
	健康サービス課
10	乳幼児栄養相談
	○乳幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活の相談と乳幼児期特有の食の悩みや不安の解決のための相談を行います。 ○引き続き事業の周知に取り組み、利用拡大を図ります。
	健康サービス課

11 離乳食講習会

- 5か月から1歳6か月までの離乳食期に保護者の不安を軽減し、自信を持って離乳食が進められるよう講習会を行います。
- 離乳食期が、乳幼児期の適正な体重増加に重要であると健診データ分析によりわかりました。適切な成長のため、離乳食期のつまずきをなくすよう支援を継続していきます。

健康サービス課

12 多胎児家庭に対する支援

- 多胎児家庭の妊娠・出産・育児に伴う身体的・精神的な負担や、社会からの孤立感の軽減を図るための支援を行います。
- 子育てひろばでの多胎児の会の開催や移動経費補助などの取り組みを行うとともに、ベビーシッター利用支援や家事支援事業など、既存施策の利用時間の拡大を図っています。

健康サービス課／子育て支援課



4-1-3 家庭保育支援

本区では、0～2歳児の低年齢期に家庭で保育する世帯が多くあります。核家族化などが進む中であって、家庭で保育している保護者は社会とのつながりが希薄になりがちです。親子の孤立化を防ぎ、育児の不安や悩みを気軽に相談できる施策や一時的な預かりを拡充するなど、安心して家庭保育が選択できる環境の充実に努めます。

1 家事・育児支援事業「えどがわママパパ応援隊」

- 3歳未満の子ども、又は多胎の妊婦がいる世帯に家事・育児支援サービスを提供します。保護者の家事・育児負担感の軽減を図り、子どもと楽しく過ごす時間を増やせるように支援します。家事・育児支援サポーターに育児の不安や悩みを気軽に相談することで、保護者の孤立感を減らしていきます。
- 恒常的なサポーターの確保に努め、事業実施で把握した課題のある世帯に必要な支援につなげるために関係機関との連携を進めます。

相談課

2 ファミリーサポート事業の充実

- 区民同士の支え合い活動であるファミリーサポート事業について、多様化する依頼内容に対応していくため、協力会員の増強及びサブ・リーダーの発掘に努め、地域力をいかした子育て支援としての充実を図ります。
- 外国人会員の増加などによる様々なニーズに対応できるよう、協力会員については幅広い層からの確保を図ります。

相談課

3 子どもと家庭のおとなりさん事業

- 様々な支援が必要な子どもや家庭に対し、地域の人々が「おとなりさん」として、ぬくもりのある地域での関わりを持っていただく仕組みである「おとなりさんボランティア」を通じ、子育てひろば等での支援、家庭への派遣による支援を行います。
- 担い手としてのボランティア養成講座を継続的に実施します。

相談課

4 育児支援ヘルパーの派遣

- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して育児、家事等の援助を行うことにより、子育て家庭が抱える養育上の諸問題の解決及び軽減を図り、適切な児童の養育が可能となるよう支援します。

相談課

5 一時保育及び緊急一時保育の推進

- 育児疲れやリフレッシュなど、家庭保育を行う保護者の多様なニーズに対応するため一時保育の拡充に取り組みます。
- 保護者の緊急入院時でも、依頼を受けたら迅速に対応できるよう、緊急一時保育の利便性を高める方策を検討していきます。

子育て支援課／保育課

6 保育所等での未就園児定期預かり事業・こども誰でも通園制度の実施

- 要支援家庭に定期的な保育環境を提供することで、子どもの健やかな成長を図るとともに、孤立化防止や定期的な見守りによる虐待の未然防止を図ります。
- 令和8年度以降に本格実施される「こども誰でも通園制度」に向けて、受け入れ体制の整備を図ります。

子育て支援課／保育課

7 ベビーシッターによる一時保育の利用補助

- 保護者の理由を問わず、ベビーシッターによる一時的な保育を利用した際の費用を助成することで、保護者の子育ての負担軽減を図ります。

子育て支援課

8 子どもショートステイ事業・子どもトワイライトステイ事業

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業です。区が委託した施設や協力家庭でお預かりします。
- トワイライトステイは宿泊を伴わない夕方から夜間の時間に保育を行います。

相談課

9 未就園児家庭訪問事業

- 保育園や幼稚園などに通っていない子どもがいる家庭を対象に見守り訪問を行い、子育てに関する相談や支援につながる情報をご案内しています。
- 保護者の経済状況や養育状況によって子どもを保育園や幼稚園へ就園させないケースでは、養育上の課題が外部の支援につながらず、問題解決を難しくしていることもあります。4～5歳になっても就園しない児童について、関係機関との協力のもと、積極的に実態を把握できる仕組みを検討します。

相談課

10 子育てひろば

- 就学前の乳幼児と保護者が、自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行える場所である子育てひろばに、子育てに関する相談を気軽に受けられる人材を配置し、空白地域の解消及びひろばでの相談機能の強化を図ります。

子育て支援課

11 子育て安心パスポート事業（区立保育園での育児相談等）

- 家庭で子育て中の世帯が気軽に育児相談ができ、育児の楽しさを感じられるよう、身近な区立保育園全園で、「育児相談」「保育園にあそびにきませんか」「親子 de チャレンジ」「園庭開放」「プール開放」等を実施します。
- 区ホームページで全区立保育園の「保育園にあそびにきませんか」の予定をお知らせするなど、より多くの家庭への事業の周知を行います。参加者には「子育て安心パスポート」を発行し、継続的な参加を促します。地域によらず参加が行われるよう、より多くの家庭への事業の周知を行います。

保育課

12 グループカウンセリングほっとみるくの会

○子どもや家族のちょっとした言葉や行動にイライラする、育児に自信がないなど、子育ての大変さや家族との悩みを話すことで自分自身を振り返ることを目的としたグループカウンセリングです。

健康サービス課

13 多胎児家庭移動経費補助事業

○0～2歳の多胎児を養育する家庭に対し、保健師による訪問又は面接を実施した上で、タクシーにも使える「こども商品券」を配布します。

健康サービス課

14 パパとパートナーのための育児ゼミ

○妊婦の夫（パートナー）又は0歳から2歳児の父親を対象に、育児スキルを学ぶ講義の受講やパパ友同士で子育てを語る育児ゼミをWEBで開催します。

健康サービス課

15 区内中小企業従業員の育児休業取得促進に向けた取り組み（長期育休支援制度）

○国の育休制度（2歳以降）を超える3歳の年の年度末まで育休期間を延長した方に補助をすることで、望む方が安心して家庭保育を選択できる環境の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

子育て支援課



4-1-4 保育環境の整備・充実

共働き世帯が増加し、働き方や望む保育のあり方が多様化している中、様々な保育の形が求められています。子育て家庭が安心して子育てできる環境をつくるためにサービスの担い手への支援や、利用者の視点に立った利便性の向上などを通じて、多方面からの保育環境整備・充実を図ります。

1 保育ママ制度の充実

- 本区の「保育ママ制度」は、家庭的な環境の中で愛情あふれる保育を0歳の子どもに提供するものです。
- 「えどがわ50の子育てプラン」に基づき、令和5年10月から給食の無償提供を実施しています。より受託児の成長に合わせた対応を進めます。
- 引き続き保育ママの拡充に努め、利用者が希望の地域で子どもを預けられるように取り組みます。

保育課

2 認可保育施設の充実

- 地域ごとの保育ニーズと保育の質の確保の両面を勘案し、良質な保育事業者の選定などに留意して整備を進め、待機児童数ゼロを維持します。
- 小規模保育所については、3歳からの連携施設の確保を支援し、保護者の不安解消に努めます。

子育て支援課

3 大規模マンション開発における認可保育施設の設置誘導

- 住宅等整備事業における基準等に関する条例において、200戸以上の住宅建設に際して保育施設設置協議が義務づけられています。区が保育事業者に対して開設準備経費補助を行うことにより、認可保育施設の設置を誘導します。

子育て支援課

4 保育園での使用済みおむつの引き取り、サブスクの導入

- 保育施設に対し、使用済みおむつの処理経費を補助するなどにより、おむつの持ち帰りをなくすことで保護者の物理的な負担軽減を図ります。
- 保護者・保育従事者の負担軽減等を図るため、おむつの定額利用サービスの導入を進めています。

子育て支援課／保育課

5 病児・病後児保育施設への運営補助

- 病気の治療中・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもを保育する医療機関に対し補助を行います。
- 利用料無償化を継続するなど、さらに利用しやすい環境づくりを進めます。

子育て支援課

6 幼稚園における預かり保育等の推進

- 多様化する保護者の保育ニーズに対応するため、教育時間外の預かり保育を一定以上実施する私立幼稚園に対し、運営費の支援を行います。
- 区立幼稚園では、一時的に保育が困難な保護者に対して、ショートサポート保育の十分な活用を進めます。

子育て支援課／学務課

7 将来的な区立保育園のあり方の検討

- 多様な保育ニーズへの対応や少子化の進行、老朽化が進む園舎の状況、民営化のあり方などを踏まえつつ、将来的な区立保育園のあり方を検討していきます。
- 保育施設の充足状況を踏まえながら、区立保育園は受け入れの調整機能を担っていきます。

子育て支援課／保育課

8 医療的ケア・障害をもつ児童に対する保育の実施

- 保育施設で医療的ケアが必要な児童や障害をもつ児童を受け入れるにあたり、看護師等の専門職の配置・支援を行うことで受け入れを促進します。

子育て支援課／保育課

9 休日保育の実施

- 日曜の保育ニーズに対応するため、区立保育園で休日保育を実施します。

保育課

10 ベビーシッター事業の活用

- 待機児童対策として、ベビーシッターの利用にかかる費用の助成を行っています。
- 今後の保育需要や実施主体である東京都の動向も踏まえ、制度内容を検討します。

子育て支援課

11 保育園発達支援コーディネーターの育成

- 区内保育施設において、発達に心配のある子どもへの理解を深め、適切な対応や保護者支援を行うことができるよう保育園発達支援コーディネーターを育成しています。
- コーディネーターの基本研修に加えて、ステップアップ研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携強化も推進していきます。

保育課

12 保育園等における地域の子育て支援機能の強化

- 地域において支援を必要とする子どもや家庭が増加し、保育園等の保護者支援、地域の子育て支援の重要性が高まっています。
- 教育・保育施設が果たす今日的な児童福祉施設の役割を検討し、地域の子育て支援機能の強化を図ります。

子育て支援課／保育課

第2節 乳幼児期の豊かな発達

4-2-1 愛着形成期の親子支援

子どもの発達には、特定の大人との信頼に満ちた関係が大切です。

特に、乳幼児期の親子間の愛着形成（アタッチメント）は、その後の心の発達、人間形成の基盤として重要な役割を持つといわれており、その理解を家庭に広める取り組みを積極的に進めます。また、保育園等の集団保育の場においても、保育者との愛着形成に資するための取り組みを進めます。

1 愛着形成の普及啓発

- 0～2歳児期における愛着形成と非認知能力の重要性をわかりやすく保護者に啓発していきます。
- 個別相談等における普及啓発を今後も継続していきます。
- 愛着形成等を進めるガイドブックを作成し、保育園を通じて配布しています。特に必要と考えられる家庭に耳を傾けてもらえるよう引き続き努めます。

子育て支援課／保育課／健康サービス課

2 江戸川区保育の質ガイドラインの周知

- 子どもの権利や愛着形成を基盤として、保育のあるべき姿、目指すべき方向性を示した『江戸川区保育の質ガイドライン』の周知を図ります。
- 保育の質ガイドラインとあわせて、令和6年4月より配布の保育園で大切にしている視点を掲載した保護者向け冊子「とも育ちのぼけっと」を活用し、家庭に対しても愛着形成や非認知能力の大切さの周知を図っています。
- 各地域の区立保育園が事務局となり、私立保育園等とともに研修会を実施します。

子育て支援課／保育課

3 保育ママ制度の充実【再掲】

- 本区の「保育ママ制度」は、家庭的な環境の中で愛情あふれる保育を0歳の子どもに提供するものです。
- 「えどがわ50の子育てプラン」に基づき、令和5年10月から給食の無償提供を実施しています。より受託児の成長に合わせた対応を進めます。
- 引き続き保育ママの拡充に努め、利用者が希望の地域で子どもを預けられるように取り組みます。

保育課

4 子育て安心パスポート事業（区立保育園での育児相談等）【再掲】

- 家庭で子育て中の世帯が気軽に育児相談ができ、育児の楽しさを感じられるよう、身近な区立保育園全園で、「育児相談」「保育園にあそびにきませんか」「親子 de チャレンジ」「園庭開放」「プール開放」等を実施します。
- 区ホームページで全区立保育園の「保育園にあそびにきませんか」の予定をお知らせするなど、より多くの家庭への事業の周知を行います。参加者には「子育て安心パスポート」を発行し、継続的な参加を促します。地域によらず参加が行われるよう、より多くの家庭への事業の周知を行います。

保育課

5 家事・育児支援事業「えどがわママパパ応援隊」【再掲】

- 3歳未満の子ども、又は多胎の妊婦がいる世帯に家事・育児支援サービスを提供します。保護者の家事・育児負担感の軽減を図り、子どもと楽しく過ごす時間を増やせるように支援します。家事・育児支援サポーターに育児の不安や悩みを気軽に相談できることで、保護者の孤立感を減らしていきます。
- 恒常的なサポーターの確保に努め、事業実施で把握した課題のある世帯に必要な支援につなげるため、関係機関との連携を進めます。

相談課

6 保育園・幼稚園における食育

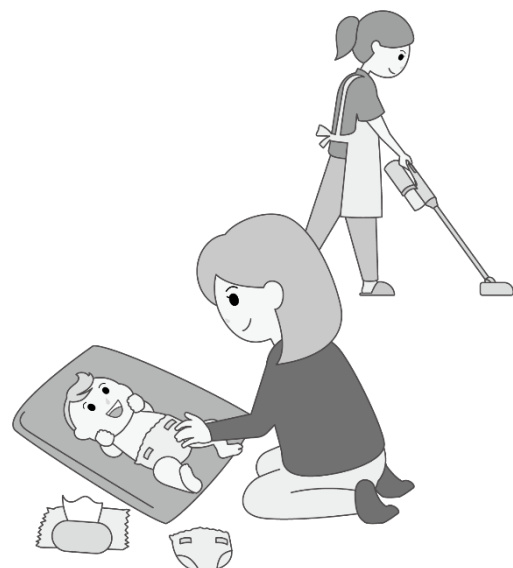
- 家庭での食育への理解を進めるため、保育園や幼稚園で、食を営む力の育成に向け、その基礎を培うため食育を実施し、保護者にその大切さを伝えていきます。
- 現在行っている、リーフレットやお便りに加え、効果的なお知らせの方法を検討していきます。
- 私立保育園や幼稚園における実施が広がるよう努めます。

保育課／健康サービス課

7 区内中小企業従業員の育児休業取得促進に向けた取り組み（長期育休支援制度）【再掲】

- 国の育休制度（2歳以降）を超える3歳の年の年度末まで育休期間を延長した方に補助をすることで、望む方が安心して家庭保育を選択できる環境の充実を図るとともにワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

子育て支援課



4-2-2 幼児教育・保育の質の向上

子どもたちの生きる力の基礎を培うため、将来大人になったときの社会生活に大きな影響を与える非認知能力を幼児教育・保育の中で育てる取り組みを進めます。また、幼児教育・保育施設への巡回・指導や保育士確保の取り組みを通じて幼児教育・保育の質の向上を図ります。

1 江戸川区保育の質ガイドラインの周知【再掲】

- 子どもの権利や愛着形成を基盤として、保育のあるべき姿、目指すべき方向性を示した『江戸川区保育の質ガイドライン』の周知を図ります。
- 保育の質ガイドラインとあわせて、令和6年4月より配布の保育園で大切にしている視点を掲載した保護者向け冊子「とも育ちのぼけっと」を活用し、家庭に対しても愛着形成や非認知能力の大切さの周知を図っています。
- 各地域の区立保育園が事務局となり、私立保育園等とともに研修会を実施します。

子育て支援課／保育課

2 非認知能力を育む取り組み

- 保育園や幼稚園における集団保育や幼児教育の中で、非認知能力を育む取り組みを進めます。
- 非認知能力とは何か、乳幼児期に非認知能力の基礎を育てることの大切さなど、家庭での理解が進むよう普及啓発を行います。
- 非認知能力を育む取り組みとして東京都の「すくわくプログラム」も活用しながら、さらなる家庭での理解につなげていきます。

子育て支援課／保育課

3 多様なニーズに対応した幼稚園

- 本区は幼児教育を、私立幼稚園を中心に推進しています。各園では私学ならではの特色ある教育が行われており、区では国の水準を上回る保育料無償化によって、保護者が安心して幼児教育を受けられる環境を整えています。なお、区立幼稚園においても、集団生活を通じて健全な成長を促し、人格形成の基礎を培います。
- 誰もが幼児教育を受けられるよう、近年増加している配慮が必要な児童等の受け入れに対する支援を検討します。
- 私立幼稚園が保育機能を付与した認定こども園へと移行する際には、私立幼稚園の自主性を尊重しながら相談にのっていきます。将来的な地域の保育ニーズを勘案しながら、特色のある認定こども園への移行を支援します。

子育て支援課／学務課

4 保育施設への研修、巡回及び指導検査の実施

- 保育施設に対して保育の質向上のための研修会を実施します。
- 認可外保育施設を含む保育施設への定期的な巡回・指導により、必要な助言や指導を行うことで、施設の適切な運営及び保育の質の向上を図ります。
- 計画的な指導検査により指導を要する件数も減少傾向にありますが、引き続き適切に検査を実施します。

子育て支援課／保育課

5 教育・保育施設と小学校の接続強化

- 幼稚園や保育園等と小学校とでは、子どもの生活や教育方法等が異なりますが、本来、子どもの発達や学びは連続しているものであり、発達や学びの連続性を踏まえた指導内容や指導方法の充実は重要です。
- 幼稚園や保育園等の保育者と小学校の教師が、子どもの成長を通して、幼児期から児童期への発達の流れを長期的な視点で捉え、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を行います。

子育て支援課／保育課／教育指導課

6 保育園・幼稚園における食育【再掲】

- 家庭での食育への理解を進めるため、保育園や幼稚園で、食を営む力の育成に向け、その基礎を培うため食育を実施し、保護者にその大切さを伝えていきます。
- 現在行っている、リーフレットやお便りに加え、効果的なお知らせの方法を検討していきます。
- 私立保育園や幼稚園における実施が広がるよう努めます。

保育課／健康サービス課

7 保育士確保に向けた取り組み

- 保育士確保に向けて、保育士就職フェアの実施など関係団体と連携した取り組みを進めます。
- 本区独自の処遇改善のほか、国や東京都の制度を活用しながら保育士の確保及び定着・育成に向けた取り組みを進めていきます。

子育て支援課



第5章

就学後から18歳までの 子どもに対する支援

就学後から高校卒業程度までの子どもは、身体も心も大きく成長します。

自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、集団生活などで直面する様々な課題に自らに対応していけるよう、学校教育や社会を通じて生きる力を育み、生まれ持った個性や育ちの環境に影響されず幸せに成長できるよう取り組みます。

5-1 生きる力を育む取り組み

5-1-1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

学校以外の場での各種体験等。すくすくすくスクールや子ども未来館など、学校教育とは別の場において子どもの創造力や好奇心、協調性などを育むような取り組みなど。

5-1-2 学校を通じた様々な学び

多くの子どもが長い時間・期間を過ごし、成長にあたって大きな影響がある学校での様々な学びや体験を通じた成長に関する取り組みなど。

5-2 全ての子どもの幸せな成長

5-2-1 生まれ持った個性や環境によらず健やかに成長できる支援

国籍や人種、障害や病気の有無、いじめ・不登校などの困難な状況によらず、全ての子どもが幸せに育っていくための取り組みなど。

第1節 生きる力を育む取り組み

5-1-1 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

様々な遊びや体験活動は、子どもの健やかな成長に欠かせないものです。学校以外での学習機会の提供、多様な遊びや体験活動の機会をつくり、子どもたちの将来の人生が豊かで夢のあるものになるよう支援します。

1 すくすくスクール事業

- すくすくスクールでは、学校・地域・保護者が連携し、多くのボランティアの協力のもと、様々な体験やふれあいを通して子どもたちの豊かな心を育んでいます。
- 学校長期休業中の学童クラブの開始時間の前倒しや昼食提供、学童クラブ開設時間の延長、補食提供等に対応しています。
- 区内小学校の全校に配置されており、放課後等における健全育成のための活動場所に学童クラブの機能を包含させた事業であることから、国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえたものとして引き続き充実を図ります。

教育推進課

2 共育プラザ（中高生の居場所づくり）

- 中高生が利用しやすいような居場所づくりを進めるとともに、自主的・主体的な活動を支援します。
- 「中高生世代の誰もが気軽に利用しやすいような施設運営」「中高生が自ら活動できる事業体制の整備」「生活上の困難や悩みを抱える中高生への適切な対応」により運営の充実を図ります。令和5年度より全7館の運営業務を民間委託により行っています。
- 中高生が命の大切さを学ぶ赤ちゃんふれあい体験や館まつり等、地域と連携した世代間交流事業を実施します。

健全育成課

3 鈴木青少年の翼

- 区内の中高生を海外に派遣する国際交流事業です。ホームステイや学校体験により、現地の人々との交流を通して国際感覚を持った人材の育成を目的としています。派遣を通じて海外や外国語に興味を持ち、JICA 海外協力隊や外資系の会社、通訳など国際的に活躍している参加者がいます。

健全育成課

4 国際交流事業

- 中高生が多文化理解を深め、国際感覚を養うことを目的として、中高生と外国人がレクリエーションなどを通して交流するイベントを行います。

健全育成課

5 体力づくり・スポーツの場の提供

- 子どもの人間形成や健康づくりに資するため、身体を動かし、スポーツに親しむ場を提供します。
- 総合体育館やスポーツセンター等のスポーツ施設において、一般公開や各種教室事業等を実施しています。また、一部の小・中学校において「遊び場開放（小学校の校庭）」「スポーツ指定開放（指定小・中学校の体育館）」を実施しています。
- スポーツ団体においても、区民カヌー体験教室などの体験事業や、スポーツ推進委員会による「地域スポーツ講座」、体育会加盟団体などによるジュニア育成事業等を実施しています。

スポーツ振興課／教育推進課

6 江戸川区文化スポーツプラザ

- 文化・スポーツ活動の拠点として、(仮称)文化芸術協会、スポーツ協会、東京藝術大学と連携を図り、地域クラブ活動をはじめとした各種活動の機会を創出します。

文化課

7 魔法の文学館（江戸川区角野栄子児童文学館）

- 本区ゆかりの児童文学作家角野栄子氏の功績と、「魔女の宅急便」に代表される物語の世界観を、区の誇る文化として継承し、児童文学の素晴らしさを発信します。
- 黒猫シアター、ライブラリー、栄子さんのアトリエ、ギャラリー等により、子どもたちが児童文学に親しみ、豊かな想像力を育む場としています。

文化課

8 子ども未来館

- 小学生が楽しく学び、体験ができる、様々なプログラムを実施しています。子ども図書館が併設されており、プログラムで学んだ事についてより深く知りたいときは、すぐに調べることができます。
- 未来を担う創造性豊かな子どもの育成に寄与するため、科学や自然、生きものや歴史、ものづくりなど多岐にわたる分野で、魅力的なプログラムの開発に努めます。

健全育成課

9 江戸川区少年少女合唱団

- 江戸川区少年少女合唱団は、合唱活動を通して創造性を高め、さらに集団活動と仲間づくりを通して自主性と社会性を身につけます。
- 日頃の練習や演奏会等に熱心に取り組んでおり、今後も子どもたちが音楽を愛する心を育み、豊かな感性を得られるよう、その活動を支援します。

健全育成課

10 動物の飼育及びふれあい事業

- 動物とのふれあいを通して、子どもたちに生命の尊さや自然への理解を深めてもらい、心身の成長の礎となる多様な実体験ができる事業を展開します。
- 障害者の体験乗馬を運営し、障害の有無にかかわらず、馬に親しめる環境を推進します。

水とみどりの課／えどがわ環境財団

11	花とみどりの環境学習（ウェルカムガーデン） ○環境教育冊子「花とみどりと私たち」を使った環境学習（出張啓発事業）を学校や地域で展開します。 ○身近な花やみどりの育成体験（花育）をしながら自然環境に対する意識を高める学びの機会の充実を図ります。	水とみどりの課／えどがわ環境財団
12	公園でのプレーリーダーの配置を通した子育て環境の整備事業 ○子どもの外遊びの機会が減少しており、運動能力が低下している現状において、遊び方がわからない親子に遊びと学びを育む手伝いをすることを目的とし、プレーリーダーを公園に配置します。	水とみどりの課
13	区議会に対する理解促進 ○区議会ホームページにて小中学生向けに、事例やクイズ、よくある質問（Q&A）など、親しみやすい内容で議会における取り組み等を紹介します。 ○中学生がSDGsの視点を通じて、「江戸川区の未来」に向けて自分には「何ができるか」を考える機会を創出することを目的に、江戸川区SDGs中学生議会を開催します。 ○主権者教育の推進並びに開かれた議会を目指すため、未来を担う子どもたちが区議会を知り、関心を持てるようにする機会として議場見学を実施します。	区議会事務局
14	ジュニア訪問員 ○中学生ボランティアが高齢者宅やくすのきクラブを訪問し、世代間の交流を図ります。	福祉推進課
15	ファミリーシェアファーム ○本格的な農業体験ができるファーマーズクラブ東葛西内に子育て世帯優先利用枠を設け、農業にふれる機会の提供や農業を通じた子どもたちの健全な心身の成長等を図ります。	産業振興課
16	子ども会への支援 ○多様な年齢の子ども同士や、家族以外のたくさんの大人とふれあう中で、社会性・自主性・コミュニケーション能力などを育てる「子ども会」の活動を支援します。 ○活動に役立つ情報提供やPRを強化することで、地域力の基盤となる子ども会を活性化します。	健全育成課

5-1-2 学校を通じた様々な学び

子どもにとって学校は単に学ぶだけの場でなく、安全に安心して過ごしながら他者と関わりながら育つ居場所の一つです。心身ともに成長が著しく、大人になるための大切な時期である就学後の子どもの人間形成を支え、心身の自立を促す取り組みとして、学校を教科の学習のみならず、創造力や好奇心、自尊心、思いやりなどの社会情動的スキルを育む場として捉え、様々な学びの機会を提供します。

1 EDOGAWA STUDY SQUARE～誰一人取り残さない学習支援事業～

- 「EDOGAWA STUDY SQUARE～誰一人取り残さない学習支援事業」を推進し、全ての児童生徒の学習保障に向けた事業を展開しています。
- 学習に不安を抱える子どもたちを対象にした民間委託による放課後学習教室「EDO スク」を実施し、基礎的・基本的な学力の定着や学習習慣の確立を図ります。
- 学ぶ意欲はあるが、家庭の事情などにより塾等に通っていない中学3年生を対象に、学習支援「EDO 塾」を開講し、将来の夢の実現に向けた学習支援を行っています。
- 共有プラザ7館において、学ぶ意欲のある中学生に、学校や家庭以外で落ち着いて学習に取り組める場「EDO 学舎」を提供します。わからない問題等には、講師がサポートする体制を整えています。
- やむを得ず登校できない子どもたちの居場所・学びの場であるみらいサポート教室に児童生徒の基礎的・基本的な学力の定着と学習習慣の確立、そして、学ぶ楽しさを味わえる民間委託による学習支援「EDO サポ」を開講しています。

教育指導課／教育相談センター

2 就学後の食育及び健康の推進

- 家庭での食育力の低下が懸念され、子どもの頃から食への興味関心を高めるための支援が必要なことから、食育推進連絡会及び食育推進会議委員と連携した食育の推進を行います。
- 小中学校では、家庭科教諭・養護教諭・学校栄養職員等の専門性をいかし、各教科における食に関わる指導や、学校給食を通じて食育を推進します。
- 希望により、全ての学校の児童生徒が参加できる「えどがわく家庭料理検定」を実施します。
- 小中学校における健康診断を通じて疾病の予防を図るとともに、歯科医師による歯みがき指導や給食後の歯みがき、フッ化物洗口等の口腔ケアにより、学齢期の児童生徒の健康づくりを推進します。

健康サービス課／学務課

3 チャレンジ・ザ・ドリーム

- 中学2年生が5日間の職場体験をする事業です。職場体験を通して、コミュニケーション能力、社会性、道徳性を身につけ、望ましい勤労観や職業観を持てるよう全校で取り組みを続けています。
- 引き続き、区民への周知、不登校生徒の参加率の向上、報告会実施の周知などに取り組めます。

教育指導課

4 「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」の理念浸透のための取り組み

- 小中学生の学校用タブレットに「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」を配信しています。
- ビジョンの理念やその実現のための行動について広めるため、小中学校、高等学校、大学で出前授業を行っています。

企画課

5 子どもの自殺防止対策

- 「江戸川区いのち支える自殺対策計画」に沿い、子どもが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう取り組みます。
- 区内全公立小学校5年生及び区内全公立中学校1年生を対象に「SOSの出し方教室」を実施し、お守り型リーフレットの配布を行っています。
- 区内全公立学校へのスクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの中学校拠点として小学校への巡回支援を行い、子ども及び家庭への支援の強化を行っています。
- 引き続き教材や媒体のブラッシュアップと、講座を実施する専門職の人員拡充に努めます。

保健予防課／教育相談センター

6 性教育の推進

- 性教育について学習指導要領に基づいた指導を行うとともに、都教育委員会が作成した手引きを活用しつつ、性教育の推進を図ります。また、人権教育や道徳教育、生活指導など様々な視点からも推進できるようにします。あわせて、江戸川保健所と連携した出前講座なども行います。
- 支援機関と連携した性教育の推進に向けた協議を進めていきます。

保健予防課／教育指導課

7 体力向上に向けた取り組み

- 体育及び保健体育科を専門教科とする教員で構成された体力向上委員会を設置し、各学校における児童生徒の体力向上に向けた取り組みを推進します。
- 小学校で全校共通での縄跳びの取り組みを実施するなど、子どもたち一人一人が目標を持ち、自らの力を伸ばしていくことができるようにしていきます。

教育指導課

8 SNSルールづくり等による情報リテラシーの推進

- 区教育委員会が作成した「えどタブルール」や各学校が作成した「SNS学校ルール」、各家庭で決めた「SNS家庭ルール」等のSNSルールをもとに、子どもたちの情報リテラシー育成に向けて取り組みます。
- 「えどタブルール」や「SNS学校ルール」を学校説明会や個人面談、学校便り、ホームページ等で紹介するとともに、各学校で『「SNS家庭ルール」強化週間』を設定し、学校と家庭が連携して取り組みを進めます。

教育指導課

9 読書を通じた学びの推進

○区独自の読書科における探究的な学習を通して、生涯にわたって主体的に学び続けていくための資質・能力を育成します。

教育指導課

10 科学教育センター運営事業

○江戸川区内の小中学校に科学教育センターを設置し、科学の観察、実験などを行うことにより、児童生徒の科学的思考や問題解決能力の向上を図っています。

教育指導課



第2節 全ての子どもの幸せな成長

5-2-1 生まれ持った個性や環境によらず健やかに成長できる支援

全ての子どもは人種や性別、障害や病気の有無、家庭の状況などにかかわらず一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。

子どもたちの誰もが平等に、一人一人が尊重されながら幸せに育っていけるよう、必要な支援を受けられる体制をつくりまします。

1 外国にルーツを持つ子どもへの配慮、支援

- 外国籍、外国にルーツを持つ家庭が増えており、日本語によるコミュニケーションがとりにくいこと、文化や習慣が異なること等から保護者や子どもが生活への不安、負担感を抱きやすいことが考えられます。外国籍、外国にルーツを持つ子どもの保護者からの各種相談に応じ、関係機関と連携した日常生活の支援を進めていきます。
- 保育園の送迎時など様々な機会と場所を通じ、外国にルーツを持つ子どもやその家庭の状況等を把握するとともに、必要に応じて関係機関と連携した支援を図ります。
- 外国にルーツを持つ子どもが就学の機会を逸することのないよう、就学状況を把握し、未就学の子どもには多言語化による就学案内等を通じて、就学の促進を図ります。
- 日本語能力が不十分な子どもに対し、日本語学級において、日本語の習得を図ります。また、学校の要請に応じて日本語指導員を派遣し、学校への適応を促進します。

ともに生きるまち推進課／保育課／学務課／教育指導課

2 性的指向・性自認に係る児童への支援

- 教員を含め社会全体で性の多様性に対する理解を深め、子どもたちが個々の違いや多様性を認め合えるよう「江戸川区男女共同参画推進計画」に沿い、人権教育を通じた啓発活動に努めます。
- 子育て世代や若年層に向けた啓発方法を工夫し、より広い世代への啓発を図ります。
- 学校の多様性に対する理解を深め、中学校の標準服だけでなく、様々な場面で選択の幅を広げるとともに、柔軟な対応ができるように推進していきます。

人権・男女共同参画推進センター／教育指導課／
教育相談センター

3 特別支援教育の充実・推進

- 特別支援学級は、知的障害学級（固定学級）や弱視学級（通級指導学級）等、障害の程度や種別に応じた施設・設備の充実を図ります。また、通常学級との交流及び共同学習を進めています。
- 通常の学級に在籍する発達障害児対象の特別支援教室が全ての区立小中学校に設置されており、在籍学級の担任と巡回指導教員が連携した指導を行います。
- 令和2年度より開始した全区立小中学校における巡回指導において、発達障害を含む障害のある子どもへの学校における対応を強化し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行います。
- 教員の発達障害への理解や支援方法の工夫、特別支援教室専門員の活用、就学相談の充実、エンカレッジルームの有効活用などを推進します。
- 学びのユニバーサルデザインを推進し、全ての子どもたちが自分に合った学びを選択し、学習の定着を図れるよう努めます。

学務課／教育相談センター

4 重症心身障害児（者）への対応

- 訪問看護ステーションなどの看護師が自宅に出向き、医療的ケアなどを一定時間代替することにより、家族等の負担軽減を図ります。（在宅レスパイト事業）
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。

障害者福祉課

5 ユースサポート事業

- 共有プラザ7館で不登校等の児童が安心して自由に過ごせる居場所として、臨床心理士等の専門の職員を配置し、不登校等児童支援事業「ユースサポート事業」を実施し、支援します。

健全育成課

6 みらいサポート教室

- みらいサポート教室では、やむを得ず学校に通うことができない不登校・不登校傾向にある子どもたちに対して、基礎学力の定着やコミュニケーションスキルの育成を図る中で、自己決定する力(自尊心)を高め、自らの進路を主体的に捉えていけるように支援します。
- 自身の学習課題を把握し、主体的に学習に取り組んでいけるよう、支援や相談員による個別相談を行っています。

教育相談センター

7 いじめ防止対策

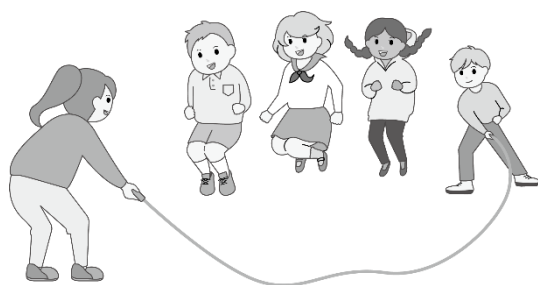
- いじめについて、いじめ防止対策推進法はいじめの定義に基づき、いじめを正しく認知するとともに、早期対応及び解決に向けて学校の取り組みを推進する必要があることから、校内での相談体制の充実を図ります。
- 引き続き、いじめ防止対策推進法の理解促進及び校内体制等の整備を行い、人材を最大限活用した相談体制の構築を進めます。
- いじめ重大事態発生時への対応・支援強化を図るべく、体制整備を進めていきます。

教育相談センター

8 子どもの非行防止

- 子どもの非行に対する早期対応を図るため、学校・警察等、関係機関の連絡会を充実するなど、情報連携体制の強化を図ります。
- 非行の大きな要因の一つに虐待があることも考えられるため、児童相談所による虐待防止との連携を図ります。

教育指導課／教育相談センター



9 子どもの自殺防止対策【再掲】

- 「江戸川区いのち支える自殺対策計画」に沿い、子どもが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう取り組みます。
- 区内全公立小学校5年生及び区内全公立中学校1年生を対象に「SOS の出し方教室」を実施し、お守り型リーフレットの配布を行っています。
- 区内全公立学校へのスクールカウンセラーの配置及びスクールソーシャルワーカーの中学校拠点として小学校への巡回支援を行い、子ども及び家庭への支援の強化を行っています。
- 引き続き教材や媒体のブラッシュアップと、講座を実施する専門職の人員拡充に努めます。

保健予防課／教育相談センター

10 ヤングケアラー支援事業

- ヤングケアラーが気軽に相談でき、同様の境遇にある子ども同士や経験者との交流を通じて、精神的な負担軽減につながる場所及び機会の提供を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を補助します。
- ヤングケアラーを発見・把握した場合に、家庭の状況に応じ適切なサービスにつなげられるよう、関係機関、支援者団体等と連携して相談や支援、適切な機関へのつながができるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを配置します。
- 中学1年生を対象にした、ヤングケアラーの理解啓発とアンケート及び面談を行い、早期発見・支援につなげていきます。さらには、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる子ども及び家庭への支援の強化を行っています。

相談課／教育相談センター

11 教育相談センターの教育相談（いじめ・不登校・発達障害など）の充実

- いじめや不登校、発達などの悩みに専門的に対応できるよう、関係機関との連携を強め、教育相談センターの教育相談機能を充実させていきます。また、教職員相談や学校要請訪問など専門性を持つ人材を派遣することで学校を支援します。
- 相談内容は多様化、複雑化しており、相談件数も増えていることから、関係機関との連携を強め、教育相談機能を充実させます。
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる子ども及び家庭への支援の強化を行っています。
- やむを得ず学校に通うことができない不登校・不登校傾向にある子どもたちをサポートする人材の配置を進めていきます。

教育相談センター

12 えどがわ子どもの権利ほっとライン

- 子どもの権利条例に基づき、子どもの権利擁護委員が子どもたちからの様々な悩みごとや困りごとの相談を直接受け付けます。
- 子どもの権利擁護委員は子どもからの思いを受け止めて、関係団体との調整など様々な対応を行います。

子育て支援課

第6章

18歳以降の若者に対する支援

18歳以降の若者には、成人期へと移行していく中で、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントが訪れます。

18歳以降の若者が、自らの価値観や生き方を確立しつつ、進学や就職、結婚などのライフプラン形成ができ、不安なく将来への道を選択できるよう支援するとともに、悩みごとや困難な状況を抱えていても本人の選択が尊重され、希望が実現できるよう取り組みます。

6-1 若者が活躍できる社会

6-1-1 不安のない生活のための若者や家族への支援

18歳を迎え、進学や就職など人生の様々な岐路にある中で、不安なく社会生活を歩めるようにする取り組みなど。

6-2 希望するライフプランの実現

6-2-1 結婚への支援、結婚に伴う新生活への支援

結婚を希望する方への支援。経済的事情や出会いの機会がないなどで、結婚の希望がかなえられない若者が、その希望をかなえられるよう、婚活や出会い、新生活のスタートを支援する取り組みなど。

第1節 若者が活躍できる社会

6-1-1 不安のない生活のための若者や家族への支援

子どもから大人になる青年期は、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントが重なる時期でもあります。それぞれのライフイベントの場面で、自分の価値観や生き方に基づいた道を選ぶことができ、その希望が尊重され実現できるよう支援を行うとともに、悩みや不安を抱えている場合は家族も含めた相談支援の充実に取り組みます。

1 若者きずな塾

○就職への不安や悩みを抱える若者に対し、参加者同士の交流やワークショップ等を通じてコミュニケーションスキルや自信を身につけ、「一歩踏み出す」きっかけづくりを支援します。

地域振興課

2 みんなの就労センターへの支援事業

○就労意欲のある人が個々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供する、みんなの就労センターを支援することにより、就労の促進、生活感の充実、福祉の増進を図ります。

福祉推進課

3 就労カウンセリング

○就職を希望する16歳以上の方を対象に、相談員が自己理解から目標の明確化、情報収集の仕方、応募書類の書き方、面接対策などを支援します。

地域振興課

4 就労ステップアップセミナー

○就職を目指しているが、コミュニケーションに自信がなく一歩踏み出せない方に向けて、自信を持って就職に踏み出すためのセミナーや相談員によるカウンセリングを実施し、就職活動を支援します。

地域振興課

5 ひきこもり支援推進事業

- ひきこもり状態にある人やその家族等に寄り添い、つながり続けるための相談支援や同じ悩みを抱える家族同士が交流と情報交換ができる地域家族会等の支援を行います。
- 地域向け講演会や当事者・家族向け対話交流会を開催し、ひきこもり状態にある人への正しい理解等を周知・啓発していきます。
- ひきこもり状態にある人やその家族等が多様な交流をするメタバース居場所や、ひきこもり状態にある人が安心して過ごせる居場所と就労体験ができる駄菓子屋居場所よりみち屋を運営します。

生活援護管理課

6 『なごみの家』の整備

- 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域共生社会構築の拠点として「なごみの家」を区内9か所に設置し、子どもから高齢者まで誰もが集える交流の場としています。区民の協力を得ながら、「居場所・通いの場」「なんでも相談」「地域のネットワークづくり」の機能を果たしています。
- 地域の協力を得ながら、各地域のなごみの家を拠点に「地域で子どもを育てる」事業を展開します。

福祉推進課

7 ヤングケアラー支援事業【再掲】

- ヤングケアラーが気軽に相談でき、同様の境遇にある子ども同士や経験者との交流を通じて、精神的な負担軽減につながる場所及び機会の提供を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を補助します。
- ヤングケアラーを発見・把握した場合に、家庭の状況に応じ適切なサービスにつなげられるよう、関係機関、支援者団体等と連携して相談や支援、適切な機関へのつながができるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを配置します。
- 中学1年生を対象にした、ヤングケアラーの理解啓発とアンケート及び面談を行い、早期発見・支援につなげていきます。さらには、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる子ども及び家庭への支援の強化を行っています。

相談課

8 がん患者アピアランスケア支援事業

- 外見の変化を伴うがん治療を受けている方の療養生活の質の向上を図り、社会生活を支援するため、10万円を上限として、ウィッグ等の購入費用を全額助成します。

健康推進課

第2節 希望するライフプランの支援

6-2-1 結婚への支援、結婚に伴う新生活への支援

本区の婚姻数はこの20年あまりで大きく減少しています。一方で、区のアンケートでは若者の6割以上が結婚に好意的な印象を持っている中、経済的事情や出会いの機会がない等により、希望がかなえられない方もいます。その希望をかなえるため、婚活・出会いの支援等を行っていきます。

1 出会いイベント

○結婚を望む区民の出会いを支援するため、婚活イベントを行います。

経営支援課

2 結婚パスポート

○結婚した夫婦への祝意を表すとともに、区の魅力発信・定住促進につなげて少子化対策の一助とすることを目的に、区内在住の婚姻後1年以内の夫婦を対象に、区内公共施設等の優遇利用を受けることができる「結婚パスポート」及び「優遇利用券」を交付します。

経営支援課

3 マッチングアプリ利用支援

○結婚を望む区民の出会いを支援するため、マッチングアプリの活用方法を学べるセミナーの開催やガイドブックの配布などを行い、マッチングアプリの利用を支援します。

経営支援課

4 結婚応援ホームページ「TOKYO ふたり STORY」の周知

○東京都の結婚支援ポータルサイト「TOKYO ふたり STORY」では、婚活イベントの案内、婚活サポートコラム、婚活診断といったコンテンツや、婚活に関するWEB相談窓口などを掲載しています。

○区のホームページなどで、その活用の周知を行っていきます。

—

5 新婚世帯等への住まいの支援に関する周知と活用

○東京都では、結婚を希望しながらも住居費などに不安を抱える方々が、安心して新たな生活に踏み出せるよう、交通利便性の高い都営住宅や公社住宅を優先的に提供しています。

○東京都の支援事業について区民の活用が図られるよう、区内の若者に事業周知、利用勧奨を行っていきます。

—

第7章

困難な状況にある子どもや家庭への支援

全ての子どもの権利を守るため、生まれ育つ家庭の経済的状況や病気・障害の有無などにかかわらず、個々の状況に応じた成長を支援します。また、不安なく子育てができるよう、子育て世帯に対して手当や助成等の経済的支援を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

7-1 様々な課題やニーズへの対応

7-1-1 ひとり親家庭への支援・子どもの貧困対策

ひとり親家庭や経済的な困窮状態にある家庭に対する支援。食事や学習機会の支援を通して、貧困の連鎖の解消や子どもの将来の希望が失われることがないように図る取り組みなど。

7-1-2 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害児や医療的ケア児等への様々な支援施策。障害児への切れ目ない支援やインクルーシブを推進する取り組み、医療的ケア児支援に関する取り組みなど。

7-2 子育てに係る負担の軽減

7-2-1 経済的支援

経済的な側面で区が実施している子育て家庭への支援。子育てに係る経済的な支援により負担の軽減を図り、育児への不安解消を進めていくための取り組みなど。

第1節 様々な課題やニーズへの対応

7-1-1 ひとり親家庭への支援・子どもの貧困対策

相対的な貧困率が高いひとり親家庭や、病気・障害・低所得等による生活困窮家庭等は、子育てや生計を維持していく中で様々なストレスを抱えています。こうした家庭に対して、子育てと仕事の両立、就労支援、住宅支援などニーズに即した支援に取り組みます。また、家庭の事情により生活の基本となる食事や学習機会、子どもの将来の希望が失われることがないように適切に支援を行います。

1 児童扶養手当

○離婚・死亡などにより父親又は母親と生計が別の児童もしくは父親又は母親に重度の障害がある児童を養育している方に、生活の安定と自立を促進するために手当を支給します。

児童家庭課

2 児童育成手当

○離婚・死亡などにより父親又は母親と生計が別の児童もしくは父親又は母親に重度の障害がある児童を養育している方に、児童の福祉の増進を図るために手当を支給します。

児童家庭課

3 ひとり親家庭に対する貸付金

○災害・疾病等により緊急に資金を必要とし、他から資金を借りることが困難な母子世帯へ母子福祉生活一時資金を貸付します。

○就学支度、修学、技能習得、転宅などの用途に対して、東京都母子及び父子貸付金を貸付します。

人権・男女共同参画推進センター

4 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進します。

○母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。

社会福祉協議会

5 ひとり親家庭等医療費助成

○ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、福祉の増進を図ります。

児童家庭課

6 ひとり親家庭に対する資格取得のための助成

- 国が指定した職業能力開発のための講座を受講する場合に、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給します。
- 看護師や介護福祉士、保育士、調理師などの国家資格等を取得するために、6か月以上の養成機関に修学している場合、生活費としてひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。

人権・男女共同参画推進センター

7 ひとり親家庭ホームヘルプサービス

- 義務教育終了前の児童を扶養しているひとり親家庭で、傷病や就職活動等により日常生活を営むのに著しく支障が生じたとき、ホームヘルパー利用の援助券を発行します。
- 所得により一部負担金があります。

人権・男女共同参画推進センター

8 ひとり親家庭相談支援（就労支援・住宅支援）

- ひとり親相談室すずらんにおいて、生活に関する内容から就労支援までワンストップで支援します。
- ひとり親家庭に対し、専門的な職業能力開発に資する自立支援給付金事業を実施することにより、安定した就業の実現と経済的自立の促進を図ります。

人権・男女共同参画推進センター

9 母子生活支援施設の運営充実

- 母子家庭で住居、生活、子育てなどの悩みを抱えた方が子どもと一緒に入所して、支援を受けられる施設です。
- 安心して自立を目指せる環境を提供します。

児童家庭課

10 養育費確保支援事業

- 養育費の取り決めにかかった費用を区が補助します。
- 引き続き事業の周知啓発を行います。

人権・男女共同参画推進センター

11 生活福祉資金貸付

- 低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に無利子又は低利で福祉資金・教育支援資金、緊急小口資金等の貸付を行います。
- 失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援することを目的として、生活再建までの取り組みへの支援と生活費等の貸付を行う総合支援資金があります。

社会福祉協議会

12	受験生チャレンジ支援貸付事業 ○一定所得以下の世帯の子どもへの支援を目的として、学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行います。	社会福祉協議会
13	生活保護受給世帯向け進学支援 ○生活保護受給世帯に対し、中学生・高校生の塾代や大学受験料の助成を行います。	生活援護課
14	生活困窮者自立支援制度の学習支援 ○おおむね18歳までの不登校や高校進学の動機付けが必要な生徒や、新たに高校進学を目指す生徒に、専門的な支援員による家庭訪問や面接相談及び学習支援を行います。	生活援護課
15	就学援助制度 ○経済的事由により就学困難な児童生徒に、就学援助費として学用品等の費用を援助します。	学務課
16	EDO 塾の開講 ○家庭の事情などで学習塾に通うことが難しい成績中・上位層の中学3年生を対象にした無料塾を開講し、家庭の環境に左右されことなく全ての生徒の学ぶ機会を提供します。	教育相談センター
17	食の支援（食事支援事業） ○食の支援事業として、支援が必要な家庭で地域ボランティアが食事を手づくりする食事支援ボランティア派遣事業「おうち食堂」や江戸川仕出し弁当組合の協力により家庭にお弁当を届ける子ども配食サービス支援事業「KODOMO ごはん便」を実施しています。食事を家庭に直接届けることで、子どもの健康を増進し、健やかな成長を支援することを目的とします。 ○ボランティアの確保とさらなるスキルアップに努めます。事業実施により把握した家庭が抱える課題を整理して必要な支援につないでいきます。	相談課

7-1-2 障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害のある子どもの成長に応じて切れ目ない支援を行い、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、早期に医療機関につなげ障害の発見に努めるとともに、相談体制や福祉サービス等の充実を図ります。

また、一人一人の特性や障害の程度に応じて必要な療育が必要なときに受けられる体制づくりや、障害のある子どもを育てる家族への支援を進めていきます。

1 障害児支援の総合的展開

○障害のある子どもたちが、地域で家族とともに健やかに成長するために、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築します。成長に応じた切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携・協力体制の強化により、障害児支援体制の基盤整備を図るとともに、障害の程度や種別で特に不足している事業所の開設を推進していきます。

○「江戸川区障害児福祉計画」に沿い、各取り組みを進めます。

障害者福祉課

2 発達相談・支援センターの運営、相談事業の充実

○支援を必要とする子どもやその家族への相談、療育を行うとともに、保育所等訪問支援事業を行う福祉型児童発達支援センター機能と発達障害相談センター機能を有する発達相談・支援センターを運営します。

○関係機関と連携を図り、一人一人の特性に合わせた支援を推進します。また、講座や講演会等を通じた保護者・支援者への情報提供や適切な支援に関する提案、保育園・幼稚園、小中学校などの関係機関との連絡調整・情報共有を行うコーディネーター機能や巡回支援などにより、支援力の向上を図ります。

障害者福祉課

3 育成室の運営

○遊びと生活の場を通じ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行うことにより、人間形成の最も重要な幼児期にある児童の情緒の発達を促し、身辺自立機能の向上及び社会性の発達を図ります。

○障害のある子どもや発達に遅れがある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する後方支援としての専門的役割を果たすため、関係機関等とのさらなる連携体制の構築と強化を行います。

○職員の専門性と支援の質の向上に努め、虐待防止等の支援も含めて、障害のある子どもを育てている家族が地域で安心して生活できるよう、より丁寧な支援を図ります。

保育課

4 特別支援教育の充実・推進【再掲】

- 特別支援学級は、知的障害学級（固定学級）や弱視学級（通級指導学級）等、障害の程度や種別に応じた施設・設備の充実を図ります。また、通常学級との交流及び共同学習を進めています。
- 通常の学級に在籍する発達障害児対象の特別支援教室が全ての区立小中学校に設置されており、在籍学級の担任と巡回指導教員が連携した指導を行います。
- 令和2年度より開始した全区立小中学校における巡回指導において、発達障害を含む障害のある子どもへの学校における対応を強化し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援を行います。
- 教員の発達障害への理解や支援方法の工夫、特別支援教室専門員の活用、就学相談の充実、エンカレッジルームの有効活用などを推進します。
- 学びのユニバーサルデザインを推進し、全ての子どもたちが自分に合った学びを選択し、学習の定着を図れるよう努めます。

学務課／教育指導課

5 医療的ケア児への対応

- 集団保育が可能な医療的ケア児を保育できるように、医療機関と連携し、保育園に看護師を配置するなど体制構築を検討します。
- 学齢期の医療的ケア児については、特別支援学校との連携を踏まえて、適切に対応していきます。
- 医療的ケア児やその家族が地域で安心して生活できるよう、活用できるサービスの調整や関係機関との連絡調整を行います。
- 実際に支援を行っている関係部署と連携し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場の設置を検討します。
- 医療的ケア児の健康の保持や、その家族の負担軽減のため、区と委託契約をした病院が、医療的ケア児を預かります。

障害者福祉課／子育て支援課／保育課／健康サービス課／学務課

6 障害児スポーツの振興

- 障害児の社会参加促進、スポーツの魅力を伝えるため、障害児（者）が定期的・継続的にスポーツを実施することができる「パラスポーツクラブえどがわ」のプログラム充実と利用者拡大をさらに推進していきます。
- 障害児のスポーツ参加を促進するため、教育委員会や特別支援学校と連携することで、障害児が運動を始めるきっかけとなる事業を実施し、定期的な運動プログラムである「パラスポーツクラブえどがわ」の参加につなげる仕組みづくりを行います。

スポーツ振興課

7 障害児等の保護者支援の充実

- 発達相談・支援センターにおいて、講座や講演会等を通じた保護者への情報提供等を行います。

障害者福祉課

8	重症心身障害児（者）への対応【再掲】	障害者福祉課
	○訪問看護ステーションなどの看護師が自宅に出向き、医療的ケアなどを一定時間代替することにより、家族等の負担軽減を図ります。（在宅レスパイト事業） ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。	
9	障害児・者向けの手当の支給	障害者福祉課
	○心身障害者福祉手当や重度心身障害者手当など、それぞれの状況や目的に応じた手当の支給を行います。	
10	就学相談	学務課
	○障害のある児童生徒の就学に係る相談体制の充実を図り、個に応じた適切な就学ができるよう、医師や教育関係職員等の専門家による総合的かつ慎重な判断と助言を行います。	
11	（仮称）「子どもの城」の整備の設置検討	障害者福祉課／子育て支援課
	○全ての子どもが安心して過ごすことができるインクルーシブな拠点として「子どもの城」の整備を検討します。	
12	若年がん患者在宅療養支援事業	健康推進課
	○がんに罹患した40歳未満の方が、住み慣れた環境で安心して療養生活を送ることができるように、在宅介護サービスや福祉用具貸与等の在宅療養にかかる費用の一部を助成します。 ○希望する方には、居宅介護支援を実施します。	
13	発達障害支援関係者の連携の推進	障害者福祉課
	○保育園・幼稚園、小中学校などの関係機関との連絡調整・情報共有を行うコーディネーター機能や巡回支援などにより支援力の向上を図ります。	

第2節 子育てに係る負担の軽減

7-2-1 経済的支援

区が子育て世帯に実施したアンケートでは、子育てに「お金がかかりすぎる」とが大変との回答が多くありました。不安なく子育てができるよう子育て世帯に対し、保護者の就労状況や健康状態にかかわらず日々の生活を安定させ、各種手当の支給や医療費の助成など経済的支援を行います。様々な経済的な支援により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

1 乳児養育手当

○0歳児を養育している保護者に、所得制限なしで本区独自の乳児養育手当を支給します。

児童家庭課

2 児童手当

○高校生年代までの児童を養育している保護者に、所得制限なしで児童手当を支給します。

児童家庭課

3 子ども医療費助成

○子どもの健やかな育成と子育て世代の経済的な負担を軽減するため、所得制限なし、自己負担なしで高校生年代までの児童の医療費を助成します。

児童家庭課

4 保育園の給食費の無償化・幼稚園に対する給食費補助

○区立保育園における給食を無償で提供するとともに、私立保育園・幼稚園に対して給食提供にかかる費用を補助することにより、保護者負担の軽減を図ります。

子育て支援課／保育課

5 私立幼稚園等の保護者負担軽減

○国による幼児教育・保育の無償化の水準は本区の実態に見合わないため、保育料については本区独自に無償化限度額を引き上げ、入園料の補助についても事業を継続します。

○国の無償化制度対象外である幼稚園類似施設についても、東京都の補助制度を活用した保育料の補助及び区独自の入園料補助を継続します。

子育て支援課

6 認証保育所保育料負担軽減

○幼児教育・保育の無償化の範囲に含まれない、課税世帯で保育の必要性がある0～2歳児の保護者に対する補助事業を継続します。また、低所得世帯の0～5歳児の保護者に対する補助事業を継続します。

子育て支援課

7 認可外保育施設保育料負担軽減

- 保育の必要性がある児童の保護者が、どの保育施設を選択しても同程度の補助が受けられるようにするため、認可外保育施設に通う場合の保育料を補助します。

子育て支援課

8 給食費無償化事業

- 区立小中学校の給食費保護者負担額を全額区が補助することに加え、区立幼稚園では弁当による給食を開始し、その費用を区が補助しています。
- 特別支援学校に通う児童生徒の保護者に対しては、独自補助を行っている都立学校を除き、区立小中学校の給食費相当額を補助しています。

学務課

9 子育ておむつ定期便【再掲】

- 0歳児を養育する家庭を対象に、見守り配達員が定期的に訪問し、見守り支援を行います。
- 訪問時、お会いできた際におむつ等のベビー用品を渡します。

健康サービス課

10 ファーストバースデーサポート・2nd バースデーサポート事業【再掲】

- 公的な健診機会の少ない1歳・2歳を迎える子どもを養育している家庭を対象にアンケートを実施し、回答のあった家庭に「ギフトカード」を配布します。
- アンケートで家庭状況の把握を図り、必要に応じて適切な支援につなげていきます。

健康サービス課



第8章

子どもの命・安全を守る取り組み

全国で児童虐待によって、子どもが生涯に影響する心身の傷を負ったり、事故・犯罪により生命を失う事例が後を絶たず、その生命・尊厳・安全が脅かされる深刻な状況にあります。虐待、犯罪や事故、災害からの安全が確保されることこそ、全ての子どもの権利が守られる大前提であるという観点に立ち、虐待の未然防止と早期発見に関する取り組みや、虐待を受けた後の子どもへの支援、防犯や事故防止といった子どもの安全対策に取り組みます。

8-1 良好な成育環境の確保

8-1-1 児童虐待防止と早期の対応

虐待の未然防止に関する相談など。児童相談所設置区の特徴をいかした、区の様々な機関との連携や迅速な対応のための取り組みなど。

8-1-2 社会的養育体制の推進と家庭復帰後の支援

虐待を受けた後に子どもが過ごす児童養護施設や里親に対する支援、子どもが家庭復帰する際の支援など。

8-2 安全・安心なまち

8-2-1 防犯防災に向けたまちづくり

子どもや地域の人々の安全を守る防犯や防災の取り組み。子どもを守ることにもつながる地域環境づくりの取り組みなど。

第1節 良好な成育環境の確保

8-1-1 児童虐待防止と早期の対応

本区においては子どもの基本的な権利を守るための児童相談所を令和2年に開設しました。基礎的自治体の特性をいかし、母子保健、育児支援、経済支援など様々なサービスを総合的に運用し、地域力を活用することで児童虐待の発生予防に取り組み、子どもたちが虐待という権利の侵害にあうことなく、安心して育っていける体制づくりを進めます。

1 児童相談所の運営

- 従来の子ども家庭支援センターの機能を統合している児童相談所において、児童虐待防止対策として、引き続き相談・対応体制の確立と関係機関との連携強化を図ります。
- 児童相談所は、子どもに関する様々な相談（養育・虐待・障害・非行・不登校など）に対して、第一義的かつ専門的に受け止め、適切な支援につなげていきます。
- 急増する虐待相談対応等の課題を解決し、切れ目ない児童福祉行政を行います。
- 母子保健、育児支援、経済支援など様々な支援サービスを有する基礎的自治体の特性をいかし、子ども・子育て家庭に対する総合的・専門的な支援を行います。

相談課／援助課

2 母子保健施策を通じた虐待予防

- 母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意し、「妊婦健康診査」「乳幼児健康診査」や各相談事業、保健師等による訪問や電話相談などにより児童虐待の発生予防と早期発見に努めます。

健康サービス課

3 育児ストレス相談

- 日々の子育てに悩んでいる保護者や家族の相談に対して、専門医・相談員が個別に対応します。

健康サービス課

4 こども家庭センターの運営

- 子ども家庭支援センター機能と母子保健分野が一体的な支援を行うために、児童相談所内のこども家庭センターに母子保健連携係を設置し、統括支援員を配置します。母子保健と児童福祉の緊密な連携により、虐待の早期発見・未然防止を図ります。

相談課

5 配偶者暴力相談支援センター

- 配偶者からの暴力を防止し、被害者の自立支援と保護を行うにあたり、被害者が直面する様々な悩みや不安などの相談に対応します。また、被害者に対する適切な支援と保護のため、関係機関との連携強化と相談支援体制の充実を図ります。
- すぐに一時保護することができない場合、児童相談所や女性相談支援員等、その他関係機関との連携を図りながら、相談者への継続的な支援の確保を図ります。

人権・男女共同参画推進センター

6 児童相談所と配偶者暴力相談支援センター等との連携強化

- 配偶者暴力のある家庭では、同時に子どもへの直接的な暴力（身体的虐待）や心理的虐待（面前 DV）が行われている場合があり、DV 被害者は加害者への恐怖心などから子どもへの虐待を制止することが困難な場合があります。
- 子どもへの虐待の早期発見・対応と DV 被害者の保護のために、DV 相談の専門職員の配置、緊急受理会議の出席、家族対応、配偶者暴力相談支援センター等の DV 対策部署との連絡調整等を行っています。

人権・男女共同参画推進センター／援助課

7 デート DV 予防出張講座

- デート DV（交際相手からの暴力）防止と相談窓口周知のため、学校や地域団体などを対象に、交際相手とのよりよい関係を築いていくためのコミュニケーション等について出張講座を実施します。

人権・男女共同参画推進センター

8 子どもショートステイの充実

- 育児負担が高い家庭に対し、子どもショートステイ事業の利用を働きかけることで虐待を防止し、養育の支援を図ります。
- 利用上限日数の撤廃や利用料金の見直しを図った結果、利用が増加しています。
- 虐待予防や再発防止の観点からも、ショートステイ協力家庭の拡大や要支援ショートの実施など、一層の充実を図ります。

相談課

9 居所不明児童の調査

- 乳幼児健診の受診がない、保育園や学校等の登園や登校が確認できない、医療機関の受診履歴がないなど、生活実態が明らかになっていない子どもについて、家庭訪問等により安全確認を行います。

相談課／健康サービス課



8-1-2 社会的養育体制の推進と家庭復帰後の支援

社会的養護を必要とする全ての子どもが適切に保護されるとともに、心身ともに健やかに養育されるよう、養育環境の改善や親子関係再構築、家庭復帰の支援等に取り組みます。

1 一時保護所の運営

- 一時保護の期間が長期化している現状を踏まえ、教育委員会と連携し、児童の在籍校から学習指導状況や教材等の提供を受けるほか、必要に応じて、在籍校の担任による面会、在籍校への通学の適否検討を行うなど、一時保護所内における公教育の充実を図ります。
- 意見表明等支援員（アドボケイト）が定期的に一時保護所を訪問し、子どもの意見表明を支援することにより、子どもの権利擁護を推進します。

一時保護課／教育指導課

2 乳児院、児童養護施設等の運営支援

- 令和3年4月の児童養護施設開設により、区内に乳児院、児童養護施設が各1か所、令和5年に自立援助ホームが2か所開設し、区内に代替養育が必要な児童が生活する施設は計4か所あります。
- 代替養育が必要な児童が安心・安全に生活できる場となるよう、児童養護施設等の運営面等の相談を含む後方支援を行っていきます。

援助課

3 里親支援事業

- 児童養護施設等で暮らしている子どもたちを、家庭的環境で育てる「里親（養育家庭）」制度について、普及啓発をはじめとして、里親登録、里親支援、養子縁組に関する相談支援等を総合的に実施し、里親委託の一層の推進を図ります。
- ショートステイの受け入れ先としても里親の協力を得て、里親の養育力や里親委託率の向上につなげていきます。
- パーマネンシー保障の観点から、永続的に安定した養育環境となる特別養子縁組について、相談支援等の推進を図ります。

援助課

4 社会的養護からの自立へ向けての取り組み

- 社会的養護経験者等の相談を受け、相互交流の場や必要な情報の提供を行い、将来の自立に向けた支援に取り組みます。

援助課

5 子どもの就学や退所後の就労支援

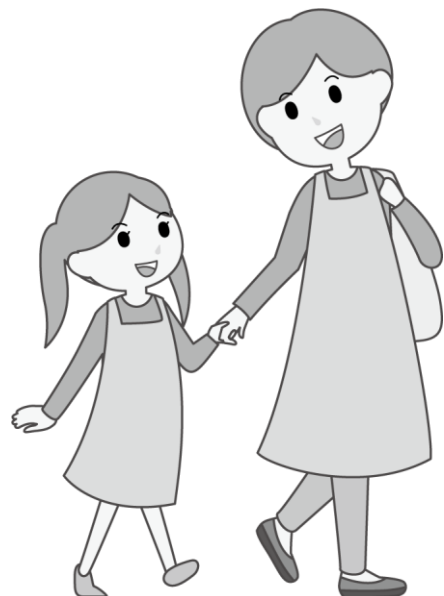
○児童養護施設等の退所児童等の就学や就労に関して、関係機関と連携し適切な支援を行います。

援助課

6 親子関係再構築に向けた取り組み

○親子関係再構築に向け、ペアレントトレーニング等による保護者支援プログラムを実施し、子どもと保護者の関係修復や再構築に向けて支援します。

援助課



第2節 安全・安心なまち

8-2-1 防犯防災に向けたまちづくり

子どもたちが犯罪・事故の被害にあうことなく、災害発生時にあっても安心・安全に生活が続けられるよう、地域ぐるみでの防犯防災体制づくりを進めます。

1 安全・安心まちづくり運動の展開

○町会・自治会・商店会など各団体による防犯活動実施を条件に、街頭防犯カメラ設置に必要な支援を進め、防犯パトロール団体数の拡充を図ります。

地域防災課

2 再犯防止の取り組み

○本区の目指す「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」実現のため、「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」に基づき、令和5年に策定された「江戸川区再犯防止推進計画」により犯罪の予防や再犯を防止することで、犯罪の減少と安全・安心なまちづくりを進めます。

総務課

3 安全・安心パトロール

○委託業者による、青色回転灯を装着した専用パトロールカー（青パト）での区内警備を実施しています。繁華街や住宅街のほか、学校・公園・駐車場などをきめ細かく巡回し、犯罪の防止に努めるとともに、下校時の子どもの安全を見守ります。

○区が保有する公用自転車や庁用自動車による安全・安心パトロールも行い、さらに安全・安心な江戸川区をつくることを目指します。

地域防災課

4 学校や通学路での安全対策の実施

○不審者情報メールの配信や新小学1年生への防犯ブザーの配布、各校への防犯カメラの設置等により、学校や通学路の安全対策を図ります。

学務課・教育相談センター

5 えどがわ“花いっぱい運動”と地域の「ながら見守り」活動の推進

○環境をよくする運動の一環として町ぐるみで花を育て、花を増やして町を彩るとともに、屋外での花の手入れを行う人の目を増やして、犯罪を抑止していきます。

環境課／えどがわ環境財団



第9章

子ども・若者、子育て当事者に

やさしい社会づくり

子どもや若者の最善の利益を実現するために、本区の「子どもの権利条例」の推進や権利の主体である子どもの意見を尊重する仕組みづくりを進めます。また、子ども・若者自身や子育て当事者の視点に立って、身近な施設・設備等のハード、本区の強みである地域力に支えられたソフトの両面から、暮らしやすく住み続けられる江戸川区となるための取り組みを進めます。

9-1 子どもや若者の最善の利益の実現

9-1-1 子どもの権利・意見の尊重

令和3年施行の「江戸川区子どもの権利条例」に基づく取り組み。条例にも謳われている子ども自らの意見表明やその意見を尊重するための取り組みなど。

9-2 子育てにやさしい社会・環境

9-2-1 子育てしやすい生活環境の整備

子育てしやすい生活環境のために、暮らしに関わるハード面での整備を中心とした取り組みなど。

9-2-2 地域全体で支える子どもの育ち

本区の強みである地域力をいかした子どもの育ちを支える取り組みなど。

9-2-3 共働き・共育で家庭への支援

増加する共働き世帯を支援するための働き方改革やワーク・ライフ・バランスに資する取り組みなど。

9-2-4 子ども・若者、子育て当事者支援に関わる人材の確保・育成・支援

子ども・若者やその家庭を支援する地域の人材確保や育成を進める取り組みなど。

第1節 子どもや若者の最善の利益の実現

9-1-1 子どもの権利・意見の尊重

「子どもの権利条例」を持つまちとして、区民全体に子どもの権利保障の意識が浸透するよう努めるとともに、権利の主体である子どもの意見を尊重する仕組みづくりを進めます。

1 子どもの権利条例の普及啓発

- 令和3年7月に定められた「江戸川区子どもの権利条例」の内容を広く区民に周知し、子どもの最善の利益が優先される地域社会づくりを目指します。
- 子どもの権利擁護委員が小中学校を訪問し、子どもの権利や条例に関する出前授業を実施することにより、子どもの権利についての理解醸成を図ります。

子育て支援課

2 子どもの権利擁護のための体制整備

- 子どもの意見形成・表明の支援や権利が侵害された場合の救済のため、第三者性を有する子どもの権利擁護委員や児童福祉審議会の子どもの権利擁護部会、意見表明等支援員（アドボケイト）の活用等により、子どもの権利擁護のための体制を充実させていきます。

子育て支援課

3 えどがわ子どもの権利ほっとライン【再掲】

- 子どもの権利条例に基づき、子どもの権利擁護委員が子どもたちからの様々な悩みごとや困りごとの相談を直接受け付けます。
- 子どもの権利擁護委員は子どもからの思いを受け止めて、関係団体との調整など様々な対応を行います。

子育て支援課

4 子どもの権利を基礎とした社会的養育の推進

- 子どもの最善の利益の観点から、家庭からの分離が必要になった場合にも、その後の一時保護から代替養育まで全ての段階において、個々の子どものニーズに応じた養育（ケア）がなされ、同時並行的に永続的解決を目指したソーシャルワークに取り組めます。

援助課

5 意見表明等支援事業

- 児童相談所から独立した立場の意見表明等支援員（アドボケイト）が、児童相談所や施設、里親宅等を訪問し、子どもの意見・意向を聴き、意見表明支援を行うことにより、子どもの意見・意向を適切に関係者等へ届けることで、子どもの権利擁護を図ります。

子育て支援課

6 学校と子育て関連部署との連携強化

○発達障害や不登校児童生徒に関する他機関調整の学校窓口として、全ての区立小中学校の特別支援教育コーディネーター、児童生徒の身近な相談相手となる養護教諭及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと児童相談所・母子保健関係者との連携を強化します。

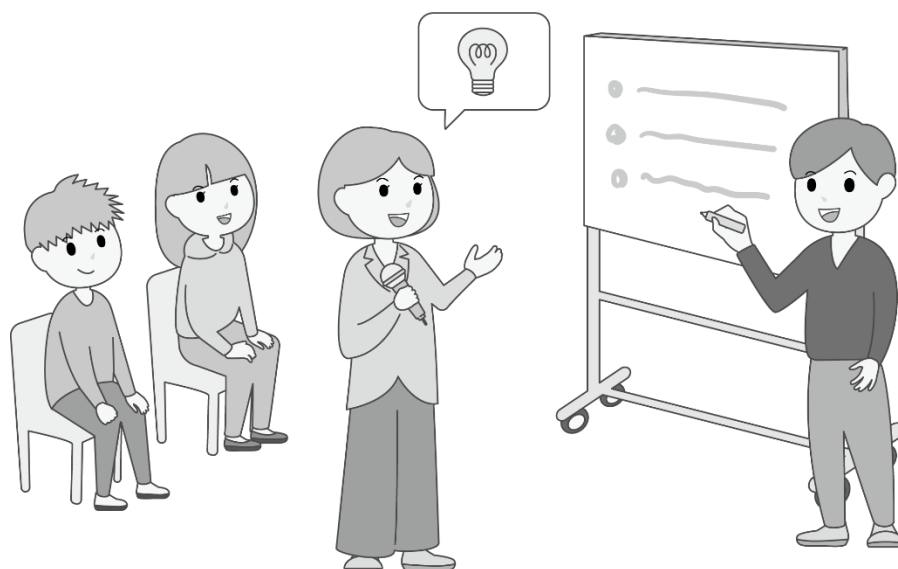
○入学や卒業時に関わりの情報等が途切れてしまうことのないよう、関連部署間の連携を図ります。

障害者福祉課／相談課／健康サービス課／
教育相談センター

7 子ども・若者の意見を聴く機会の推進

○子どもに係る取り組みを進める際に、当事者である子どもや若者の意見を聞く機会を設けつつ、施策を進めていくことに努めます。

全庁



第2節 子育てにやさしい社会・環境

9-2-1 子育てしやすい生活環境の整備

子育て当事者や子ども自身の視点に立ち、暮らしに身近な施設・設備から生活インフラまで、子育てにやさしい環境づくりを進めていきます。

1 子育てにやさしいバリアフリー設備の整備

- 子育てにやさしいバリアフリー設備の一例として、おむつ交換台、乳幼児のベッド、授乳場所や授乳室などの整備を進めています。
- 多くのコミュニティ会館や区民館、図書館のほか、共有プラザ、子ども未来館への設置を行っています。

全庁

2 子乗せ自転車駐輪スペース

- 就学前児童をもつ保護者の通勤に際して、大型自転車である子乗せ自転車の駐輪スペースをできる限り確保し、子育てしやすい生活環境を提供します。

施設管理課

3 子ども服交換会リサイクル

- 子ども服の交換会を実施し、古着の再利用又はリサイクル回収へつなげるとともに、子育ての支援につなげます。
- 共有プラザにある子育てひろばでの子ども服のリサイクルの実施を検討します。

清掃課／子育て支援課

4 暑熱対策としての遊び場確保（親水公園・じゃぶじゃぶ池等の整備）

- 子どもたちの体験学習や環境教育の場としての貴重な資源として、親水公園やじゃぶじゃぶ池等の整備を行います。

水とみどりの課

5 魅力的な公園づくり

- 子どもから高齢者まで多世代が利用できる身近な公園づくりに取り組むとともに、大規模公園では、みどりを楽しみながらスポーツやバーベキュー、散策など、気軽に様々なレクリエーションを体験できる施設の整備や環境の充実を図ります。
- 障害の有無にかかわらず、誰もが遊ぶことができるインクルーシブ公園や遊具の導入を検討します。

水とみどりの課

6 歩道における段差解消

- 車いすやベビーカーの利用が多い子育て世帯をはじめ、誰もが安心して快適に通行できるよう、歩道における段差解消の整備を進めます。

計画調整課

9-2-2 地域全体で支える子どもの育ち

子どもの育ちや子育て家庭を支え、子どもたちの健やかな成長を見守るためには、地域に根差した区民活動等による「気づき」や、共育・協働による「地域ぐるみ」の支え合いが重要です。区民のボランティアな活動や本区ならではの地域資源などにより、子どもと子育て家庭を地域全体で支援します。

1 『なごみの家』の整備【再掲】

- 誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域共生社会構築の拠点として「なごみの家」を区内9か所に設置し、子どもから高齢者まで誰もが集える交流の場としています。区民の協力を得ながら、「居場所・通いの場」「なんでも相談」「地域のネットワークづくり」の機能を果たしています。
- 地域の協力を得ながら、各地域のなごみの家を拠点に「地域で子どもを育てる」事業を展開します。

福祉推進課

2 食の支援（食事支援事業）【再掲】

- 食の支援事業として、支援が必要な家庭で地域ボランティアが食事を手づくりする食事支援ボランティア派遣事業「おうち食堂」や江戸川仕出し弁当組合の協力により家庭にお弁当を届ける子ども配食サービス支援事業「KODOMO ごはん便」を実施しています。食事を家庭に直接届けることで、子どもの健康を増進し、健やかな成長を支援することを目的とします。
- ボランティアの確保とさらなるスキルアップに努めます。事業実施により把握した家庭が抱える課題を整理して必要な支援につないでいきます。

相談課

3 地域力を活用した養育支援家庭の早期発見・支援

- 新生児訪問等により、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師等による家庭訪問や個別相談などの支援を切れ目なく行っていきます。

健康サービス課

4 子ども食堂

- 区内の町会・自治会や飲食店、NPO 法人等が独自に運営して、子どもたちに食事を提供する取り組みです。親子でも子どもだけでも参加でき、高齢者も参加できる「子ども食堂」もあるなど、地域の交流の拠点としての役割も果たしています。
- 子どもたちの「食」を支えるだけでなく、安心できる居場所にもなっています。ボランティアで運営に協力する区民も増えていて、地域で子どもを見守る機運を高めています。

社会福祉協議会

5 子どもと家庭のおとなりさん事業【再掲】

○様々な支援が必要な子どもや家庭に対し、地域の人々が「おとなりさん」として、ぬくもりのある地域での関わりを持っていただく仕組みである「おとなりさんボランティア」を通じ、子育てひろば等での支援、家庭への派遣による支援を行います。

○担い手としてのボランティア養成講座を継続的に実施します。

相談課

6 すくすくスクール事業【再掲】

○すくすくスクールでは、学校・地域・保護者が連携し、多くのボランティアの協力のもと、様々な体験やふれあいを通して子どもたちの豊かな心を育んでいます。

○学校長期休業中の学童クラブの開始時間の前倒しや昼食提供、学童クラブ開設時間の延長、補食提供等に対応しています。

○区内小学校の全校に配置されており、放課後等における健全育成のための活動場所に学童クラブの機能を包含させた事業であることから、国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえたものとして引き続き充実を図ります。

教育推進課

7 青少年のための社会環境づくり

○家庭、学校、地域社会、健全育成団体等が連携し、青少年のための健全な社会環境づくりを進めます。

健全育成課

8 民生委員・児童委員

○民生委員・児童委員は、町会・自治会長からの推薦を受け、厚生労働大臣の委嘱を受けたボランティアで、地域の子どもたちの見守りや相談支援を実施しています。

福祉推進課

9 学校応援団

○「子どもたちのために役立ちたい」という思いを持っている保護者や地域の方々が学校を応援する取り組みです。

○地域・保護者・家庭が連携し、学校を取り囲む地域全体で子どもを見守り、育てていこうとする活動であり、活動の側面的支援及びボランティアの継続的な確保を図ります。

教育推進課

9-2-3 共働き・子育て家庭への支援

女性の社会進出などが進み共働き家庭が増加していますが、いまだ家庭内の家事や育児の負担に偏りがみられます。男女いずれかの保護者に集中することなく、互いに協力しながら子育てをし、それを職場や地域も支援する等により仕事と子育てが両立できる社会づくりを進めます。

1 区内中小企業従業員の育児休業取得促進に向けた取り組み（長期育休支援制度）【再掲】

○国の育休制度（2歳以降）を超える3歳の年の年度末まで育休期間を延長した方に補助をすることで、望む方が安心して家庭保育を選択できる環境の充実を図るとともにワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

子育て支援課

2 パパとパートナーのための育児ゼミ【再掲】

○妊婦の夫（パートナー）又は0歳から2歳児の父親を対象に、育児スキルを学ぶ講義の受講やパパ友同士で子育てを語る育児ゼミをWEBで開催します。

健康サービス課

3 ワーク・ライフ・バランスの推進を図る企業への支援

○従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境及び男女がともに働きやすい職場の実現に取り組む区内中小企業者を支援するため、設備の導入費用に対して「経営向上資金融資（区向上）」を用意し、利子補給を優遇します。

経営支援課

4 ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施

○男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女がともに仕事と生活を両立できるよう、講座等を実施します。

人権・男女共同参画推進センター

※このほか、4-1-4「保育環境の整備・充実」に掲載した事業もこの項目に含みます。

(掲載省略)

9-2-4 子ども・若者、子育て当事者支援に関わる人材の確保・育成・支援

より地域の実情に即した支え合いを実現するため、各地域で活躍する区民の活動、それを担う人材の確保・育成、民生委員・児童委員や健全育成団体、ボランティアへの支援を行います。

1 保育士確保に向けた取り組み【再掲】

- 保育士確保に向けて、保育士就職フェアの実施など関係団体と連携した取り組みを進めます。
- 本区独自の処遇改善のほか、国や東京都の制度を活用しながら保育士の確保及び定着・育成に向けた取り組みを進めていきます。

子育て支援課

2 社会的資源の把握と活用

- 小中学校を基盤とする「おやじの会」や、各地区町会関係者など、区民や任意団体による子どものための活動の実態を把握し、活動の周知などの側面支援により社会的資源の活用を図ります。

教育推進課

3 江戸川総合人生大学を通じた地域人材の育成

- 「江戸川総合人生大学」は社会貢献を目指す人々を応援する大学で、各学部・学科の卒業生の多くが、区内の地域づくり活動を行っています。
- 地域の子どもたちを支える卒業生の活動例として、「子育てささえあい学科」では、就学前の親子のイベント、学校での学習補助、読み聞かせ、子ども食堂など、「国際コミュニティ学科」では日本文化の紹介、インド人学校の授業サポート、留学生へのサポートなどがあり、引き続き、地域の子ども支援活動の創出を図ります。

文化課

4 えどがわボランティアセンター

- 公益財団法人えどがわボランティアセンターは、区内でボランティア活動が活発に行われることを目指し、ボランティアに関する相談や紹介（コーディネート）のほか、フェスティバルやボランティア体験などの普及・啓発活動、ボランティアのための各種講座を開催しています。
- また、子育て支援をはじめ、様々な分野で活動する団体には、交流の場や機会の提供、活動費を一部助成するなど、活動の継続と充実のための支援を行っています。

えどがわボランティアセンター

5	ファミリーサポート事業の充実【再掲】	相談課
	○区民同士の支え合い活動であるファミリーサポート事業について、多様化する依頼内容に対応していくため、協力会員の増強及びサブ・リーダーの発掘に努め、地域力をいかした子育て支援としての充実を図ります。 ○外国人会員の増加などによる様々なニーズに対応できるよう、協力会員については幅広い層からの確保を図ります。	
6	「えどがわっ子食堂ネットワーク」を通じた子ども食堂への支援	社会福祉協議会
	○区内の子ども食堂で組織する「えどがわっ子食堂ネットワーク」があります。設置にあたっての支援や、子ども食堂運営者とボランティア参加希望者、食材・資金援助希望者をつなげるなどの活動を行っています。	
7	子ども会への支援【再掲】	健全育成課
	○多様な年齢の子ども同士や家族以外のたくさんの大人とふれあう中で、社会性・自主性・コミュニケーション能力などを育てる「子ども会」の活動を支援します。 ○活動に役立つ情報提供やPRを強化することで、地域力の基盤となる子ども会を活性化します。	
8	学校経営・教育活動等への地域人材等の活用	教育推進課
	○地域住民が積極的に学校支援活動に参加し、地域の資源・人材の活用により、学校を支援することで、学校の教育活動をより効果的に推進します。また、地域住民と児童生徒との異世代交流を通して、地域の教育力の向上を図ります。	
9	健全育成団体の支援、指導者の育成	健全育成課
	○青少年育成地区委員会、子ども会等の健全育成団体を支援するとともに、地域における青少年指導者の育成を図ります。	
10	青少年委員への支援	健全育成課
	○区内の青少年を健全に育てるために、青少年の余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助、官公署及び青少年育成団体の行う青少年教育事業に対する協力、その他青少年教育の振興に関することなど、実践活動を行う青少年委員を支援します。	

第10章

子ども・子育て支援事業計画

第1節 子ども・子育て支援に関わる制度等の改正

1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

子ども・子育て支援事業計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」は、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和6年10月に施行されました²。

▼ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- 児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- 教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(3) 共働き・共育の推進

- 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2 事業により施行日の異なるものがある。

2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」）は、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた、子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインといえるものです。

▼ 基本指針の改正

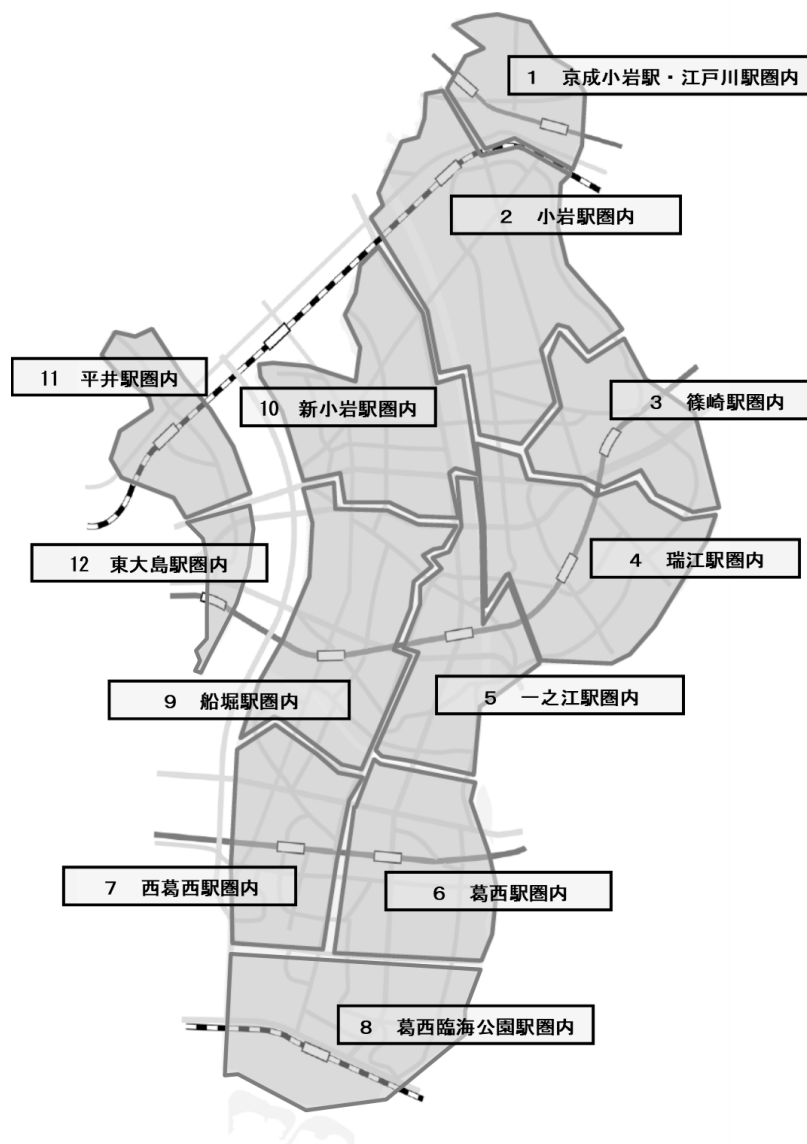
1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み(事業需要量)を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置づけを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み(事業需要量)を設定する際の参酌基準を設定する。
5. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進すること等を規定。
6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、基本指針への位置づけ等を行う。
7. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
8. その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

第2節 教育・保育提供区域の設定

1 本計画（第三期計画）における提供区域設定

「教育（幼稚園・認定こども園など）」及び「地域子ども・子育て支援事業」については区内全域での柔軟な利用を想定して従来どおり区域全体で一つの提供区域とします。「保育（保育園・認定こども園など）」にかかる区域については、第二期の「12区域」を継承します。

▼ 「保育（保育園・認定こども園など）」の提供区域設定



▼ 地域区分ごとの町丁目一覧

番号	地 域	地 名（エリア範囲）
1	京成小岩駅・江戸川駅圏内	北小岩
2	小岩駅圏内	西小岩、東小岩、南小岩、東松本、鹿骨町、鹿骨1丁目・4～6丁目、上一色2～3丁目、興宮町、松本2丁目、北篠崎
3	篠崎駅圏内	鹿骨2～3丁目、篠崎町、上篠崎、西篠崎、東篠崎1丁目、東篠崎町、下篠崎町、谷河内
4	瑞江駅圏内	南篠崎町、春江町1～3丁目、東篠崎2丁目、瑞江、東瑞江、新堀、江戸川1～2丁目
5	一之江駅圏内	一之江、江戸川3～6丁目、春江町4～5丁目、西瑞江3～5丁目
6	葛西駅圏内	東葛西、中葛西、南葛西1～2丁目
7	西葛西駅圏内	西葛西、北葛西2～4丁目、清新町
8	葛西臨海公園駅圏内	臨海町、南葛西3～7丁目
9	船堀駅圏内	船堀、松江3～7丁目、西一之江3～4丁目、東小松川2～4丁目、西小松川町、一之江町、二之江町、宇喜田町、北葛西1丁目・5丁目
10	新小岩駅圏内	上一色1丁目、本一色、松本1丁目、中央、松島、大杉、西一之江1～2丁目、松江1丁目～2丁目、東小松川1丁目
11	平井駅圏内	平井、小松川4丁目
12	東大島駅圏内	小松川1～3丁目

第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策

1 「教育」の量の見込みと確保の方策

事業の概要と量の見込み

- 本区では1号認定は幼稚園・認定こども園で受け入れています。
- 第二期計画期間中の利用実績と利用割合は減少傾向にあり、その推移を参考に、対象年齢ごとの将来人口を勘案して見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
認定区分	1号認定	1号認定	1号認定	1号認定	1号認定
①量の見込み	5,124	4,780	4,549	4,265	4,031
②確保の方策	6,615	5,926	5,926	5,926	5,926
教育・ 保育施設 ・私立幼稚園 ・認定こども園	2,245	2,641	2,641	2,641	2,641
その他 ・私立幼稚園 ・区立幼稚園	4,370	3,285	3,285	3,285	3,285
②-①	1,491	1,146	1,377	1,661	1,895

(単位：人)

確保の方策

- 需要に対する供給が足りていることから、今後も同様の受け入れ体制で対応していきます。

2 「保育」の量の見込みと確保の方策

〇区全域

事業の概要と量の見込み

〇区全域の2号認定(3-5歳)及び3号認定(0-2歳)の保育は、第二期計画期間中、利用実績と利用割合が増加傾向にありました。

〇原則として直近で最大の利用割合を起点に、利用割合の増加を想定しています。対象人口の減少に応じて量の見込みが減少している部分もあります。

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8,798	8,520	8,422	8,205	8,062
②確保の方策	9,768	10,065	10,137	10,143	10,068
保育園・ 認定こども園	9,608	9,905	9,977	9,983	9,908
認証保育所	95	95	95	95	95
企業主導型保 育(地域枠)	65	65	65	65	65
②-①	970	1,545	1,715	1,938	2,006

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	730	2,587	2,943	770	2,566	2,929	774	2,646	2,929
②確保の方策	973	2,900	3,217	999	2,992	3,319	999	3,014	3,342
保育園・ 認定こども園	513	2,528	2,829	548	2,639	2,951	548	2,661	2,973
地域型 保育事業	75	139	139	69	123	123	69	123	123
保育ママ	240	-	-	240	-	-	240	-	-
認証保育所	74	114	108	71	111	105	71	111	105
企業主導型保 育(地域枠)	71	119	141	71	119	140	71	119	141
②-①	243	313	274	229	426	390	225	368	413

3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	779	2,736	3,021	784	2,829	3,122
②確保の方策	999	3,014	3,342	999	3,000	3,321
保育園・ 認定こども園	548	2,661	2,973	548	2,647	2,952
地域型 保育事業	69	123	123	69	123	123
保育ママ	240	-	-	240	-	-
認証保育所	71	111	105	71	111	105
企業主導型保 育(地域枠)	71	119	141	71	119	141
②-①	220	278	321	215	171	199

(単位：人)

確保の方策

〇区全域では計画期間内に待機児童は発生しない見込みです。社会情勢や地域ごとの申込状況等に応じて、計画期間内であっても適切に対応していきます。

(1) 京成小岩駅・江戸川駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	352	340	337	328	322
②確保の方策	378	401	411	411	411
保育園・ 認定こども園	378	401	411	411	411
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	26	61	74	83	89

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	30	105	113	32	104	112	32	108	112
②確保の方策	32	101	112	38	111	123	38	111	123
保育園・ 認定こども園	21	97	111	27	107	122	27	107	122
地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育ママ	6	-	-	6	-	-	6	-	-
認証保育所	5	4	1	5	4	1	5	4	1
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	2	▲4	▲1	6	7	11	6	3	11
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	32	111	116	32	115	120			
②確保の方策	38	111	123	38	97	102			
保育園・ 認定こども園	27	107	122	27	93	101			
地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0			
保育ママ	6	-	-	6	-	-			
認証保育所	5	4	1	5	4	1			
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0	0			
②-①	6	0	7	6	▲18	▲18			

(単位：人)

(2) 小岩駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,040	1,007	995	970	953
②確保の方策	970	1,053	1,101	1,107	1,107
保育園・ 認定こども園	901	984	1032	1038	1038
認証保育所	57	57	57	57	57
企業主導型保 育(地域枠)	12	12	12	12	12
②-①	▲70	46	106	137	154

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	86	311	333	90	309	332	91	318	332
②確保の方策	133	296	329	139	323	361	139	335	373
保育園・ 認定こども園	60	239	277	69	269	312	69	281	324
地域型 保育事業	2	5	5	2	5	5	2	5	5
保育ママ	40	-	-	40	-	-	40	-	-
認証保育所	27	42	39	24	39	36	24	39	36
企業主導型保 育(地域枠)	4	10	8	4	10	8	4	10	8
②-①	47	▲15	▲4	49	14	29	48	17	41
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	92	329	342	92	340	354			
②確保の方策	139	335	373	139	335	373			
保育園・ 認定こども園	69	281	324	69	281	324			
地域型 保育事業	2	5	5	2	5	5			
保育ママ	40	-	-	40	-	-			
認証保育所	24	39	36	24	39	36			
企業主導型保 育(地域枠)	4	10	8	4	10	8			
②-①	47	6	31	47	▲5	19			

(単位：人)

(3) 篠崎駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	635	615	608	593	582
②確保の方策	727	774	788	788	788
保育園・ 認定こども園	703	750	764	764	764
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	24	24	24	24	24
②-①	92	159	180	195	206

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	65	204	222	69	202	221	69	209	221
②確保の方策	50	187	206	59	207	228	59	207	229
保育園・ 認定こども園	27	166	183	36	186	206	36	186	206
地域型 保育事業	8	15	15	8	15	15	8	15	15
保育ママ	12	-	-	12	-	-	12	-	-
認証保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	3	6	8	3	6	7	3	6	8
②-①	▲15	▲17	▲16	▲10	5	7	▲10	▲2	8
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	70	216	228	70	223	236			
②確保の方策	59	207	229	59	207	229			
保育園・ 認定こども園	36	186	206	36	186	206			
地域型 保育事業	8	15	15	8	15	15			
保育ママ	12	-	-	12	-	-			
認証保育所	0	0	0	0	0	0			
企業主導型保 育(地域枠)	3	6	8	3	6	8			
②-①	▲11	▲9	1	▲11	▲16	▲7			

(単位：人)

(4) 瑞江駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	834	808	798	778	764
②確保の方策	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006
保育園・ 認定こども園	1,006	1,006	1,006	1,006	1,006
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	172	198	208	228	242

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	77	249	293	81	247	291	82	255	291
②確保の方策	133	308	348	133	308	348	133	318	358
保育園・ 認定こども園	67	254	293	67	254	293	67	264	303
地域型 保育事業	18	23	23	18	23	23	18	23	23
保育ママ	28	-	-	28	-	-	28	-	-
認証保育所	3	11	12	3	11	12	3	11	12
企業主導型保 育(地域枠)	17	20	20	17	20	20	17	20	20
②-①	56	59	55	52	61	57	51	63	67
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	82	263	300	83	272	310			
②確保の方策	133	318	358	133	318	358			
保育園・ 認定こども園	67	264	303	67	264	303			
地域型 保育事業	18	23	23	18	23	23			
保育ママ	28	-	-	28	-	-			
認証保育所	3	11	12	3	11	12			
企業主導型保 育(地域枠)	17	20	20	17	20	20			
②-①	51	55	58	50	46	48			

(単位：人)

(5) 一之江駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	706	684	676	658	647
②確保の方策	750	750	750	750	750
保育園・ 認定こども園	750	750	750	750	750
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	44	66	74	92	103

(単位:人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	57	205	238	60	204	237	60	210	237
②確保の方策	52	239	253	52	239	253	52	239	253
保育園・ 認定こども園	34	228	234	34	228	234	34	228	234
地域型 保育事業	3	8	8	3	8	8	3	8	8
保育ママ	12	-	-	12	-	-	12	-	-
認証保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	3	3	11	3	3	11	3	3	11
②-①	▲5	34	15	▲8	35	16	▲8	29	16
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	61	217	244	61	224	253			
②確保の方策	52	239	253	52	239	253			
保育園・ 認定こども園	34	228	234	34	228	234			
地域型 保育事業	3	8	8	3	8	8			
保育ママ	12	-	-	12	-	-			
認証保育所	0	0	0	0	0	0			
企業主導型保 育(地域枠)	3	3	11	3	3	11			
②-①	▲9	22	9	▲9	15	0			

(単位:人)

(6) 葛西駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,206	1,168	1,155	1,125	1,105
②確保の方策	1,329	1,352	1,352	1,352	1,352
保育園・ 認定こども園	1,289	1,312	1,312	1,312	1,312
認証保育所	18	18	18	18	18
企業主導型保 育(地域枠)	22	22	22	22	22
②-①	123	184	197	227	247

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	118	391	404	124	388	402	125	400	402
②確保の方策	168	411	439	174	421	450	174	421	450
保育園・ 認定こども園	107	335	368	113	345	379	113	345	379
地域型 保育事業	5	7	7	5	7	7	5	7	7
保育ママ	22	-	-	22	-	-	22	-	-
認証保育所	24	32	27	24	32	27	24	32	27
企業主導型保 育(地域枠)	10	37	37	10	37	37	10	37	37
②-①	50	20	35	50	33	48	49	21	48
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	126	413	415	126	427	429			
②確保の方策	174	421	450	174	421	450			
保育園・ 認定こども園	113	345	379	113	345	379			
地域型 保育事業	5	7	7	5	7	7			
保育ママ	22	-	-	22	-	-			
認証保育所	24	32	27	24	32	27			
企業主導型保 育(地域枠)	10	37	37	10	37	37			
②-①	48	8	35	48	▲6	21			

(単位：人)

(7) 西葛西駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,061	1,027	1,016	989	972
②確保の方策	1,134	1,150	1,150	1,150	1,150
保育園・ 認定こども園	1,134	1,150	1,150	1,150	1,150
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	73	123	134	161	178

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	69	293	341	73	291	340	74	300	340
②確保の方策	71	350	383	70	349	382	70	349	382
保育園・ 認定こども園	27	308	338	29	315	345	29	315	345
地域型 保育事業	6	16	16	3	8	8	3	8	8
保育ママ	16	-	-	16	-	-	16	-	-
認証保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	22	26	29	22	26	29	22	26	29
②-①	2	57	42	▲3	58	42	▲4	49	42
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	74	310	351	74	321	362			
②確保の方策	70	349	382	70	349	382			
保育園・ 認定こども園	29	315	345	29	315	345			
地域型 保育事業	3	8	8	3	8	8			
保育ママ	16	-	-	16	-	-			
認証保育所	0	0	0	0	0	0			
企業主導型保 育(地域枠)	22	26	29	22	26	29			
②-①	▲4	39	31	▲4	28	20			

(単位：人)

(8) 葛西臨海公園駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	509	493	487	474	466
②確保の方策	595	640	640	640	640
保育園・ 認定こども園	595	640	640	640	640
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	86	147	153	166	174

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	35	158	162	36	157	161	37	162	161
②確保の方策	44	130	157	44	142	169	44	142	169
保育園・ 認定こども園	12	123	151	12	135	163	12	135	163
地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育ママ	26	-	-	26	-	-	26	-	-
認証保育所	6	7	6	6	7	6	6	7	6
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	9	▲28	▲5	8	▲15	8	7	▲20	8
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	37	167	166	37	173	171			
②確保の方策	44	142	169	44	142	169			
保育園・ 認定こども園	12	135	163	12	135	163			
地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0			
保育ママ	26	-	-	26	-	-			
認証保育所	6	7	6	6	7	6			
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0	0			
②-①	7	▲25	3	7	▲31	▲2			

(単位：人)

(9) 船堀駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	993	961	950	926	910
②確保の方策	1,036	1,060	1,060	1,060	1,060
保育園・ 認定こども園	1,036	1,060	1,060	1,060	1,060
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	43	99	110	134	150

(単位:人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	79	250	338	84	248	337	84	256	337
②確保の方策	151	313	363	151	315	366	151	315	366
保育園・ 認定こども園	91	277	318	94	287	329	94	287	329
地域型 保育事業	11	21	21	8	13	13	8	13	13
保育ママ	40	-	-	40	-	-	40	-	-
認証保育所	6	12	12	6	12	12	6	12	12
企業主導型保 育(地域枠)	3	3	12	3	3	12	3	3	12
②-①	72	63	25	67	67	29	67	59	29
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	85	265	347	85	274	359			
②確保の方策	151	315	366	151	315	366			
保育園・ 認定こども園	94	287	329	94	287	329			
地域型 保育事業	8	13	13	8	13	13			
保育ママ	40	-	-	40	-	-			
認証保育所	6	12	12	6	12	12			
企業主導型保 育(地域枠)	3	3	12	3	3	12			
②-①	66	50	19	66	41	7			

(単位:人)

(10) 新小岩駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	813	787	778	758	745
②確保の方策	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042
保育園・ 認定こども園	1,022	1,022	1,022	1,022	1,022
認証保育所	20	20	20	20	20
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	229	255	264	284	297

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	65	235	277	68	233	276	68	240	276
②確保の方策	89	307	350	89	307	350	89	307	350
保育園・ 認定こども園	40	267	303	40	267	303	40	267	303
地域型 保育事業	13	22	22	13	22	22	13	22	22
保育ママ	26	-	-	26	-	-	26	-	-
認証保育所	3	6	11	3	6	11	3	6	11
企業主導型保 育(地域枠)	7	12	14	7	12	14	7	12	14
②-①	24	72	73	21	74	74	21	67	74
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	69	249	284	69	257	294			
②確保の方策	89	307	350	89	307	350			
保育園・ 認定こども園	40	267	303	40	267	303			
地域型 保育事業	13	22	22	13	22	22			
保育ママ	26	-	-	26	-	-			
認証保育所	3	6	11	3	6	11			
企業主導型保 育(地域枠)	7	12	14	7	12	14			
②-①	20	58	66	20	50	56			

(単位：人)

(11) 平井駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	477	462	457	445	437
②確保の方策	577	577	577	577	577
保育園・ 認定こども園	570	570	570	570	570
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	7	7	7	7	7
②-①	100	115	120	132	140

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	37	139	161	39	138	160	39	142	160
②確保の方策	43	183	197	43	183	197	43	183	197
保育園・ 認定こども園	27	167	181	27	167	181	27	167	181
地域型 保育事業	6	14	14	6	14	14	6	14	14
保育ママ	8	-	-	8	-	-	8	-	-
認証保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
②-①	6	44	36	4	45	37	4	41	37
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	39	147	165	39	152	171			
②確保の方策	43	183	197	43	183	197			
保育園・ 認定こども園	27	167	181	27	167	181			
地域型 保育事業	6	14	14	6	14	14			
保育ママ	8	-	-	8	-	-			
認証保育所	0	0	0	0	0	0			
企業主導型保 育(地域枠)	2	2	2	2	2	2			
②-①	4	36	32	4	31	26			

(単位：人)

(12) 東大島駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	173	167	165	161	158
②確保の方策	224	260	260	260	260
保育園・ 認定こども園	224	260	260	260	260
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	51	93	95	99	102

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み	13	46	60	13	46	60	14	47	60
②確保の方策	7	75	80	7	87	92	7	87	92
保育園・ 認定こども園	0	67	72	0	79	84	0	79	84
地域型 保育事業	3	8	8	3	8	8	3	8	8
保育ママ	4	-	-	4	-	-	4	-	-
認証保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	▲6	29	20	▲6	41	32	▲7	40	32
3号認定 (0-2歳)	令和10年度			令和11年度					
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳			
①量の見込み	14	49	62	14	50	64			
②確保の方策	7	87	92	7	87	92			
保育園・ 認定こども園	0	79	84	0	79	84			
地域型 保育事業	3	8	8	3	8	8			
保育ママ	4	-	-	4	-	-			
認証保育所	0	0	0	0	0	0			
企業主導型保 育(地域枠)	0	0	0	0	0	0			
②-①	▲7	38	30	▲7	37	28			

(単位：人)

第4節 地域子ども・子育て支援事業

1 利用者支援事業

事業の概要と量の見込み

- 子ども又はその保護者に身近な窓口等でその相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供及び助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。
- 共育プラザ等の子育てひろばで実施する特定型、児童相談所に位置することも家庭センターと健康サポートセンターの連携により実施することも家庭センター型に分けて設定します。
- 利用者支援事業のうち、妊婦等包括相談支援事業は、妊婦の見込数に1人あたりの面接回数の実績を乗じて見込んでいます。

特定型（共育プラザと船堀子育てひろば）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保の方策	8	8	8	8	8

(単位：か所)

こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

(単位：か所)

妊婦等包括相談支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,629	9,600	9,571	9,542	9,514
確保の方策	9,629	9,600	9,571	9,542	9,514

(単位：回／年延)

確保の方策

- 8か所の共育プラザの船堀子育てひろばで実施する「特定型」と、こども家庭センターで行う「こども家庭センター型」での実施を継続します。
- 妊婦等包括相談支援事業では、妊婦とその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、必要な支援につなげます。

2 延長保育事業

事業の概要と量の見込み

- 保育園利用者を対象に、認可保育園、小規模保育事業等で通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。
- 認可保育園及び地域型保育利用者が利用する事業であるため、これまでの保育利用者における延長保育事業利用実績と児童人口推計から見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,429	2,416	2,438	2,457	2,486
確保の方策	2,429	2,416	2,438	2,457	2,486

(単位：人／年延)

確保の方策

- 認可保育園や小規模保育事業の新設の際には、延長保育事業の実施を働きかけ、保護者の就労形態の多様化に対応します。

3 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

事業の概要と量の見込み

- 公共施設や保育園、共育プラザや健康サポートセンター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
- 第二期計画期間中の利用実績と利用割合は増加傾向にあり、その推移を参考に、対象年齢の将来人口を勘案して見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	231,989	236,493	242,997	252,613	262,330
確保の方策	231,989	236,493	242,997	252,613	262,330
(実施か所数)	20	20	20	20	20

(単位：人回／年延)

確保の方策

- 区内20か所の子育てひろばを地域の子育て支援拠点として引き続き実施します。

4 一時預かり事業

事業の概要と量の見込み

- 幼稚園型は在園児を対象に、通常の教育時間を超えて保育するほか、夏休み等の長期休業中に子どもを幼稚園で預かる事業です。
- 幼稚園型は第二期計画期間中、コロナ禍にあった時期も含め利用割合は増加傾向で推移してきました。利用割合は増加する一方、子どもの数の減少に伴い利用者数の総量は減少すると想定して見込みました。
- 幼稚園型を除くものとして、認可保育園においても保護者のリフレッシュ目的など不定期に子どもを預かっています。ファミリーサポート事業では、保育園等の送迎など保護者の多様なニーズに対応しています。令和3年度からはベビーシッターによる一時預かり事業を実施しています。
- 幼稚園型を除くものは、第二期計画期間中はコロナ禍の影響により、一時的に減少しましたが、近年は増加傾向にあります。今後、コロナ禍前の利用割合に戻っていくと想定して見込みました。

幼稚園型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (1号・2号)	162,951	156,240	152,942	147,576	143,649
確保の方策 (幼稚園型)	162,951	156,240	152,942	147,576	143,649

(単位：人日／年延)

幼稚園型を除く

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,375	5,749	6,184	6,593	7,015
確保の方策	5,375	5,749	6,184	6,593	7,015

(単位：人日／年延)

確保の方策

- 今後も継続して事業を実施することに加え、未実施施設への働きかけを行うとともに、既存事業の利便性の向上等を図ります。

5 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業の概要と量の見込み

- 子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- コロナ禍を含む第二期計画期間中の利用実績と利用割合は減少傾向にあります。今後は現在の利用割合を維持しつつ、対象となる年齢の将来予測人口を勘案して見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （就学前児童）	1,038	999	976	954	936
量の見込み （就学後児童）	297	291	283	276	268
量の見込み （合計）	1,335	1,290	1,259	1,230	1,204
確保の方策	1,335	1,290	1,259	1,230	1,204

（単位：人／年延）
※送迎等を除く

確保の方策

- 過去の利用実績数から、本計画期間中も全数の供給が可能と考えられます。
- 協力会員の安定的確保を図りつつ継続します。

6 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要と量の見込み

- 保護者の仕事等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業です。
- 直近の利用実績と利用割合は、制度拡充等により増加傾向にあります。その推移及び対象となる年齢の将来予測人口を勘案して見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,560	1,519	1,480	1,444	1,407
確保の方策	1,560	1,519	1,480	1,444	1,407

（単位：人日／年延）

確保の方策

- 児童虐待の予防にも効果の見込める事業であり、引き続き、母子生活支援施設、乳児院、協力家庭において実施していきます。

7 病児保育事業

事業の概要と量の見込み

- 病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。生後6か月から小学校3年生までを対象に実施しています。
- 第二期計画期間中の利用実績と利用割合は、コロナ禍で一時減少しましたがその後は増加傾向にあります。需要の発生を予測しにくい事業ですが、これまでの推移を参考に、過去最大の利用率を起点として利用割合の増加を設定し、対象年齢ごとの将来人口を勘案して見込みました。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,755	2,650	2,551	2,470	2,402
確保の方策	2,755	2,650	2,551	2,470	2,402
(実施か所数)	6	6	6	6	6

(単位：人日／年延)

確保の方策

- 引き続き、サービスの利便性(利用可能時間、日数、手続きなど)の向上につながるよう、病児保育施設との協議や手法の検討を続けていきます。

8 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

事業の概要と量の見込み

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や学校休業日に遊びや学び、多くの人とのふれあいを通じて豊かな心を育む健全育成事業です。
- すくすくスクール事業として放課後子ども教室と学童クラブの一体的な運用を実施しています。
- 第二期計画期間中の利用実績と利用割合は、コロナ禍による影響で一時、利用が減りましたが、現在はコロナ禍以前よりも利用者数が増加傾向にあります。
- 今後は直近の利用割合を起点に、利用割合の設定を上昇させながら、対象学年ごとの将来人口を乗じて見込みました。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	1,991	1,991	1,894	1,968	1,980
	2年生	1,772	1,783	1,800	1,727	1,808
	3年生	1,278	1,332	1,335	1,344	1,285
	4年生	748	772	820	837	854
	5年生	314	343	356	379	388
	6年生	100	110	119	123	131
	合 計	6,203	6,331	6,324	6,378	6,446
確保の方策		全員受け入れ				
(実施か所数)		全区立小学校				

(単位：人／年)

確保の方策

- 全区立小学校での実施、希望者全員の受け入れ体制を維持します。

■放課後児童対策への対応

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての区立小学校で実施されている「すくすくスクール」において、放課後子ども教室と学童クラブ(放課後児童クラブ)の一体的な運用が行われています。

本計画は令和6年3月に国が発出した「令和6年度以降の放課後児童対策について(通知)」において、求められている計画の役割も持たせています。

1. 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量 ⇒子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業)の量の見込み、確保数と同じとします。全区立小学校で実施し、定員を設けず希望者全員を受け入れます。
2. 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画 ⇒全区立小学校で既に実施しており、今後も継続します。
3. 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量 ⇒全区立小学校で実施します。
4. 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策 ⇒今後も放課後子ども教室と学童クラブを一体的に実施します。児童は分け隔てなく同じ場所で同じ活動に自由に参加することができます。
5. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策 ⇒学校施設を有効に活用し、放課後等の教室・校庭・体育館などを活動場所とします。学校と協議しながら、児童が自由にのびのびと過ごせるよう活動場所を確保していきます。
6. 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策 ⇒平成17年度から子ども家庭部(福祉部局)の担当部門が移管され、教育委員会が所管しています。今後も、情報交換を図りながら事業を実施していきます。
7. 特別な配慮を必要とする児童や家庭への対応に関する方策 ⇒保護者と定期的に面談を行いながら情報共有を図り、保護者の承諾を得て、学校や児童相談所等の関係機関とも連携し、情報交換を行いながら、児童にとって一番よい環境を一緒に考えていくとともに、児童対応力を高めるため、職員研修やOJTを引き続き行っていきます。

9 妊婦健康診査

事業の概要と量の見込み

- 妊娠中の健康の保持及び増進を図るため、各健康サポートセンターで母子健康手帳交付時に、都内の契約医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票（14回）を交付しています。多胎妊婦で受診票14回分を超えて自費で受診した人や里帰りなどで都外の病院で受けた人には、償還払いの助成制度があります。
- 全数（14回）の受診を目指し、対象人口（0歳児）の想定に14を乗じた数を量の見込みとしています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	59,024	58,506	58,170	57,820	57,498
確保の方策	59,024	58,506	58,170	57,820	57,498
実施体制	各健康サポートセンターで申請 都内の契約医療機関で実施				

(単位：人（延受診回数）／年)

確保の方策

- 量の見込み算定の前提とした14回の受診に向けて、受診率の向上を図っていきます。

10 新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業等）

事業の概要と量の見込み

○助産師や保健師が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

○0歳児推計人口と現在の利用率を乗じた数字を見込んでいます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,157	4,121	4,097	4,073	4,050
確保の方策	4,157	4,121	4,097	4,073	4,050

(単位：人／年)

確保の方策

○4か月までの乳児の自宅を訪問し、育児上必要な事項についての助言を行う新生児訪問を引き続き実施します。

11 養育支援訪問事業

事業の概要と量の見込み

○不適切な養育状況にある等、虐待のリスクを抱える家庭に対して、保健師等を派遣し、専門的な相談支援を行い、養育状況の改善や養育力の向上を図る事業です。

○第二期計画期間中の需要発生は3～5件で年度により増減があります。直近の事業実績をもとに「13 子育て世帯訪問支援事業」に移行される事業内容も踏まえて設定しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保の方策	3	3	3	3	3
実施体制	育児支援助言：ケースワーカーによる訪問 養育支援ヘルパー：専門ヘルパーによる訪問（区内10事業所との協定による専門研修を受けた上で訪問）				

(単位：件／年延)

確保の方策

○特に、出産直後等で育児ストレスにより安定した養育が行えない家庭へ支援を実施します。

○これまで本事業で行われてきた育児・家事援助は、令和4年の児童福祉法改正により新設される「子育て世帯訪問支援事業」に移行することとなっています。

12 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

実施の方針

○児童相談所を核として関連各部署、機関のネットワーク機能を強化し、要保護児童を支援していきます。

13 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要と量の見込み

○訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みに対応するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

○令和4年の児童福祉法改正による新事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保の方策	15	15	15	15	15

(単位：世帯／年延)

実施の方針

○家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭に訪問支援員が訪問し、支援を実施します。

14 児童育成支援拠点事業

事業の概要と量の見込み

○養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

○令和4年の児童福祉法改正による新事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	38	39	41	43
確保の方策	検討中				

(単位：人)

実施の方針

○児童相談所による対応状況も勘案し、今後の実施を検討します。

15 親子関係形成支援事業

事業の概要と量の見込み

○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

○令和4年の児童福祉法改正による新事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	198	198	198	198	198
確保の方策	198	198	198	198	198

(単位：延人／年)
※親子関係形成事業含む

実施の方針

○個々の状況に応じた講座やプログラム等による支援を継続していきます。

16 産後ケア事業

事業の概要と量の見込み

○産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業です。

○「宿泊型（宿泊による休養の機会の提供等）」、「デイサービス型」（日中、来所した利用者に対し実施）、「訪問型」（実施担当者が利用者の自宅に赴き実施）があります。量の見込みは対象児童に現在の利用割合を乗じた値を見込んでいます。

○令和7年度から子ども・子育て支援交付金による地域支援事業に位置づけられます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (宿泊型)	460	456	454	451	448
量の見込み (デイサービス型)	218	216	215	214	212
量の見込み (訪問型)	374	371	369	367	365
確保の方策	1,052	1,043	1,038	1,032	1,025

(単位：人日／年延)

実施の方針

○引き続き同体制で実施します。

17 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実施の方針

○保護者の所得状況等を勘案して、保育施設等に対して保護者が支払う物品購入費や行事参加費等を補助する制度です。本区では、私立幼稚園の給食提供にかかる費用の一部を補助し、保護者負担の軽減を図ります。

18 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

実施の方針

○特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。アドバイス等により新規事業者の参入を促すとともに、良質な保育事業者の選定などに留意していきます。

19 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度は、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、令和8年度以降は、「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、これに位置づけられることとなります。

事業の概要と量の見込み

- 保育所等の施設において、0歳6か月から2歳の子どもを月一定時間（1人あたり月10時間）まで預かる事業です。利用に保育の認定は必要ありません。
- 各年度の利用対象者（0歳6か月～2歳）推計人口に対して一定の利用率を想定して見込みました。

	令和7年度	令和8年度※	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （0歳児）	103	101	100	99	97
量の見込み （1歳児）	113	101	92	84	76
量の見込み （2歳児）	97	84	71	61	52
確保の方策 （0歳児）	—	31	30	99	97
確保の方策 （1歳児）	—	31	28	84	76
確保の方策 （2歳児）	—	26	22	61	52

（単位：人日／年延）

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられる

確保の方策

○令和8年度からの事業開始を予定しています。利用上限時間の経過措置等を考慮しながら、保育所の新設に合わせた実施や既存施設への働きかけを行います。

第5節 その他の基本的な取り組み

1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 世帯あたり人員の減少や、就学前児童の母親におけるフルタイム就労の増加、子どもを預かってもらえる親族や友人・知人がいない家庭の存在など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は変わってきています。

幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しており、幼稚園やそれ以外での一時的な預かりや、保育園や認定こども園による延長保育など、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能をいかしながら、子ども一人一人の育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等と小学校との連携を図っていきます。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

第11章

計画実現の体制づくり

第1節 計画実現のための体制整備

1 計画の推進体制

本計画は、江戸川区において、全ての子どもと若者たちが個性を尊重され、権利を守られながら健やかに成長し、それぞれの望みにかなった将来を自ら実現していける社会を、区民や関係団体等とともにつくっていくための計画です。

対象が子ども、若者、子育て当事者、支援の担い手などと幅広く、子育て支援を基本としながらも、教育・保育、保健、医療、福祉、まちづくりといった多岐にわたる分野に関わる様々な分野の取り組みを総合的に進めていく必要があることから、庁内においては関係各部署と綿密な連絡調整を図り、児童相談所等の関係機関とも連携を密にしながら、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、地域における様々な主体の関わりが重要であり、家庭をはじめ、教育・保育施設、学校、地域活動団体や地域における支援の担い手、その他関係機関・団体等に対し、積極的な情報開示と情報提供を行いながら区ぐるみの連携・協働による計画の推進に取り組みます。

2 子どもや若者の意見聴取

こども基本法においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が、こども施策の基本理念として掲げられています。

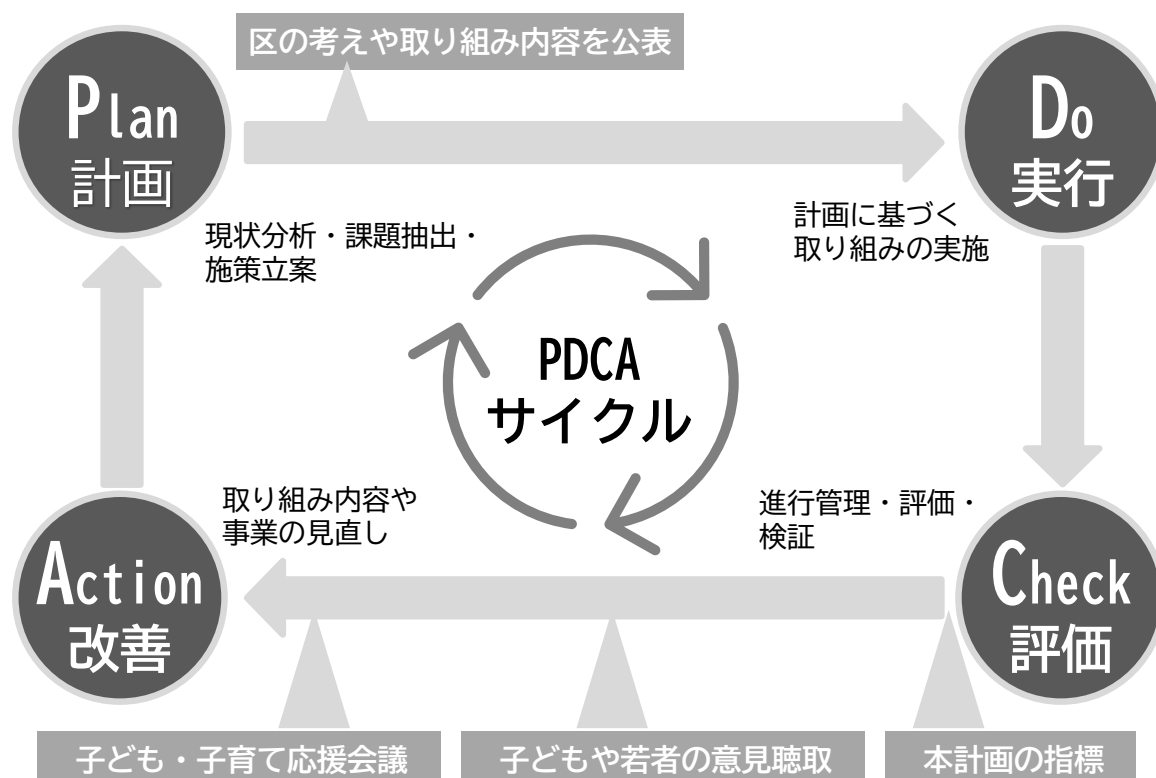
本計画の推進にあたっては、施策の対象であるこどもや若者の意見を幅広く聴取していく機会を継続的に設け、取り組みの実行や必要に応じた見直し等に反映させるよう進めていきます。

3 計画の点検・評価と進行管理

本計画は、区のホームページや広報誌等において、区の考えや取り組み内容を公表していくことで、区民の理解と協力を得られるように努めます。計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善・見直しする（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

取り組みの進捗状況についての点検・評価は、本計画にて設定する指標により把握し、取り組みを総合的・継続的に推進してその実効性を確保するため、進捗状況を適宜庁内で点検するとともに、子ども・子育て応援会議等の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直しを行います。

▼ 計画の点検・評価と進行管理におけるPDCAサイクルのイメージ



第2節 本計画の指標

本計画の取り組みの進捗状況を点検する指標を設定します。

項 目	目標・指標		出典（時点）
保育園の待機児童数	現状	0人	待機児童数調査（2024年）
	目標	0人	
子どもに権利があることの認知度	現状	66.4%	区民基礎調査 <18歳未満の子ども調査> （2023年）
	目標	80%	
「自分のことが好きだ」 と思う子どもの割合 （自己肯定感の高さ）	現状	68.2%	区民基礎調査 <18歳未満の子ども調査> （2023年）
	目標	増加させる	
	（参考）国	60.0%	こども家庭庁「こども・若者の 意識と生活に関する調査」 （2022年）
「生活に満足している」 と思う子どもの割合	現状	90.6%	区民基礎調査 <18歳未満の子ども調査> （2023年）
	目標	増加させる	
	（参考）国	60.8%	OECD「生徒の学習到達度 調査(PISA)」（2022年）
「江戸川区で子育てしてい きたい」と思う保護者の割合	現状	85.9%	区民基礎調査 <就学前児童の保護者> （2023年）
	目標	増加させる	
江戸川区の子育て環境に対 して満足している人の割合	現状	39.8%	区民世論調査（2024年）
	目標	増加させる	

第3節 本計画におけるライフステージごとの主な取り組み

妊娠前・妊娠・出産		乳幼児			
妊娠前	妊娠期・出産前	0歳	1-2歳	3-5歳	
子どもや保護者の健康支援	▶️ プレコンセプションケア	▶️ 産後ケア			
		親子健康手帳（母子健康手帳）の活用			
	▶️ 妊婦健診・妊婦歯科健診	乳幼児健診・歯科健診			
	▶️ 妊婦全数面接	▶️ 新生児訪問			
	▶️ 妊婦等包括相談支援事業		▶️ 未就園児家庭訪問事業		
相談・講座・居場所支援		▶️ 予防接種（定期・任意）			
	▶️ ハローベビー教室	▶️ パパとパートナーのための育児ゼミ			
		▶️ 健康サポートセンターでの子どもに関する相談（子育て・歯科・栄養など）			
		▶️ 身近な保育施設での育児相談			
		▶️ 児童相談所（はあとポート）での			
		▶️ 子育てひろば			
		▶️ 子育ておむつ定期便	▶️ パスデーサポート事業		
	子どもを預ける		▶️ 保育施設		
		▶️ 保育ママ		▶️ 幼稚園	
		▶️ 一時預かり（保育施設・ベビーシッター利用支援）			
		▶️ 病児・病後児保育			
		▶️ ファミリー・サポート			
		▶️ 子どもショートステイ・トワイライトステイ			
家庭支援		▶️ えどがわママパパ応援隊（家事・育児支援）			
		▶️ 子どもと家庭のおとなりさん事業			
	▶️ 食の支援				
体験・学習活動					
		▶️ 各施設の活用や各種団体等による			
経済的支援	▶️ 妊婦のための支援給付		▶️ 長期育休支援		
	▶️ 入院助産	▶️ 乳児養育手当			
		▶️ 保育料補助・無償化、入園料・給食費等の補助			
	▶️ 各種障害者手当やひとり親家庭への手当、各種貸付金				

※計画に位置づけた主な取り組みを記載

小学生		中学生	15～17歳	18歳～30代
低学年	高学年			
学校健診				
ひきこもり支援				
スクールソーシャルワーカー				婚活・結婚支援
教育相談			就労相談・支援	
子どもに関する相談（養護・育成・非行・障害など）				
子どもの権利ほっとライン				
共育プラザ（ユースサポート）・みらいサポート教室				
なごみの家				
ヤングケアラー支援				
すくすくスクール（学童クラブ）				
(おうち食堂、KODOMOごはん便、子ども食堂)				
学校教育・学校での体験活動				
学習支援事業				
文化・スポーツ活動支援				
子ども未来館		国際交流事業・鈴木青少年の翼		
公園や緑の利活用				
就学援助				
		進学や受験費用の貸付・支援(低所得者)		
子ども医療費助成				
児童手当				
学校給食費の補助				

資料編

江戸川区子ども・子育て応援会議 委員名簿

区分	所属機関・役職名	年度	氏名	備考
学識経験者	玉川大学学術研究所高等教育開発センター特任教授	5～6	笹井 宏益	委員長
子ども・子育て支援・教育に関する事業従事者	江戸川区私立幼稚園協会	5～6	米倉 弘喜	
	江戸川区認可私立保育園園長会	5	秋山 秀阿	
		6	福井 徹人	
	江戸川区立小学校長会	5	小松 広宣	
		6	鶴田 麗子	
	江戸川区立中学校長会	5～6	川崎 純一	
	江戸川区認証保育所連絡会	5～6	須永 尚子	
	江戸川区青少年育成地区委員長会	5	田中 稔家	副委員長
	江戸川区青少年育成下小岩地区委員会	6	榎本 敏枝	
	江戸川区青少年委員会	5	川島 英夫	
		6	米川 和則	
保護者	江戸川区私立幼稚園協会 PTA 連合会	5	山本 又三	
		6	松岡 絵里子	
	江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会	5	吉野 佳苗	
		6	部田 美絵	
	江戸川区立小学校 PTA 連合協議会	5～6	林 美弘	
	江戸川区立中学校 PTA 連合協議会	5	植草 和也	
		6	村社 研太郎	
事業主	江戸川区認証保育所利用者	5	松尾 泰典	
		6	高山 文孝	
労働者	東京商工会議所江戸川支部会	5～6	オストレンドルフ花菜	
福祉・保健関係者	連合江戸川地区協議会	5	森本 勝也	
		6	宇賀神 由美子	
	民生・児童委員協議会	5	小倉 正幸	
		6	駒井 初美	
	江戸川区医師会	5	小田 一見	
公募区民	江戸川区歯科医師会	5～6	千葉 友幸	
		5～6	小島 博之	
区議会	区議会議員（福祉健康委員会委員長）	5～6	清水畑 倫子	
		5～6	小川 昭子	
	区議会議員（福祉健康委員会副委員長）	5～6	武田 茜	
		5	川瀬 泰徳	
行政	区議会議員（福祉健康委員会副委員長）	6	堀江 創一	
	文化共育部長	5	金井 しげる	
	健康部長	6	本西 光枝	
	教育委員会事務局教育推進課長	5～6	岡部 長年	
	児童相談所長	5～6	高原 伸文	
		5	飯田 常雄	
子ども家庭部長	子ども家庭部長	6	上川 光治	
		5～6	高橋 章友	
	子ども家庭部長	5～6	塚田 久恵	

用語解説

あ行

育児休業

労働者が、その養育する1歳に満たない子どもについて、その事業主に申し出ることにより育児休業ができる制度のこと。

育児休業は原則として子どもが1歳に達する日（父母が共に育児休業を取得する場合は、子どもが1歳2か月に達する日（パパ・ママ育休プラス））までだが、育児・介護休業法に基づき、保育園等に入所できない場合に限り、子どもが1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することができる。

意見表明等支援員（アドボケイト）

子どもの立場に立って、子どもの意見の形成を支援し、子どもの意見・意向を意見聴取等により把握し、子どもの希望に応じて行政機関やその他関係機関に対し、意見表明を支援したり、子どもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする役割を持つ。

一時保護

児童相談所長又は都道府県知事（児童相談所設置区市長）が、緊急保護、行動観察、短期入所指導が必要であると認めた場合に、要保護児童を児童相談所付設の一時保護所において（又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親等に委託して）一時的に保護すること。

医療的ケア児

人工呼吸器を装着している児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童のこと。

江戸川区子どもの権利条例

全ての子どもが権利の主体であり、その権利が大切に守られることを地域の共通理解とするため、令和3年7月に施行された。

か行

企業主導型保育

国の定める基準に従って企業が従業員の子どもの預かるために開設した保育施設のこと。国から助成金が支給される。

認可外保育施設に位置づけられ、任意で地域の子どもの受け入れができる。

合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

子育てひろば

身近な場所で、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供等を行う。区内20か所で実施。（令和6年4月現在）

子ども家庭支援センター

子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などを行う拠点。令和2年度より、児童相談所がその役割を担う。

こども家庭センター

令和4年6月の児童福祉法等の改正に伴い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」を設置することとされた。江戸川区では児童相談所内に新たに設け、児童福祉部門と区内8か所の健康サポートセンターにおける母子保健部門の連携をさらに推進し切れ目のない支援を行っている。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する、区市町村が設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。本区では「子ども・子育て応援会議」として設置。

子ども・子育て関連3法

待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するための「子ども・子育て支援法」を核とした3つの法を指す。

- ①「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

子ども食堂

町会・自治会や飲食店、NPO法人等が独自に運営して、子どもたちに食事を提供する取り組みのこと。子どもたちの「食」を支えるだけでなく、安心できる居場所、地域の交流の拠点としての役割を果たしている。

子どもの権利条約

1989年に国連総会で採択された、世界中の全ての子どもたち（18歳未満）が持つ人権（権利）を定めた条約。前文と本文54条からなり、子どもの権利条約の基本的な考え方は、「生命、生存及び発達に対する権利」、「子どもの最善の利益」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」の4つの一般原則で表されている。

江戸川区では令和3年7月に「江戸川区子どもの権利条例」を施行した。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもの権利条約の第3条に規定される子どもの権利条約の一般原則のひとつ。子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えるとされている。子どもにとって何が最善かは異なるため、子どもの意見を聞くことが重要となる。

子どもの貧困対策

貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を始めとした様々な観点から支援を行う。

さ行

産後ケア事業

出産後の支援が必要な母子が、宿泊や日帰り、訪問により心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援が受けられる事業。

事業所内保育事業

地域型保育事業の一つ。企業などが主体となって主に従業員の子どもの対象に開設した保育所において、区市町村の認可を受けて地域の保育を必要とする子どもにも保育を提供するもの。

児童相談所

児童福祉法に基づき設置された児童福祉の専門機関のこと。18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、家庭への援助や指導、児童虐待への対応など広範な業務・役割を担っている。

児童福祉審議会

児童福祉法に基づき、児童・妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査・審議するため、都道府県・区市町村に置かれる機関。

児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他の環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われる。

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある児童を重症心身障害児という。

小規模保育事業

地域型保育事業の一つ。区市町村の認可を受け、定員6人から19人の施設で主に満3歳未満の乳児・幼児を対象として保育を行う。

ショートステイ

「子育て短期支援事業」。保護者が疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設等において宿泊を伴う保育を行う事業のこと。

自立援助ホーム

義務教育を終了した、児童養護施設や児童自立支援施設を退所した児童等のうち、支援が必要な者を入所させ、相談その他の日常生活上の援助や生活指導等を行い、自立に向けた援助を行う施設のこと。

すくすくスクール

小学校の放課後や学校休業日に、校庭・体育館などの施設を利用して、児童がのびのびと自由な活動ができ、学童クラブを含む事業。

スクールカウンセラー

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う心理の専門職のこと。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒が生活の中で抱えている、日常生活上の悩みやいじめ・暴力行為、虐待など様々な問題の解決を図る専門職のこと。

相対的貧困率

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯の割合。

た行

待機児童

保育所への入所申請をされていて、入所の条件を満たしているにも関わらず、保育所に入所できない状態にある児童のこと。

代替養育

保護者と子どもの分離が必要な事情がある場合に、子どもを保護者から分離して、里親のもとや小規模施設等において養育すること。

地域型保育事業

区市町村の認可を受けた、主に3歳未満の乳児・幼児を対象とした保育事業で、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4類型がある。

地域共生社会

子ども・高齢者・障害者など地域に暮らす全ての人々が、地域・暮らし・生きがいを共に作り、高めあうことができる社会のこと。江戸川区では、地域に暮らす人たちが受け手と支え手に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支えあいながら暮らすことができる仕組みづくりを進めている。

地域子育て支援拠点

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談、情報提供等を実施する。本区においては、共育プラザや健康サポートセンター等20か所（令和6年度現在）で実施している「子育てひろば」がそれにあたる。

特定教育・保育施設

区市町村長が、施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のこと。

な行

乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

認可保育園

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された保育を行う施設。なお、江戸川区は児相設置区のため認定は区が行っている。

江戸川区が運営する区立保育園と、社会福祉法人等が運営する私立の保育施設がある。

認可外保育施設

保育を行う施設のうち、認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業以外の総称（保育者の自宅で行うものを含む）。江戸川区内の認可外保育施設は、江戸川区に対して設置を届け出る必要があり、江戸川区による指導検査対象となる。

認証保育所

東京都独自の認証基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設。

認定（教育・保育給付認定）

施設などの利用を希望する場合は、子ども・子育て支援法に基づき、居住する区市町村から保育の必要性の認定を受ける必要がある。年齢・保護者の就労状況等により「1号認定」「2号認定」「3号認定」の3つの認定区分があり、この区分に応じて幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育の利用先が決まる。

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けている、教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育園の機能や特性を併せ持っている。なお、江戸川区は児相設置区のため認定は区が行っている。

は行

配偶者暴力相談支援センター

パートナーからの暴力（DV）を防止し、被害者の自立を支援する。本区の配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者暴力相談専用電話の設置、DV被害者相談の証明、保護命令関係の事務などを行っている

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法での定義）。

パーマネンシー保障

社会的養護を必要とする子どもに、子どもの成長のために特定の永続的で安定した養育者と養育環境を保障すること。

非認知能力

自己肯定感や自制心などの「自分に関する力」、協調性、思いやり、道徳性などの「人と関わる力」など、測定することのできない能力のこと。数がわかる、字が書けるといった IQ などと測れる「認知能力」に対し、「非認知能力」と呼ばれ、その後の「認知能力」獲得の基礎となり、子どもが大人になったときの社会生活に大きな影響を与える。

病児保育

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業のこと。

ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（本区では依頼会員と呼ぶ。）と援助を行うことを希望する人（本区では協力会員と呼ぶ。）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

福祉型児童発達支援センター

障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

フッ化物洗口

フッ化物洗口は、フッ化ナトリウム溶液の洗口液で、30 秒から 1 分間ぶくぶくうがいをするむし歯予防法。

プレーリーダー

公園で子どもたちの自由な発想での遊びやコミュニティの学びをサポートし、あわせて運動能力の向上を図る人のこと。

プレコンセプションケア

若い男女が将来の妊娠を考えて、自身の生活や健康に向き合うこと。自分だけでなく、次世代の子ども健康にもつながるヘルスケア。WHO では「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義している。江戸川区では、江戸川区医師会の協力のもと「プレコン相談」を実施中。

保育所等訪問支援事業

保育所などを利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に、訪問支援員が保育所などを訪問し、保育所などにおける集団生活への適応のための専門的な支援を行うこと。

保育ママ

仕事などで日中家庭での養育が困難な 0 歳児を、家庭的な環境の中で、保育ママが愛情深く保育する本区独自の制度。

放課後等デイサービス

就学中の障害児（発達障害を含む）に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行うこと。

母子生活支援施設

児童福祉法に基づいて、18 歳未満の子どもがいる母子家庭等が生活できる施設のこと。母子の自立に向けて、子育てや生活の手伝いをはじめ、退所した後の相談にも応じている。

ま行

面前 DV

児童が同居する家庭における配偶者（事実婚などの場合も含む。）間の暴力（心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。）のこと。面前 DV は児童虐待（心理的虐待）にあたる。

や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、成長や発達に必要な（勉強や遊び等）時間を奪われたりケアに伴い身体的・精神的負荷がかかることによって、負担が重い状態になっていると認められる子ども・若者のこと。

有配偶

届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者のこと。

養育家庭

様々な事情で親と一緒に暮らすことができない子どもを、養子縁組を目的としないで、一定期間養育する家庭のこと。

幼稚園類似施設

幼稚園教育を行うことを目的として設置され、都知事が認定した幼稚園類似の幼児施設のこと。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。要保護児童を発見した者には、児童相談所や区市町村へ通告する義務がある。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の保護、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関や児童の福祉に関連する職務に従事する者などにより構成される協議会のこと。本区では平成 17 年 11 月、「子どもの保護に関する地域協議会」として設置。令和 2 年 4 月 1 日江戸川区児童相談所の開設に伴い、協議会の名称を「子どもの保護に関する地域協議会」から「江戸川区要保護児童対策地域協議会」と変更した。

未来を支える江戸川こどもプラン

～江戸川区こども計画～

(令和7年度～令和11年度)

発行年月：令和7年3月

発行：江戸川区子ども家庭部子育て支援課

〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1

電話：03-5662-0659

FAX：03-5662-4897

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

311

312

313

314

315

316

317

318

319

320

321

322

323

324

325

326

327

328

329

330

331

332

333

334

335

336

337

338

339

340

341

342

343

344

345

346

347

348

349

350

351

352

353

354

355

356

357

358

359

360

361

362

363

364

365

366

367

368

369

370

371

372

373

374

375

376

377

378

379

380

381

382

383

384

385

386

387

388

389

390

391

392

393

394

395

396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

409

410

411

412

413

414

415

416

417

418

419

420

421

422

423

424

425

426

427

428

429

430

431

432

433

434

435

436

437

438

439

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

451

452

453

454

455

456

457

458

459

460

461

462

463

464

465

466

467

468

469

470

471

472

473

474

475

476

477

478

479

480

481

482

483

484

485

486

487

488

489

490

491

492

493

494

495

496

497

498

499

500

501

502

503

504

505

506

507

508

509

510

511

512

513

514

515

516

517

518

519

520

521

522

523

524

525

526

527

528

529

530

531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

545

546

547

548

549

550

551

552

553

554

555

556

557

558

559

560

561

562

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

580

581

582

583

584

585

586

587

588

589

590

591

592

593

594

595

596

597

598

599

600

601

602

603

604

605

606

607

608

609

610

611

612

613

614

615

616

617

618

619

620

621

622

623

624

625

626

627

628

629

630

631

632

633

634

635

636

637

638

639

640

641

642

643

644

645

646

647

648

649

650

651

652

653

654

655

656

657

658

659

660

661

662

663

664

665

666

667

668

669

670

671

672

673

674

675

676

677

678

679

680

681

682

683

684

685

686

687

688

689

690

691

692

693

694

695

696

697

698

699

700

701

702

703

704

705

706

707

708

709

710

711

712

713

714

715

716

717

718

719

720

721

722

723

724

725

726

727

728

729

730

731

732

733

734

735

736

737

738

739

740

741

742

743

744

745

746

747

748

749

750

751

752

753

754

755

756

757

758

759

760

761

762

763

764

765

766

767

768

769

770

771

772

773

774

775

776

777

778

779

780

781

782

783

784

785

786

787

788

789

790

791

792

793

794

795

796

797

798

799

800

801

802

803

804

805

806

807

808

809

810

811

812

813

814

815

816

817

818

819

820

821

822

823

824

825

826

827

828

829

830

831

832

833

834

835

836

837

838

839

840

841

842

843

844

845

846

847

848

849

850

851

852

853

854

855

856

857

858

859

860

861

862

863

864

865

866

867

868

869

870

871

872

873

874

875

876

877

878

879

880

881

882

883

884

885

886

887

888

889

890

891

892

893

894

895

896

897

898

899

900

901

902

903

904

905

906

907

908

909

910

911

912

913

914

915

916

917

918

919

920

921

922

923

924

925

926

927

928

929

930

931

932

933

934

935

936

937

938

939

940

941

942

943

944

945

946

947

948

949

950

951

952

953

954

955

956

957

958

959

960

961

962

963

964

965

966

967

968

969

970

971

972

973

974

975

976

977

978

979

980

981

982

983

984

985

986

987

988

989

990

991

992

993

994

995

996

997

998

999

1000